

3月5日(水)

出席委員

委員長 石田 秀男
副委員長 ゆきた 政春
同 山本 やすゆき
委員 のだて 稔史
同 やなぎさわ 聡
同 おぎの あやか
同 澤田 えみこ
同 ひがし ゆき
同 石田 ちひろ
同 田中 たけし
同 せらく 真央
同 松本 ときひろ
同 新妻 さえ子
同 えのした 正人
同 せお 麻里
同 安藤 たい作
同 鈴木 ひろ子
同 横山 由香理

委員 石田 しんご
同 筒井 ようすけ
同 つる 伸一郎
同 あくつ 広王
同 塚本 よしひろ
同 まつざわ 和昌
同 こしば 新
同 吉田 ゆみこ
同 松永 よしひろ
同 高橋 しんじ
同 西本 たか子
同 中塚 亮
同 須貝 行宏
同 藤原 正則
同 こんの 孝子
同 若林 ひろき
同 西村 直子
同 高橋 伸明

欠席委員

木村 健悟
大倉 たかひろ

その他の出席議員

渡辺 ゆういち

出席説明員

区 長 森 澤 恭 子	新庁舎建設担当課長 小 林 剛
副 区 長 堀 越 明	地 域 振 興 部 長 川 島 淳 成
副 区 長 新 井 康	地 域 活 動 課 長 宮 澤 俊 太
企 画 経 営 部 長 久 保 田 善 行	生 活 安 全 担 当 課 長 河 合 伸 彦
企 画 課 長 崎 村 剛 光	戸 籍 住 民 課 長 築 山 憩
政 策 推 進 担 当 課 長 吉 岡 孝 樹	地 域 産 業 振 興 課 長 小 林 徹
財 政 課 長 加 島 美 弥 子	文 化 観 光 ス ポ ー ツ 振 興 部 長 辻 亜 紀
経 理 課 長 佐 藤 聡	文 化 観 光 戦 略 課 長 大 森 直 人
税 務 課 長 (定額減税調整給付金担当課長兼務) 吉 野 誠	ス ポ ー ツ 推 進 課 長 三 井 崇 司
区 長 室 長 柏 原 敦	子 ども 未 来 部 長 佐 藤 憲 宜
新庁舎整備担当部長 黒 田 肇 暢	子 ども 育 成 課 長 藤 村 信 介
広町事業担当部長 品 川 義 輝	子 ども 施 策 連 携 担 当 課 長 柴 田 成 希
総 務 課 長 (秘書担当課長兼務) 勝 亦 隆 一	保 育 施 設 運 営 課 長 中 島 秀 介
戦 略 広 報 課 長 與 那 嶺 亘	保 育 事 業 担 当 課 長 佐 藤 裕 樹

品川区児童相談所長
原 彰 彦

福祉計画課長
東 野 俊 幸

高齢者福祉課長
菅 野 令 子

生活福祉課長
(生活支援臨時給付金担当課長兼務)
豊 嶋 俊 介

健康推進部長
(品川区保健所長兼務)
阿 部 敦 子

健康推進部次長
(品川区保健所次長兼務)
(健康推進部地域医療連携課長事務取扱)
遠 藤 孝 一

健康課長
若 生 純 一

参 事
(健康推進部保健予防課長事務取扱)
五十嵐 葉 子

品川保健センター所長
石 橋 美 佳

大井保健センター所長
福 地 真 奈 美

荏原保健センター所長
三 ッ 橋 悦 子

都市環境部長
鈴 木 和 彦

都市整備推進担当部長
鴫 田 正 明

住宅課長
川 原 由 香 乃

建 築 課 長
森 雄 治

参 事
(品川区清掃事務所長事務取扱)
(品川区清掃事務所資源循環推進担当課長事務取扱)
篠 田 英 夫

防災まちづくり部長
溝 口 雅 之

災害対策担当部長
(危機管理担当部長兼務)
滝 澤 博 文

地域交通政策課長
櫻 木 太 郎

交通安全担当課長
山 下 憲 雄

土木管理課長
川 崎 由 布 子

公園課長
大 友 恵 介

防災体制整備担当課長
羽 鳥 匡 彦

災害対策担当課長
伊 藤 大

会計管理者
大 串 史 和

教 育 長
伊 崎 み ゆ き

教 育 次 長
米 田 博

庶務課長
船 木 秀 樹

都市計画課長
高梨智之

学務課長
柏木通

指導課長
中谷愛

学校施設担当課長
荒木孝太

○午前9時30分開会

○石田（秀）委員長 おはようございます。ただいまより、予算特別委員会を開きます。

それでは、第5号議案、令和7年度品川区一般会計予算を議題に供します。

本日の審査項目は、歳入ならびに歳出第1款議会費、第8款公債費および第9款予備費ならびに債務負担行為および一時借入金等でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○加島財政課長 おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、予算書を用いてご説明させていただきます。

7ページをお開きください。令和7年度一般会計予算は、第1条、歳入歳出をそれぞれ2,347億6,300万円と定めるものであります。

第4条、一時借入金の最高額を50億円と定めております。

第5条、職員給与費につきましては、同一款内での項間流用を定めるものでございます。

8ページをお開きください。第1表歳入歳出予算は、歳入、1款特別区税から、10ページ、20款特別区債まで、11ページをご覧いただきまして、歳出、1款議会費から、12ページ、9款予備費までであります。

右側の13ページ、第2表債務負担行為につきましては、1段目、品川区土地開発公社からの用地取得から、6段目、公共事業施行による移転資金融資あつ旋に伴う金融機関に対する損失補償までは、例年設定するものでございます。その下、新庁舎建設および都市計画関連施設整備工事から、15ページ、浅間台小学校仮校舎借り上げまでの36件は、新規でございます。

16ページをお願いいたします。第3表特別区債は、新庁舎整備と学校施設整備を目的に借り入れるものとして、限度額を64億5,000万円と設定いたしました。

飛びまして、50ページをお願いいたします。歳入です。1款特別区税、1項特別区民税は、560億1,500万円で、対前年11.2%の増、納税義務者の増に加えまして、定額減税の影響を解消し増額するものでございます。

2項軽自動車税は、1億4,483万5,000円で、対前年2.0%の増でございます。

52ページ、3項特別区たばこ税は、31億6,000万円で、対前年7.8%の減。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税は、1億2,000万円で、対前年同額。

2項自動車重量譲与税は、3億8,000万円で、対前年2.6%の減。

3項森林環境譲与税は、4,730万円で、対前年0.6%の増でございます。

54ページ、3款利子割交付金、1項利子割交付金は、3億円で、対前年150%の増。

4款配当割交付金、1項配当割交付金は、12億円で、対前年71.4%の増。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金は、9億円で、対前年28.6%の増。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金は、125億円で、対前年13.6%の増。

7款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金は、1億4,000万円で、対前年16.7%の増でございます。

56ページ、8款地方特例交付金、1項地方特例交付金は、2億円で、対前年20億円の減。定額減税における減収補填特例交付金の皆減であります。

9款特別区交付金、1項特別区財政調整交付金は、480億円で、対前年9.6%の増であります。

10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金は、3,100万円で、対前年同額。

11 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目総務費負担金は、3 億 1,744 万 7,000 円で、対前年 40.8%の増。

58 ページ、2 目民生費負担金は、6 億 3,765 万 8,000 円で、対前年 51.5%の減。

3 目衛生費負担金は、4 億 5,699 万 9,000 円で、対前年 1.8%の増。

60 ページです。4 目産業経済費負担金は、1,280 万 6,000 円で、対前年 1.0%の増であります。

以上により、負担金の計は 14 億 2,491 万円で、対前年 28.8%の減であります。

12 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料は、2 億 863 万 1,000 円で、対前年 2.9%の減。

70 ページ、2 目民生使用料は、1 億 4,657 万 1,000 円で、対前年 5.3%の減。

72 ページ、3 目衛生使用料は、1,800 万 8,000 円で、対前年 2.6%の増。

4 目産業経済使用料は、1 億 1,766 万 5,000 円で、対前年 0.2%の増であります。

74 ページ、5 目土木使用料は、34 億 2,296 万 8,000 円で、対前年 2.2%の増。

78 ページをお開きください。6 目教育使用料は、6,227 万 3,000 円で、対前年 3.6%の増であります。

以上により、使用料の計は 39 億 7,611 万 6,000 円で、対前年 1.6%の増であります。

2 項手数料、1 目総務手数料は、1 億 8,723 万 9,000 円で、対前年 1.4%の増。

80 ページ、2 目衛生手数料は、4 億 8,511 万 4,000 円で、対前年 8.1%の増。主なものは、83 ページ、8 節廃棄物処理手数料の増であります。

左側の 82 ページ、3 目土木手数料は、4,596 万 1,000 円で、対前年 4.7%の減であります。

88 ページをお開きください。以上により、手数料の計は、7 億 1,831 万 4,000 円で、対前年 5.4%の増であります。

13 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金は、293 億 8,237 万 2,000 円で、対前年 17.6%の増。主なものは、91 ページ、10 節児童手当給付金の増であります。

左側の 90 ページ、2 目衛生費負担金は、4 億 3,179 万 8,000 円で、対前年 66.3%の増。主なものは、93 ページ、5 節妊婦のための支援給付交付金の新規計上であります。

左側の 92 ページ、3 目教育費負担金は、6,786 万 3,000 円で、対前年 366.4%の増であります。

94 ページをご覧ください。以上により、国庫負担金の計は、298 億 8,203 万 3,000 円で、対前年 19.2%の増であります。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金は、9 億 7,120 万 3,000 円で、対前年 15.9%の減。主なものは、右側、95 ページ、3 節デジタル基盤改革支援補助金の減であります。

左側の 94 ページ、民生費補助金ですが、16 億 1,729 万 5,000 円で、対前年 41.8%の増。主なものは、99 ページ、13 節重層的支援体制整備事業交付金の新規計上であります。

100 ページ、3 目衛生費補助金は、2 億 1,914 万 9,000 円で、対前年 52.2%の減。主なものは、右側、101 ページ、6 節出産・子育て応援交付金の減であります。

102 ページ、4 目土木費補助金は、88 億 7,441 万 5,000 円で、対前年 61.3%の増。主なものは、107 ページ、7 節スマートウェルネス住宅等推進事業補助金の増であります。

左側の 106 ページをご覧ください。5 目教育費補助金は、7 億 1,236 万 6,000 円で、対前

年14.8%の増。主なものは、111ページ、7節GIGAスクール構想支援体制整備事業補助金の新規計上でございます。

左側の110ページをご覧ください。以上により、国庫補助金の計は123億9,442万8,000円で、対前年39.7%の増であります。

3項国庫委託金、1目総務費委託金は、333万3,000円。

2目民生費委託金は、423万1,000円。

3目衛生費委託金は、115万1,000円。

4目土木費委託金は、2万3,000円でございます。

以上により、国庫委託金の計は873万8,000円で、対前年7.2%の増であります。

110ページの14款都支出金、1項都負担金、1目民生費負担金ですが、82億5,133万1,000円で、対前年9.3%の増。

114ページをご覧ください。2目衛生費負担金は、423万1,000円であります。

以上により、都負担金の計は82億5,556万2,000円で、対前年9.3%の増であります。

2項都補助金、1目総務費補助金は、10億5,518万2,000円で、対前年57.5%の増。主なものは、117ページ、4節物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の計上であります。

2目民生費補助金は、94億359万8,000円で、対前年43.9%の増。主なものは、125ページ、25節保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金の増であります。

132ページ、3目衛生費補助金は、4億4,699万9,000円で、対前年6.0%の減。

136ページ、4目産業経済費補助金は、2億2,086万4,000円で、対前年1.6%の減。

めくりまして、138ページ、5目土木費補助金は、31億2,553万円で、対前年30.2%の増。主なものは、右側の139ページ、1節都市計画交付金の増であります。

142ページ、6目教育費補助金は、13億5,292万9,000円で、対前年11億2,073万7,000円の増。主なものは、147ページ、13節公立学校給食費負担軽減事業補助金および14節エデュケーションアシスタント配置支援事業補助金の新規計上であります。

左側の146ページをご覧ください。以上により、都補助金の計は156億510万2,000円で、対前年57.5%の増であります。

148ページをお開きください。3項都委託金、1目総務費委託金は、21億3,610万7,000円で、対前年63.0%の増。主なものは、右側、149ページ、6節都議会議員選挙および8節参議院議員選挙の新規計上であります。

左側の148ページ、2目民生費委託金は、21万3,000円。

3目衛生費委託金は、884万円。

150ページ、4目土木費委託金は、1,280万1,000円。

5目教育費委託金は、1,461万7,000円。

以上によりまして、都委託金の計は21億7,257万8,000円で、対前年60.3%の増であります。

15款の財産収入、1項財産運用収入は、154ページ、8億2,224万5,000円で、対前年12.0%の増。

2項財産売払収入は、281万3,000円であります。

16款寄附金、1項寄附金は、156ページ、1億2,800万1,000円で、対前年37.6%の

増であります。

17款繰入金、1項基金繰入金は、158ページ、183億1,891万円で、対前年16.9%の増。

2項特別会計繰入金は、1億471万円の皆増。

18款繰越金、1項繰越金は、40億円、対前年同額。

19款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は、160ページになります。3,719万6,000円。

2項特別区預金利子は、14万1,000円。

3項貸付金元利収入は、162ページ、4億5,486万8,000円で、対前年13.6%の減。

4項受託事業収入は、164ページです、26億2,182万5,000円で、対前年44.3%の減であります。

おめくりいただきまして166ページ、5項収益事業収入は、9億308万9,000円でございます。

6項雑入、1目滞納処分費は科目存置。

2目弁償金は、1億2,518万2,000円。

3目納付金は、4億1,654万1,000円。

4目介護報酬は、2億7,851万8,000円。

5目雑入は、25億2,304万4,000円で、主なものは、右側の167ページ、6節各種負担金、おめくりいただきまして169ページ、7節各種事業参加費負担金、飛びまして、175ページ、27節都市基盤整備費収入でございます。

左側の174ページ、違約金及び延納利息につきましては、廃目でございます。

以上により、雑入の計は33億4,328万6,000円で、対前年9.8%の増であります。

20款特別区債、1項特別区債は、新庁舎整備費および学校施設整備として、64億5,000万円を計上いたしました。

歳入は以上でございます。

178ページをご覧ください。歳出でございます。

1款議会費、1項議会費は、8億2,805万7,000円で、対前年1.5%の減。

右側、179ページ、上から4行目、議会運営費です。中段やや下です。議会アドバイザー経費につきましては、議会における様々な法的諸問題について、弁護士から助言、相談を受けることで、議会の機能強化を図っていくための経費でございます。

404ページまでおめくりいただけますでしょうか。

8款公債費、1項公債費でございます。こちらは13億6,980万7,000円で、対前年13.1%の増でございます。

めくりまして406ページ、9款予備費、1項予備費は、3億円で、対前年同額でございます。

○石田（秀）委員長　以上で、本日の審査項目の説明が終わりました。

審議に入ります前に、今現在、33名の方の通告をいただいております。

それでは、これより質疑に入ります。

○西本委員　委員長、動議、お願いします。

○石田（秀）委員長　西本委員、分かりました。動議の発言がありましたので、どうぞ、内容の説明だけをしてください。

○西本委員　ここで動議をさせていただきます。

令和7年度の予算なのですけれども、これが公になったのは2月5日の区長のプレス発表です。しかしながら、2月5日の朝刊に、ここに、皆さん、見ていると思うのですけれども、朝刊に、もう既にかなり詳しい情報が公表されております。これは各紙です。私たちは、その前の週に概要説明をいただきました。その際に、再三、2月5日にプレス発表が終わるまでは公表しないという申し入れがありました。しかも、その際に、プレス発表の資料はいただいております。羅列だけです。一覧だけでした。けれども、2月5日の朝には新聞報道がなされております。区長のプレス発表前であります。この説明をしていただきたいと思います。

○石田（秀）委員長 今、動議の発言があり、内容の説明がありました。これは予算特別委員会ですので、私の立場から理事会を招集しますので、会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前 9時47分休憩

○午前11時19分再開

○石田（秀）委員長 それでは、休憩前に引き続き、予算特別委員会を再開いたします。

休憩中に理事会を開催し協議を行いました。休憩前に西本委員よりご発言がありました件につきまして、次のとおり取り扱うことといたします。

西本委員の申し出については、予算審査に当たって執行機関から事前に説明を受けないと審査が行えないものではなく、款別審査における質疑を通じて行うことも可能と思われまます。

したがいまして、当理事会としては、予算特別委員会では執行機関に対し、当該事案について説明を要請しないことといたします。

なお、西本委員の意見につきましては、議会の中で議論を行い、対応を検討していただきたいと思います。

それでは、質疑に入ります。

○石田（し）委員 まず、理事会で、西本委員がこうやって動議を出されて、それについてご本人からの意向は聞いたのでしょうか。

それと、そもそもこの動議を受けるか受けないかという判断も誰がされているのか。それも本人に確認をしたのか。本人の意向も何も確認しないで、理事会でこうしましたから進めますというのは、私は、議会として、丁寧な対応ではないと思いますけれども、いかがですか。

○石田（秀）委員長 今の話は、基本的には動議が出されました。私のほうで、それでは理事会を開催しますというのは私の判断です。これは第一。それで休憩をしました。その後、理事会を開催する際にも、事前に西本委員からのお話もありましたので、それは確認をする。それが理事会でこういうことですよねというのは、理事会の中で皆さんからご意見をいただいて、その方向性を1つ出ささせていただきました。会派にも持ち帰っていただいて、それはこういう形で、今のお話をしたような内容でよろしいでしょうかという話をしました。

その後、西本委員にも、理事会としては、こういう形でありますので、それはご了解いただけますかということで、西本委員にもお伝えして、西本委員も、これなら結構ですとご了解をいただいて、それで再開をしているということでありまして、理事会を都合2回、私としては、西本委員とも議論をさせていただいて、この中で再開をさせていただいているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○石田（し）委員 そうであれば、初めにその説明をすればよかったですのではないですか。我々は何も

聞いていないわけです。今、急に再開すると言ってここに来させられて、今の説明だったら、まだ、では、ご本人も納得されているのだなで、動議もなかったことで終わりですけども、今の説明もなく、最初の説明と今の説明で若干違いますよね。だから、私はそこをきちんと説明をしていただいてからスタートすればいいのではないですかという話ですから、ぜひそこは丁寧にさせていただきますけれども、いかがですか。

○石田（秀）委員長 動議があったかなかったといたしますと、動議はありました。それは取り上げたので、理事会も開催したので、動議はあったわけです。それに沿って、理事会は、西本委員の動議について、それは真摯に議論をしようということで、全員の理事の方からご意見をいただいて行ったということでありまして、それは皆さんに、今、私がここでご説明をしていることを、事前にその経緯をお話するということは、私が判断の中で、皆様には、いろいろな議論を全てご報告するということは、私の判断でしていないことは事実です。取りまとめた結果、それを西本委員にも納得をしていただかないと委員会は開けない。これは何度も今までそういうことがあって、お互いの納得、会派の納得、そういうことも含めてなければ、この委員会は開けていないので、それはきちんと確認をとりながらここまで来ているので、その出来上がったものをここでご報告している。これは公の場なので、今、石田しんご委員も、今、議事録に残るような公の場で発言をされているので、私としても、今、公の場で、このご説明をしているので、私としては、しっかり申し出があったことについてのお答えはこういう形で理事会の理事にも納得をいただいている内容をご説明しているということ。だから、事実だけを今言っているので、ぜひそれでご理解をいただきたいということでもあります。

よろしいですか。

○石田（し）委員 だから、知らない人たちもいるわけですよ。理事会構成メンバーが会派の代表者でやられていて、今、無所属の人たちが何人かいるわけですよ。その人たちは、一切の報告もなくスタートしているわけですよ。そこは丁寧に説明すればいいのではないですかというのが私の提案です。それができないのであれば、事前に、理事会ではこういうふうに決まりましたという報告も各委員にすればよかったのではないですか。それもなくスタートして、正直、本人の意向があるかどうか分からないわけですよ。でも、私は議会の運営として、それは間違っているという判断で、今、発言をさせていただいているのです。思わないですか。

だから、別に私は再開をすることはいいですよ。全然それはいいですけども、今後のことも考えて、やはりしっかりそこは丁寧にしたほうがいいのではないですかというのが私の発言です。

だから、別に今、決定したことに対して駄目だどうこう言っているわけではないのです、全然。なので、丁寧に説明してくれというのが私の主張です。

○石田（秀）委員長 これは、私が委員長なので、私の説明として、石田しんご委員にお答えをすると、私は委員長を引き受けさせていただいているので、それに対する対応をしています。

そのほかの議論という話もあったり、事前の説明というのは、もちろんご本人がいらっしゃるので、結果はこういうことですよということをご報告もしている。理事会でも、しっかり、今、1つの議論があったものに対して、会派に持ち帰っていただいて、それをご理解いただいて、では、これでという、この文章もまとめているということです。

ですから、今のお話は、無所属の方が8人いらっしゃる方々に、そのときの説明をしていないということがあるのであれば、しっかりそれは、これから私も判断をするかもしれないけれども、今の段階では、全てこういうことがあったときは、理事会でしっかりそれを議論していきましようというのが、私

の今の理解は、そこの私の委員長としての理解、それが間違っていると、今、違つて、もう少し説明があったほうがいいのかということなので、この議事録に残るような形で、今、ご説明をした。それでご理解いただきたいということなのだけれども、それは今、石田しんご委員が言っているのは、その前に、無所属のメンバーの方々にも全部それを、今こういう理事会の説明、ご本人も含めて、ご本人は必ずあると思っていたから、私はそれをやったけれども、そういうことを全部事前にやってくださいということを考えるのであれば、これからあるのであれば、それは検討します。今の私の委員長の立場としては、検討する、それぐらいしか言えない。必ずやりますということとは言えない。それは人も変わるのだし、今までの長い歴史の中で、無所属の全員に説明をしていくのか。理事会があって、それについては、これから、私も今、ご意見をいただいたので、しっかりそれは受け止めさせていただくけれども、これが今日もう1回こういうことがあったときに、無所属の全員に、こういう理事会の内容、こうで、事前にこうでしたということの説明するかということは、お約束はできないけれども、ご意見としていただいております。

○石田（し）委員　そもそも動議が出されて、その動議をまずどうするかということも確認をしなければいけないですね。それは理事会でもいいです。それについて、動議を認めるのかどうかもまずそうだし、動議が仮に認められたのであれば、認められたと言っているのだから、動議があったと。事実としてあったのだったら、その動議に対してどうかということ、議会なのだから、最後は多数決で採決をしなければいけないわけですよね。間違っていますか。それもなく、では、理事会で全て決めますと言って、ここに今いる無所属議員は、何もなくて、何の説明もなく、そうですかと進めるかと言ったら、そうではないではないですか。だから、私はきちんと進めたほうがいいですよということ。それを今の委員長が、予算特別委員会ではそれでしっかりやりますよということのだったらいいですけども、このままただなし崩しに、では、理事会で全部決めていきますよというのは、それは道理が通らないと思いますけれどもね。皆さん、どう思いますか。

○石田（秀）委員長　先ほども言いましたけれども、動議が西本委員から出されたときに、では、理事会を開きますと言って受けたのは、これは私の権限です。これは予算特別委員会の委員長として受けた。そのときに、今出ましたこの動議について、それをここで諮ります。これを動議として扱いますかということは、私の知っている限り、この予算特別委員会の運営上、これはない。ここは委員長の権限があると思っている私がいる。それが、今、違うとおっしゃるのなら、この場所でやる話ではなくて、違ったところで議論をするべきであって、この予算特別委員会の在り方、これをどこかで議論するのであれば、それはそこで構わない。だけど、先ほど言ったように、西本委員とも話をしたときに、議会の中で議論を行ってこれというのには西本委員からも話があったから、西本委員の意見につきましては、議会の中で議論を行い、対応を検討していただくということは、これは私がそうしろと言っているのではない。していただきたいと思います。それは私の立場としてはお願いベースだから。理事会もお願いベースだけれども、だけど、それは理事会でしっかりやりますよということです。予算特別委員会の在り方、これをしっかりもう1回こういう形でやろうねということ意見を言っていたとしても構わないけれども、ここではなくて、それは、議運なり何なり別のところで話を、それがこれまでの歴史で、それで申し合わせも議会運営の何も全部決まっているわけだから、それを飛び越えて、ここの委員会だけそういうふうな委員長の権限でやるということは、私からは、それは、受け止めるけれども、ここでその返事はできませんよ、そう言っているわけです。だから、ご理解をいただきたいと言っている。

○石田（し）委員　皆さん待っているから最後にしますけれども、私もこういう議会運営はよくない

のですかと、きちんと説明をするのだったら説明をしたほうがいいしという話をしているわけです。その理事会の決定に対して、私はノーと言っているわけではなくて、本人の意向も聞いているのかどうか。何もかも誰も分からず、今ここに座っている人たちがいるということが事実であって、その人たちのことを思えば、今後きちんとそこは議会運営としてやっていかなければいけないのではないですか。それを私は話しているわけです。それは委員長がそれを分かりましたと。それは、今後どこかで、しっかり自分の中でも検討していきたいと。その発言をどこかでしろと言うけれども、どこでそのような発言場所があるのですか。無所属の人たち、ないではないですか。だから、私は、今回、あえて手を挙げて言ったわけで、なので、そこはぜひ理解をしていただきたい。それは今、そういう討論をするのだったら私はずっとしますけれども、その思いがほかの人たちにもあるのではないかなと思っているから、別に代表してと言って、恩きせがましく言っているわけではないけれども、現実にもそういう声を私は聞いているから、今、発言をしているので、そこはぜひ、そこに議長もいらっしゃいますから、そこはぜひ確認をしていただきたいと思えますけれども、これを最後にしますから、ぜひよろしくお願ひします。

○石田（秀）委員長 よろしいですか。

それでは、質疑に入ります。

質疑の際は、最初に記載ページおよび質問内容を改めてお示しいただくとともに、款別審査の徹底について、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、質疑を行います。ご発言願ひします。こしば新委員。

○こしば委員 よろしくお願ひいたします。50ページ、特別区民税を軸にしましてお聞きしていきたいと思ひます。

先般、総務委員会の報告で、令和4年に策定されました総合実施計画の確定素案について説明をいただきました。その際、説明では、コロナによる人口推移の変化により、2040年代前半に人口が頭打ちになるという予測がございましたが、コロナ後の人口動向、また、今後の住宅供給数、都や国の推測を鑑みて、2051年まで人口が増え続けて、46万7,000人の人口でピークを迎えるという予測に変化したとの説明を受けました。

日本全体を見ますと、人口減少という課題がある中で、品川区は人口が確実に増えているわけがございます。人口が増えていけば、区民税の歳入も当然増えてまいります。

前年度の人口と今年度の人口との対比を見ますと、普通徴収分は納税義務者数が前年度比で2,000人増えた。特別徴収分は2,400人増えたということで、来年度は4,400人増えて、税収は56億円増の予算が組み込まれております。

まず、この推移について、区はいかに分析をしているのか。また、どのように評価をされているのか教えてください。

○吉野税務課長 今年度の予算なのですけれども、補正予算をベースに算定しております。委員のご指摘のとおり、納付義務者が増えている状況です。

一番大きな要因としましては、令和6年度の定額減税がなくなったことが大きな要因でして、納税義務者が増えるとともに、そういった減税の要因もなくなったというところになります。

それから、委員もご指摘のありました1月1日現在の生産年齢人口に関しましても、5,000人ほど増えております。

東京都の完全失業率が、令和6年7月、9月期は、2.4%、前年比0.2%減しておりますので、こういったところの観点からも、こういった増収ということで見込んでおるところです。

○こしば委員 統計は推測する上でも大きな手がかりとなりますので、また幾つか教えてもらいたいと思います。

区民税をお納めすると、区民の収入と、また、少し高齢化世代の話をしていきたいので、その世代との関連性について教えていただければと思います。

○吉野税務課長 この大きな増収の部分なのですけれども、課税所得、昨日も少し答弁させていただいたのですけれども、30歳から59歳まで、いわゆる50代までの方たちがかなり増えております。課税所得700万円以上の方なのですけれども、30歳ですと1,748名増、40歳代ですと1,100名増、50歳ですと228名増となっている現状です。

○こしば委員 世帯との関連性をお聞きしたかったので、そこら辺、分かれば教えてください。

○吉野税務課長 失礼いたしました。世帯でいきますと、1人世帯の数が大体58%ほど、13万8世帯あります。あと2人世帯が4万7,000世帯、20%余の状況です。

○こしば委員 行政サービスを受ける子育て世代や、また、高齢者だけではなく、先ほどの課長の答弁のとおり、1人世帯、また2人世帯も増えていると。私の調べでは、世帯年収、平均年収も550万円以上で、このひとり住まい、2人世帯という、行政サービスを比較的受けることが少ない区民が一定数区内にいらっしゃることも確かでございます。

具体的には、独身者の方と、また一方で、子どもを持たず共働きの世帯、Double Income No Kids (DINKs) と呼ばれる世帯が含まれるということでございますが、このDINKsは、子どもがいない分、共働きでございますので、可処分時間や可処分所得に比較的恵まれている方々でございます。ですので、趣味や旅行に時間を使うことができるわけでございます。しかし、一方で、子育てをしない分、福祉サービスを受ける機会が、子育て世代に比べればほとんどございません。

先ほど触れました総合実施計画の改定素案を見ましても、多様な世代の定住性向上を図るため、品川区で生まれ育った人、また、転入してきた人が、品川区に愛着を持ち住み続けていきたいと思えるような環境をつくり出していくとこの実施計画にも書かれておりますが、この中で多様な世代には当然にDINKsという方々も含まれると思っておりますが、その辺り、教えていただけますでしょうか。

○崎村企画課長 委員から、子どものいない世帯、DINKsのご紹介がございましたけれども、当然そういった世帯も品川区に住んでいらっしゃるというふうに認識はしております。

税務課長からお話がありましたけれども、確定値で夫婦のみの世帯ということで統計値が出ているところでは、令和2年の国勢調査の結果で品川区の数値で申し上げますと、大体14.7%、世帯から割り返すと約3,000世帯ぐらひは子どもがいらっしゃらない世帯。その中でも、委員からはDINKsというお話がありましたけれども、DINKsが子どもを意識的に持たない、希望しないという夫婦のことを指してございまして、その14.7%の中には、当然、子どもを望んでいるけれども、まだいらっしゃらない世帯ですとか、例えば高齢世帯で子どもはもう独立をして2人世帯になったという、そういう世帯も含まれています。そういった方々に対してどういうことができるのか。委員からは、なかなか行政の支援が必要ない世帯ではというお話がございましたけれども、そういった夫婦のみの世帯で行政サービスはどういうことが必要なのか、ニーズがどうなのかというところを、これからも行政としては把握していかなければいけないですし、そういったところを踏まえて、今回、人が自分らしく暮らしていく上で不可欠な生活の基礎となる行政サービスは、所得制限なく無償で提供するということを区としても第一に掲げて施策に取り組んでおりますので、そういった観点からサービスは考えていきたいというふうに考えております。

○こしば委員 先ほど、DINKsの世帯について、大体14.7%、1割強いらっしゃるというご回答がございました。本当にDINKs、狭義の定義でいうと、まさに企画課長のおっしゃるとおりであると思いますが、その一方で、将来の行政サービス、福祉サービスの次第によっては、DINKsの方が、もしかしたら心が変わって、子どもを産みたい、また品川区で育てていきたい、または、特別養子縁組といったものもございます。そういったものを通じて家族を増やしていきたい、そういった新たな家族形態を望んでいく社会にもなっていくのではないかなと考えております。

DINKsの方は夫婦共働きでございますので、帰りが遅くなってしまいます。帰りが遅くなってしまって、疲れてしまって食事をつくれないう方もいらっしゃいます。でも、1時間なら、少しお酒も飲みながら、おいしい料理をすることで1日の疲れを癒やす、そういう方も当然いらっしゃると思います。

DINKsの方が、品川区に住む理由としては、それ以外に、やはり交通の利便性があると思います。京浜東北線に乗れば、丸の内や浜松町など都心の中心部まですぐでございますし、また、りんかい線や湘南新宿ラインに乗れば、新宿や池袋にも20分ほど着きます。また、出張や旅行で新幹線に乗れば、品川駅まですぐでございますし、また、海外に行くであれば、羽田空港までバスや京浜急行を使えば、大体20分、30分以内で着く立地でございます。

交通と駅周辺の環境を備えた品川区は、DINKsの方にとっては大変魅力的なまちでございます。魅力的なまちを考えるに当たりまして、5年前のシティプロモーションを思い出しました。

当時、実家が八王子なのですが、新宿駅から八王子のほうに向かって京王線に乗っておりましたら、品川区の中吊り広告を発見いたしまして、この広告が、当時、ラグビーのワールドカップの対戦が行われた東京スタジアムの沿線に向けたシティプロモーションだったわけでございますけれども、その中吊り広告に書かれたメッセージが大変斬新でございまして、幾つか紹介させていただきますけれども、「東京に疲れました。品川区に帰ります。」、「東京の玄関、というより、リビング。」、「あんまり言うとう司まで引っ越してきそうだ。」、そういった様々な中吊り広告に大変脱帽した記憶がございません。

今後の人口の推移に照らし合わせまして、DINKsの転入は税収のアップにもつながってまいります。その辺りで、また、人口増加というところで、将来の見通しについて、教えていただければと思います。

○崎村企画課長 DINKsに限らずになりますけれども、委員からご紹介ありましたように、かなり交通の利便性が高いということで、今年度の世論調査においても、「住み続けたい」と回答いただいた率が9割を超えているような状況でございます。

また、生活満足度についても、品川区については、今回の世論調査でもかなり高く出ておりますので、こういった生活環境面、また、区としても力を入れております子育ての負担軽減、子育てのしやすさですとか、教育環境、様々な区としての魅力を発信することによって、そういった人口を、言葉は悪いですが、引き入れるといいますか、増やしていくということは、引き続き区としても取り組んでいかなければいけないというふうに認識しております。

○こしば委員 ぜひ引き入れていただきたいと思います。

そういう中で、来年度、様々な子育て政策を品川区は打ち出しています。それは大変高く評価をします。

その上で、加速化する少子化社会の中で、今言ってきましたDINKsの方々にとっても、やはり住

み続けてもらいたい、そういった品川区であってもらいたいと思っておりますし、税金を支払っている以上、当然等しくDINKsの世帯にもしっかりと行政サービスが行き届くような施策が必要になってくると考えます。

いつかこういった方々も定年退職、リタイアをする日を迎えていきます。そうなりますと、やはり子どもがいない、家族がいないという中で、老後の不安という課題が出てきます。この課題解消のため、区を取組を求める声もあると思います。当然、現状にそういった住宅、要介護者に向けた施策の展開もされておりますけれども、そういった施策を通じたものをDINKsの方にも、あらかじめ周知をしていくことも必要ではないかなと思っておりますが、その辺りのお考えを教えてくださいと思います。

○崎村企画課長

委員からお話がありましたように、これもDINKsに限らずになってまいりますけれども、老後の不安については、特に子どものいない世帯については、老後の例えば介護ですとか、遺産の相続ですとか、様々特有といえますか、子どもがいないことによってスムーズに進まないというような課題が出てくるのかなというふうに認識しております。

そういったところで、品川区の施策としては、誰もが年をとって高齢者になるというところでは、来年度、終活の支援の取組として、社会福祉協議会が実施しているサービスについて無償化を図るですとか、また、高齢者の補聴器購入費助成については助成額を大幅に引き上げたりですとか、各種助成制度についても所得制限をなるべくなくすということで取組を進めているところでございます。

そういった高齢者に対して、安心して住み続けていただけるような取組については、高齢者に限らず、現役世代に対してもしっかりと周知をしていきたいというふうに考えております。

○こしば委員 まさに行政サービス、ベーシックサービスとも言えますけれども、こういったものを全世代にわたって、ぜひこれからも、これまではやってこられたと思います。引き続き取り組んでいただきたいと思っております。そういった取組が、シティプロモーションではないですけれども、また新たなこういったDINKsの方々の今後の将来に向けて、品川区で住んでいきたいと思えるようなことにつながってくると思っておりますので、引き続きよろしく願いまして、終わります。

○石田（秀）委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 改めて、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

61ページ、区民斎場使用料からなぎさ会館、135ページ、HPVワクチン男性接種補助事業、171ページ、リサイクル活動推進事業、時間がある限り伺ってまいります。

令和7年度予算編成では、669事業の全てを検証、見直しを行い、徹底したスクラップ・アンド・ビルドで約20億円を捻出し、ウェルビーイング予算2.0が示されました。私たち公明党としては、これをベーシックサービスが進んでいると認識しております。

そして、この予算編成に当たりまして、どこがスクラップ・アンド・ビルドされたのかということを経営事業評価の結果についてを確認させていただきました。

この評価結果は、より効果的、効率的な行政運営を行うために、長期基本計画の進行管理、事業実施方法等の改善、予算編成などに活用し、改善、見直し等を行った事業については、個別計画および総合実施計画等に的確に反映するとしています。AからDの4段階で評価し、Dランクは事業の完了、廃止、廃止等に向けた検討、事業移管、統合となっております。

この評価Dランクの中になぎさ会館がありました。その理由としては、臨海斎場のように火葬場が併設されていない、利便性が低く、利用率が低下傾向にあり、運営費が大きく赤字経営が継続しているこ

と、また、臨海斎場が令和8年度に式場の拡充を予定しているため、今後の経費増加を鑑みて、本事業は3年以内に廃止を検討すると表記されておりました。

最初に、今回、なぎさ会館が廃止を検討していくということを表明されたのは、この事務事業評価の結果についてが初めてかどうかということを確認させてください。

○築山戸籍住民課長 なぎさ会館の廃止の方向性については、今回の事務事業評価の結果が最初でございます。

○新妻委員 今回初めてこのことが公表されました。1つの区の施設が廃止していくということはとても大きいと思っておりますので、どのような経緯でこの結果が出されて廃止の検討が示されたのか、具体的に1つ1つお聞きしたいと思います。

まず、この理由に掲げられておりますが、利用率が低下傾向とありますが、ここ数年の利用状況をお聞きします。

そして、運営費が大きく赤字経営が継続とは、運営費に対してどの程度の赤字なのか、お知らせください。

そして、臨海斎場の拡充の規模をお聞きします。

最後に、経費増加を鑑みて、本事業は3年以内に廃止を検討とありますが、具体的にどのように検討が進められていくのかお知らせください。

○築山戸籍住民課長 まず、ご質問の1点目の利用の状況でございます。

なぎさ会館の利用の状況ですが、最も高かったのが、平成10年度が件数でいきますと493件で、利用率でいくと81.6%ございました。

しかしながら、直近でいきますと、令和3年度は、年間131件、利用率でいきますと21.6%。令和4年度は、214件、利用率でいきますと29.5%。この令和3年、令和4年度につきましては、コロナの影響があつて低くなったものと思われませんが、コロナの影響が緩和された令和5年度において、件数が159件、利用率でいきますと29.7%。また、令和6年度の1月末までの直近の利用状況でいきますと、124件、利用率でいきますと25.4%となっております。

次に、運営の収支の状況でございます。

直近、年度でいきますと、令和4年度でいきますと、約マイナス2,000万円。令和5年度は、工事を行ったため、マイナス5,300万円余となっております。令和6年度は、見込みでございますが、約マイナス2,300万円、令和7年度予算では、マイナス2,193万4,000円余を見込んでおるところでございます。

次に、臨海斎場の拡充の規模でございます。

臨海斎場につきましては、令和12年度に火葬炉を現在の10炉から20炉に増炉することが決まっておりますが、併せて、式場につきましては、令和8年1月末から、現在4室ある式場を4室増設いたしまして、さらに令和12年度には、4室増設するというところで、増加が見込まれております。

また、併せて保冷庫も、現在、24個ありますが、令和12年度に44個となる予定でございます。

最後に、今後の進め方でございます。

進め方につきましては、地域の方ですとか、斎場関係者等、外部の委員の方を入れまして、地域や事業者の意見を踏まえ、検討会を実施し、丁寧に進めていきたいというふうに考えております。

○新妻委員 細かくご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

かなり臨海斎場が拡充され、そこが大きくなるということでありますけれども、今後の高齢世帯が増

えていく中であって、火葬場も、式場が、家族葬とかになっているので、直送という形が多いと。火葬場は必要だけれども、なぎさ会館にはないということなので、そういう意味では、臨海斎場を大きくしていくということのほうが必要なかという考え方もあるかと思いますが、葬儀をする方が減ってというところが大きいのかなと思っております。

今後の進め方が非常に大事かと思うのですが、3年間かけて検討ということですので、これから地域の方にもお知らせをしていきながら、検討会を立ち上げていくということになるかと思いますが、具体的にいつぐらいに検討会を立ち上げてということをお考えなのか。そしてまた、議会への報告はどのようにしていただけるのかお知らせいただきたいと思います。

○築山戸籍住民課長 今後の検討会の開始時期等についてです。

まず、議会に、まずは臨海斎場の現状、課題等につきまして、区民委員会でご報告をさせていただきたいと考えております。

検討会につきましては、早ければ年度初めの4月以降にスタートさせたいと考えております。

現在のなぎさ会館の状況、収支ですとか、令和8年に臨海斎場が増設されること等を踏まえて、区民ニーズや費用対効果を考えると、早い段階で判断をしたいというふうに考えておりますので、3年以内ということで事業評価はしておりますが、時期につきましては、状況を見ながらもう少し早い段階での判断ということも考えております。

○新妻委員 丁寧に行っていただきたいと思いますが、3年間という検討期間を示されましたけれども、場合によっては、早く閉鎖ということもあり得るということを確認させていただきました。丁寧に進めていただきたいことを要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

次に、HPVワクチンの男性接種の周知についての部分だけ少し確認をいたします。

これは定期接種ではありませんが、東京都が予算をつけたことで品川区も早い段階でご判断をいただきまして、男性への接種が予算化されました。

現在の利用の現状を少しお聞きするとともに、周知は、定期接種ではありませんけれども、例えば品川区のホームページに東京都の動画をリンクさせていただきたいと思いますが、区の見解をお聞きします。

○五十嵐保健予防課長 男性のHPVワクチンの1月末現在の接種につきまして、まずご説明させていただきます。

1回目の接種は159名、2回目の接種は130名、3回目の接種は44名となっているところでございます。

周知につきましては、広報等でもやらせていただいておりますが、詳しい情報などは、国や東京都なども上げておりますので、ホームページのほうにリンクなどを張って周知はさせていただきたいと思っております。

○石田（秀）委員長 次に、ひがし委員。

○ひがし委員 本日もよろしくお願いたします。私からは、95ページ、住民情報システム運営費、127ページ、子どもの居場所運営費、時間が許せば、129ページの東京ユースヘルスケア推進事業、青少年育成活動について伺います。

最初に、住民情報システム運営費に関連して質問をいたします。

同性カップルの住民票の続柄に、夫・妻（未届）と記載している自治体がある中で、品川区としては、10区の区長とともに同性パートナーに関する権利や制度等の検討を求める要望書を総務省および

厚生労働省に申し入れを行ったと把握しております。

この件について、品川区としてどのような課題意識があり、申し入れをするに至ったのかお聞かせください。

○築山戸籍住民課長 同性パートナーの続柄の申し入れについての経緯でございます。

まず、こちらでございますが、昨年9月に、事実婚と同様の表記をした長崎県大村市に対して、国が住民基本台帳および住民基本台帳事務処理要領によりできる限り統一的に記録がされるべきとされていることから、再考を求めるよう国の見解が示されました。そのため、区が独自に続柄を設定することは困難であるという判断をせざるを得なくなったために、今回、国の要領改正等の要望をしているというところでございます。

○ひがし委員 昨年の決算特別委員会でも同様の質問をさせていただきまして、まずは区として第一歩を踏み出してくれたということはうれしく思っております。同性カップル、この続柄だけではなくて、制度としても整っていないというところで、国にもしっかりと伝えていっていただきたいなというふうに思っております。

また、今回、申し入れを行った区と、今後も継続して、同性カップルの権利獲得に向けて行動を起こしてほしいと思っておりますが、今後の展開についてもお聞かせください。

○築山戸籍住民課長 今後の展開でございます。

戸籍や住民票の事務につきましては、全国統一的な運用が求められるものですので、区が独自の制度運用をすることは困難ですけれども、国の動向に注視するとともに、他自治体とも情報共有を図りながら、区としてできることについて考えていきたいと考えております。

○ひがし委員 前回の決算特別委員会でも区としてできる取組をとということで幾つか要望させていただいておりますので、その点については、総務費の際に再度確認をさせていただきたいと思っております。

次に、子どもの居場所運営費についてお伺いいたします。

東京都の予算案には、多様なニーズに応えた子どもの居場所づくりとして、朝の居場所、平日の朝の時間帯に小学校を活用し、安全安心な子どもの居場所を設け、校庭等で自由遊びやスポーツ等を提供する区市町村を支援するとあり、補助費は都が3分の2、区市町村が3分の1を負担するとなっております。

品川区でも1学期中に3校から、朝の居場所の確保、そして朝食支援の事業を開始、検証後に全校展開を目指すというふうに記載されております。

子どもが小学校に進学した際に保育園よりも登校時間が遅くなり、親の出勤にも影響し、校門前で待つ生徒がいるなど課題があるということは議会でも取り上げられており、その解消になるということを期待しております。

また、スピード感を持って新事業に取り組む区の姿勢には賛同いたします。

ただ、一方で、この事業については、学校の教職員も、報道で知りびっくりした、相談もなく急に進み困惑しているとお声もいただいております。私自身、様々な報道が進む中で区民の方からお問合せが来ている状況です。

新事業を始める際には、現場で働く方々への配慮、丁寧な説明を行っていくこと、また、子どもの安全の確保が第一だと考えております。

今回の事業について、学校サイドにどのような調査を行い、どのような結果が出て実施するに至ったのか、また、モデル校の3校はどこを予定しているのか伺います。

○藤村子ども育成課長 何点かご質問をいただきました。

まず、現場への配慮というところなのですが、学校のほうにつきましては、こちらは11月に実施についてのアンケートをとっております。

その上で、全体の校長会ベースというところですか、そういった場で2回ほどしっかり課題を伺った上で、その解決策も提供させていただいて、ご説明の上、進めているような形になっております。

また、児童の安全配慮というところにつきましても、こちらにつきましては教育委員会と連携して、居場所の状況のみならず、通学の際の安全配慮にも努めてまいろうというふうに考えております。

○石田(秀)委員長 モデル校の3校の話について答弁してください。

○藤村子ども育成課長 失礼しました。試行の3校については、調整を進めているところでございますので、また決定後にご案内できたらという形で考えております。

○ひがし委員 このモデル校について、どうやって決めているのか。また、スケジュール感、現在の進捗についてもお聞かせいただきたいと思います。1学期から始めるということで、もう時間もないと思いますので、どのように決めるのかというところは、もう今の時点で決まっているのかなというふうに思いますので、ぜひご答弁をお願いいたします。

また、朝の居場所とともに、朝食支援も大きく報道されておりました。配置の基準としては、校門に1人、居場所に2人、委託業者を配置するとなっておりますが、朝食の提供は誰が行うのでしょうか。利用する生徒の想定人数についてもお伺いいたします。

○藤村子ども育成課長 まず、どのようにして決めるのかというところですが、こちらは試行で行う形になりますので、その後、37校で行う際のテストケースというものになればいいかなと思っております。ですので、学校の規模感ですとか、そういったところを配慮して決めていきたいというような形にしております。

また、こちらは試行なので、例えば、トラブルがあった場合に対応していくというところもございしますので、庁舎等からの距離感も踏まえて決定していきたいと思っております。

また、決定に際してのスケジュール感ですが、こちらは1学期早期にという形ですので、もう近々に決めていきたいというふうには考えております。

配置は校門に1人で、見守り場所に2人です。朝食は誰が支給するのかというところですが、こちらは見守り委員の方にご支給いただくかなというふうに考えております。

利用の想定人数といたしましては、他自治体の事例を参考にすると、朝の居場所というところに、多いときでも20人ぐらいいらっしゃるというようなものがございましたので、朝食についても、現在のところ、20人想定というところで考えております。

○ひがし委員 朝の朝食の支援については、この事業に関わらず食事を提供する際には窒息事故の防止、また、アレルギー発生時の対応を事前に検討を進めていく必要があると考えております。

学校給食の際には、トレーの色を分けたり、大人がしっかりチェックをして対応、また、ほかの人のものを食べないよう注意し観察を行っているそうです。

食の提供に対する事故発生時の対応はどのようになっているのかお伺いいたします。

また、食事提供する際のエピペンの配置、使用方法の指導も必須だと思っておりますが、区の見解を伺います。

○藤村子ども育成課長 アレルギーですとか、そういった危機管理のところ、また、エピペンの使用というところにつきましては、今回の委託でやっていくに当たりまして、そちらについての研修をしつ

かりやっぺいこうというところで考えております。

また、そういった危機対応のところにつきましては、すまいるスクールのほうでノウハウがございしますので、そちらを今回の委託会社とも共有していければというふうに考えております。

○ひがし委員 委託先がもしどこか決まっているのであれば、そちらもご共有をお願いいたします。

また、小一の壁に対して対応するならば、参加人数によって増員も検討する必要があると考えますので、その点について区の見解を伺います。

○藤村子ども育成課長 委託会社につきましては、現在検討中ですというところでございます。

増員につきましては、今回、事業を実施するに当たって、各学校と個別にお話ししていくこととなります。

例えば、正門から入った中で昇降口が3つに分かれている学校があるとか、もちろんそのまま朝の居場所にストレートに行ける場所も様々ございますので、そういった状況を考慮しつつ、各学校の個別の状況に対応して、増員等も柔軟に考えていきたいというふうには考えております。

○ひがし委員 委託先はこれからということで確認をさせていただきました。冒頭にも言いましたが、子どもの安全を第一に考えるためにも、現場の声を聞いていく必要があると思いますので、学校側としっかり協議をした上で検討を進めていただくようお願いいたします。

時間がありませんので、後半の部分については、またほかの款のときに質問させていただきます。

○石田（秀）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時08分休憩

○午後1時10分再開

○石田（秀）委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。安藤委員。

○安藤委員 73ページ、中小企業センター使用料、111ページ、自衛官等募集事務費について伺います。

中小企業センター使用料ですけれども、年明けから様々な団体の新年会なども催され、中小企業センターが会場になることもありました。私たちが区政懇談会などを3階の大会議室などで開きました。

大会議室のマイクなのですが、非常に音量が低くて、集音性能がよくないというか、かなり意識して発声しないと、単純に聞こえないのです。音量を上げようとしても、手元で変えられない仕組みになっていまして、受付のほうに相談しに行くと、音量は最大になっています、マイクを口になるべく近づけて、当てて話してくださいと言われるのですが、高齢者の方、結構難しいのです、対応するのは難しい状況です。

同様に、レクホールのほうも、手元で音量が変えられないというような状況で、こちらも少なくとも点検が必要なのかなと思っていまして、これ、やはり使用料を払って使っているわけですから、しかも高齢の方も今多いわけで、聞こえる、聞こえないかというのは本当に大事な問題だと思っていまして、伺いたいのですが、中小企業センターの大会議室、レクホールなどで、苦情や改善を求める声は届いているのでしょうか。それを伺います。

それとあと、点検して普通にマイクでしゃべったら、その声が聞こえるように必要な改修をするよう求めますけれども、いかがでしょうか。

○小林地域産業振興課長 ただいま、中小企業センターのレクホールですか、あるいは大会議室の

マイク、放送設備についてのご質問がございました。

我々のほうで、レクホールでございましたら、アンプと申しますか、放送設備がございますけれども、それについては施設のスタッフにお問合せいただくと、そちらのほうで設定変更ですとか、音量の変更というものも対応しているところでございます。

ご指摘のようなご意見もございましたが、我々がふだん聞いているご意見として、常にそういう声があるというものではございませんけれども、今お話しにありましたように、いろいろな利用者の方、高齢者の方も含めていらっしゃるということですので、引き続きそういうご意見も聞きつつ、また、故障はしていないということは少なくとも施設のスタッフのほうで確認はしておりますけれども、そういうような必要性があるかどうかということも含めて、引き続き対応も考えていきたいと思っております。

○安藤委員 特に大会議室です、3階、こちらが普通に話していても、高齢者の方は声が通らない、拾えない、そういう集音性になっているので、必要性があるかどうかということは確認していただく必要はあると思っております。私は必要性が必ずあると思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

次に、いきます。

次に、自衛官等募集事務に関連して、1月26日にしながわ水族館で行われた自衛隊防災フェアについて伺いたいと思っております。

しながわ水族館についての質疑は、昨日も活発に行われまして、公園課長は、社会教育施設だと述べておりました。子どもたちもたくさん来場する教育施設がしながわ水族館です。

ここで1月26日に自衛隊防災フェア、自衛隊防災フェアですから、「自衛隊防災フェア2015 in しながわ水族館」が行われていました。

委員長の許可を得て提示したいと思っております。

こういうポスターなのですけれども、これが区内に張られていて、当日行われたと。

ここに書いてありますけれども、自衛隊車両の展示、迷彩服・制服試着体験、自衛隊VR体験などがあります。「しなフィンと TOUCH 君も来るよ!」と書いておまして、子どもを意識したイベントであることもうかがわれます。

災害時に自衛隊の救助活動は大変重要な役割を果たしているものだと思いますけれども、国際法上はれっきとした軍隊に当たる自衛隊を特出しして防災フェアを区有施設、しかも子どもが多く訪れる施設で行うということは、私は問題だと思ひまして、中止すべきだと思います。女性市民団体などからも中止の要請が区に出されています。

伺いますけれども、これはいつから行われているのか、主催はどこなのか、品川区はどのような支援をしているのか、品川区の後援の有無、水族館の会場使用料は誰が負担しているのか伺いたいと思ひます。

○大友公園課長 自衛隊防災フェア、1月26日に実施されましたものなのですが、主催は自衛隊となっております。

いつから実施しているかということと目的を合わせてなのですけれども、まず、目的なのですけれども、こちらは災害時に活躍する車両や防災啓発パネルなどの区民の防災意識向上を目的に行われたものでございます。

いつからということにつきましては、平成30年からの実施となっておりますが、コロナ禍におきましては、一時開催していない期間がありますけれども、計5回の開催となっております。

また、区の関与ということなのですが、イベント開催に当たりまして、しながわ区民公園を

使用するため、品川区立公園条例に基づき許可をしております。

また、パネル展示やVR体験などを実施するに当たりまして、しながわ水族館の見晴らしルームを会場としたところでございます。こちらにつきましては、目的に鑑みて、使用料等を徴収はしておりません。

イベントの当日は、自衛隊の東京地方協力本部のキャラクター、トウチ君のグリーディングに合わせて、しながわ水族館の公式キャラクターによるグリーディングを実施しているところでございます。

○安藤委員 後援の有無は、あるのかどうかお伺いしたいのですけれども。

あと、自衛隊からの許可申請の理由と、区はなぜ使用許可してきたのかというのは一部ありましたけれども、理由や経緯など、補足があれば伺いたいと思います。

今回、区が使用許可してフェアに使用された部分も、一部説明はあったような気もするのですが、どこなのか、館内全体貸切か、一部のスペースか、区民公園の公園部分はどうだったのか伺いたいと思います。

併せて、当日、自衛官募集のチラシやグッズの配布などはあったのか伺います。

○大友公園課長 後援につきましては、自衛隊から後援してもらいたいなどの話もないことから、特段、後援や共催という形はとっておりません。

また、経緯の補足があればというところでございますけれども、こちらを開催するきっかけとなったところにおきましては、本イベントの前に水族館が参加する別のイベント、区内であったものがあるのですけれども、そこに自衛隊も参加していたというところもあり、そこででの交流をきっかけに、しながわ水族館のほうでも実施をという話が進み、実施されていた経緯があるというところでございます。

また、行われた場所です。こちらは、しながわ水族館の売店の上部にある建物にスペースがあるので、そちらのスペースを使っているというところ。また、水族館の前のところのイベントスペースを使って実施をしたものでございます。

○石田（秀）委員長 グッズの配布や入隊案内などを配っていたかについて答弁してください。

○大友公園課長 すみません、グッズについてなのですけれども、まず、広報グッズの配布といたしまして、シール、ポストカード、クリアファイル、ボールペン、ペーパークラフトの配布をしたとお聞きしております。

また、各種パンフレットコーナーの設置も行っておりまして、陸上自衛隊、航空自衛隊、防衛大学校等々の説明、また、そういうような案内のチラシを設置してございます。

○安藤委員 VR体験と言いますけれども、具体的に内容を伺いたいと思います。戦車に乗っているという話も聞きましたので、そこら辺の内容をお伺いします。

あと、迷彩服の試着と防災意識向上とどのような関係があるのか伺います。

○大友公園課長 VR体験の内容でございますけれども、上空から降下する映像体験と、戦車内に乗った映像体験の2種類がございます。こちらは、ふだん自衛隊員にしか体験できない救助や物資を届ける際の降下体験および東日本大震災においても派遣されました特殊車両である戦車内部のVR体験をすることで、自衛隊の防災活動をより身近に感じ、理解してもらうことをきっかけとして、自衛隊による災害時の活動状況への理解も深めていただき、区民の防災意識の向上につながったと考えているところでございます。

○伊藤災害対策担当課長 ただいまの答弁に加えまして、区民の防災意識の向上ということでは、やはり自衛隊の皆さんは、災害時にも防災活動に活躍されるということもございまして、この部隊で一緒

に活動されたと伺っております。

○石田（秀）委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 よろしく申し上げます。私からは、歳入全般で事務事業評価、156ページ、財政調整基金繰入金、167ページ、広告料収入についてお伺いいたします。

まず、事務事業評価についてなのですが、令和7年度もウェルビーイング予算2.0ということで、事務事業評価を行って、一般会計予算の1%、約20億円の財源を捻出されたということで、こうした取組、今はもうあれもこれも何でもやっていけばいいというものではなくて、それは財源的に無理なので、不要不急なものは削減して、今、本当に求められているものに充てていくということが必要だと思っております。メリ張りの利いた予算取りを引き続き行っていただきたいと考えておりますけれども、それで、事務事業評価、ぜひこれからも鋭意進めていっていただきたいと考えておりますが、行財政改革特別委員会で、先日お示しもいただいたのですが、20億円削減の内訳、部局名が書かれて、あと、評価事業数などを書かれた資料をいただきましたけれども、やはり結局、数字だけではなくて、具体的にどこの部局の何の事業を削減したのか、幾ら削減できたのかということを示していただきたいと考えております。いろいろ工事の関係とか、決して事務事業評価で減ったものではないものもあるかと思っておりますけれども、はっきりと事務事業評価で削減できたなど分かるものだけでも、ぜひお示しをいただきたいと思っておりますけれども、この点はいかがお考えでしょうか。

○吉岡政策推進担当課長 事務事業評価の結果として分かりやすい資料のご提供というところでございます。我々としていたしましても、分かりやすくお示しをするというところで、事務事業評価の結果といたしまして、今回、削減額の部局別の評価、また、それに加えまして、評価を行ったことによる削減につながったものというところで、5つの項目をお示しいたしまして、事業の廃止、あるいは様々な見直しというところで、こういったものが削減につながったというところで、約30項目、削減のところを示させていただいて、廃止あるいは見直しに、それぞれ削減額は幾らかというところでお示しをしたところでございます。

こちらは、削減の項目は非常に多岐にわたるところでございまして、これを分かりやすくお示しをするというところは、非常に課題もあるというところもございまして。区民への透明性というところと、職員の負担軽減、こういった部分も兼ね合いながら、引き続き分かりやすいお見せの仕方については工夫をしていきたいというふうに考えております。

○筒井委員 いろいろ大変な面もあるかと思うのですが、それでも幾つかは、本当に少ない数でも最初がいいと思いますので、モデルケース的にお示しいただけると、議会にとっても、区民にとっても、本当に分かりやすいものになるかなと思いますので、ぜひこの事務事業評価を、品川区のすばらしい取組をさらにバージョンアップするためにも、ぜひ前向きに取り組んでいっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

あと、区民の方からのご要望もあったのですが、品川区のホームページを見ますと、様々な事業が掲載されているかと思うのですが、それと事務事業評価シートとのひもづけをしていただきたということなんです。

例えば、ホームページで気になる事業があっても、事務事業評価のどの小事業名なのかたどり着けないという場合が多いと聞いております。

ホームページの事業を、例えば事務事業評価の文字検索のところで検索しても、出ない場合があるということなんです。

ですので、区民にも議会にも分かりやすくするためにも、ホームページに掲載されている事業の最後辺りに、事務事業の名前、小事業名を記載していただくか、また、もっと丁寧なのは、事務事業評価のページのPDFにリンクをつけていただきたいということなのですけれども、そうしたことについていかがお考えでしょうか。

○吉岡政策推進担当課長 区民の皆様にも事務事業評価の結果を分かりやすくお示しする、これは非常に重要なことだと思っております。

あとは、そういったシステムの改修ですとか技術的なところもございますので、どのようなことができるかは、引き続き検討していきたいと思っております。

○筒井委員 ぜひよろしく申し上げます。ひもづいていると本当に助かりますので、それでさらにいろいろな品川区政のためになると思っておりますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

続いて、財政調整基金についてお伺ひいたします。

今年度予算ですと、繰入金が7億7,800万円ほどですけれども、これは前年度と比較して少ないということでございます。理由としまして、昨日の令和6年度最終補正のところでもご答弁があったとおり、本日も歳入のところでお話があったとおり、特別区民税などの税収増ということも1つ理由なのでしょうか。

すなわち、財政調整基金をつくらなくても、予算は今回つくれたということなのでしょうか。そうしたら、今、比較的余裕のある財政状況なのかをお伺ひいたします。

○加島財政課長 まず、財政調整基金につきましてですが、今ご案内ございましたとおり、令和7年度予算では約14億円の繰り入れを行っております。こちらの繰り入れにつきましては、本来、国が負担すべきシステム標準化の一般財源分について14億円を投入したところではございます。

そもそも財調基金の趣旨といたしまして、経済環境の変動ですとか、その他の事情により年度間の財源の不均衡が発生した場合に、それを調整するための基金として設置をしているものでございます。

なので、特に何かきちんと目的があつて財調基金を繰り入れているものであつて、システム標準化というものが、この令和7年度に充てた理由ということになります。

財源に余裕があるかということなのではございますけれども、今回、確かに区民税の伸び、それから特別区交付金の伸びがございましたので、今回、2,347億円の予算を組むことができたというふうに考えております。

○筒井委員 そうした税収の伸びがあつたということでございます。

ただ、区民としては、本当に今、話題になっておりますけれども、せっかく働いて給与を得ても、税金で大きな負担があると、手取りが少ないというような状況がありまして、税金を取り過ぎではないかという声も出ておりますけれども、そうした余裕分はぜひ区民へと還元をしていただきたいと考えております。

区長も施政方針で所得制限を設けることにより行政サービスの対象外とされる人は既に多くの税金を納めています。一定以上の所得がある人からお預かりした税金を一部の人のみに配ることは、もたらえる人ともたらえない人という分断すら社会に招きかねませんとありますけれども、そうしたことを受けて、区長は、5つのライフステージに分けて所得制限のない無償化という行政サービスを行っているということでございますけれども、所得制限をなくしたということは、1つ、今まで行政サービスに対して所得制限を設けられていたということで、納税者の方から非常に大きな不公平感を感じていたという状況がありました。

その納税者の不公平感を解消する1つとして所得制限をなくしたということは、本当に、これ、一歩前進だと思いますけれども、しかし、先ほど、こしば委員からありましたけれど、区長が想定している5つのライフステージ、産前産後、子育て、教育、障害者、高齢者、この5つに分けております。その方は、区長の様々な所得制限のない無償化の行政サービスを受けて恩恵があるかと思えますけれども、この5つのライフステージに収まっていない、この範疇に入っていない方たちは、やはり不公平感を感じていることもあるかと思えます。先ほどのDINKs、お子さんがいらっしやらない世帯、ご夫婦。また、今増えているという単身の独身者の方、これは労働環境の問題ですけれども、関連しますけれども、就職氷河期世代の方、様々5つの想定するライフステージに当てはまらない方がいらっしやいます。ぜひその方に対する支援というか、そうしたことも必要かと思えます。その点、いかがお考えでしょうか。

○崎村企画課長 今回の予算の中でお示し、施政方針でも示している5つのライフステージのご紹介がございましたけれども、これらの施策は、誰しものが必ず必要になってくるサービスについて、行政として、無償で、また、所得制限なく提供するというものでございます。

先ほどのこしば委員のご質問ですとか、今、委員のご質問にもあるように、確かに現役世代について、何か行政サービスとして誰が必要とするサービスをメニュー化しているものはなかなか見つけづらいところはございます。

ただ、一方で、現役世代の方も当然これから年をとって高齢者になってくれば必要になってくる行政サービスを、今の段階でしっかりと行政が支えるということ、また、障害者についても同じく。子どもについても、今回、本会議でも答弁させていただいていますけれども、しっかり子育て世代を支えることによって、それが最終的には税収増につながり、全ての世代、高齢者、障害者も含めて、行政としての施策をしっかりと行っていける財源を確保するといった観点で施策を進めているところでございますので、ご理解いただければと思います。

○筒井委員 本当に皆さん、5つのライフステージのカテゴリーに当てはまることあるかと思えます。

ただ、5つのライフステージに当てはまるまで待てというわけにはいかず、それで一生懸命手取りが増えない中、納税している方もいらっしやるので、ぜひ行政サービスの在り方として、そして、一部の対象者の方だけに税金から得た行政サービスを提供するというは、やはり一定の限界がこれから出てくるのかなと思っておりますので、区長の考えられた5つのライフステージというのは、本当に誰も納得するようなものだと思いますけれども、どうしてもそうしたカテゴライズをすると漏れてしまう方々がいらっしやるので、ここは支援の1つの例としてご提案したいのは、やはり一律公平に多くの方が恩恵を受ける減税策というものも1つあるかと思えますけれども、そうした策について、いかがお考えでしょうか。

○加島財政課長 区の行政の中での減税策と申し上げますものが、一番に上がってくるのは区民税ということになるかと思えますけれども、区民税、先ほど委員からもございました財政調整交付金と合わせて区の大事な自主財源になっております。区が独自で行政を進めていくために必要な財源でして、今、税金につきましては、ふるさと納税により流出しておりますし、区でも国に対しまして不合理な税制改正を訴えている最中でございます。

そういったものと合わせますと、区といたしましては、区民の皆様にあまねく必要なサービスを提供していくために、今の収入が欠かせないと考えておりますので、一律、一足飛びに減税とは今は考えて

おりません。

○筒井委員 分かりました。ふるさと納税、特別区が置かれている状況、また、東京都全体、結構国から収奪されてという現状がありますので、本当に難しい状況かと思えますけれども、これからの行政サービスの提供の在り方、納税者の方の不満が今たまっているということですので、本当にこれをどう一律公平に、不公平感をなくしていくのかということがこれから必要だと思えますので、ぜひお考えいただきたいと考えております。

この件は今回これくらいにして、続いて、広告料収入なのですけれども、端的に言うと、ネーミングライツです。ネーミングライツは予算編成に関する基本方針、依命通達でも書かれておりますし、議会でも様々声がありました。ネーミングライツは、ぜひこれは本腰を入れて検討すべきかと思えます。税外収入は、やはりふるさと納税の流出分をカバーするためにもやっていただきたいと思っております。

例えば、しながわ水族館で導入するなどありますけれども、ネーミングライツについて、いかがお考えでしょうか。

○加島財政課長 1つの収入の確保手段として依命通達にネーミングライツの例を出ささせていただいたところがございます。委員から、しながわ水族館という例もいただきましたけれども、今後何ができるかということは考えていく余地はあるかなと思っております。

○石田（秀）委員長 次に、せらく委員。

○せらく委員 よろしくお願いたします。131ページのとうきょうすくわくプログラム推進事業補助金、161ページの過料から質問をさせていただきます。

まず、すくわくプログラムなのですけれども、こちらは令和6年度の補正予算で1億3,200万円追加、区立幼稚園2園と保育所86園で実施ということでした。次年度は、6,750万円の補助金を利用予定となっておりますが、こちらは何園分か内訳を教えてくださいたいと思えます。

また、区立幼稚園の実績報告が2月、報告についてはホームページで公開されるということでしたが、こちらのスケジュールも教えてください。

○中島保育施設運営課長 とうきょうすくわくプログラムにつきましては、今年度、補正予算でご審議いただきまして、お認めいただいたところがございます。

今回、総額といたしましては、その際、1億2,900万円。区立保育園、公設民営私立認可保育園含めまして86園でお願いさせていただいたところがございます。

そのうち区立は5,850万円、公設民営が900万円ということでやっております、今年度、令和7年度につきましては、区立が5,700万円、公設民営が1,050万円ということで計上させていただいているところがございます。

ホームページにつきましては、幼稚園の件でお尋ねいただきましたが、保育園も含めまして、3月の下旬には公開していきたいというふうに考えてございます。

○せらく委員 聞き方が悪かったかもしれないですけれども、何園分、施設数を教えていただければと思います。

ホームページでの公開について、分かりました。事例を動画で紹介しているものを見かけまして、東京都のユーチューブチャンネルでも他区の事例が紹介されていたのですけれども、品川区でもそういった紹介をしていく予定でしょうか、教えてください。

○中島保育施設運営課長 園の数につきましては、少し細かくなりますが、一通りお答えさせていただきます。

令和7年度につきましては、区立認可保育園が38園、公設民営はぷりすくーるを含めまして7園、私立認定こども園が40園、小規模保育事業が8園、認証保育所が7園で、合計が100園となっております。

当初、令和6年度は86園で予定しておりましたので、それより14園増えているところでございます。

それとあと、成果物の周知につきましては、先ほど申し上げたとおり、ホームページで考えておりますが、その他の効果的な手法につきましては、今後考えてまいりたいというふうに思っております。

○せらく委員 合計100園になるということで確認いたしました。

乳幼児の施設でいうと、私立幼稚園と認可外保育所で制度利用は区の予算としては、区でまとめているものとしては入っていないと思うのですが、園独自で利用されたなどの実績は把握されていますでしょうか。

○佐藤保育事業担当課長 すくわくプログラムにおきます私立幼稚園および認可外補足施設においての実施でございますけれども、まず、すくわくプログラム、認可外保育施設は対象外となっております。

また、私立幼稚園についてでございますが、こちらは東京都が直接所管をされている事業でございますので、区としては、実施を周知はしたということは聞いているのですが、どの程度の園が参加されているのかについては把握しておりません。

○せらく委員 分かりました。私立幼稚園の補助に関する請願がこの間も出ていたのですが、保護者負担分は区の予算で追加されていることを確認しました。やはり運営も大変だということが請願にも書かれておまして、例えば子どもたちの教育の充実に、このプログラム助成を活用することで、子どもたちへの教育の充実への経済的負担分が減るというふうに思っております。周知についてはされているということだったので、しっかりどの園でも把握できるように、改めて周知をお願いしたいと思います。

こちらは大丈夫です。

過料について質問していきます。

客引き行為等防止過料についてなのですが、こちらは歳入のところに記載があるものなので質問させていただきたいと思うのですが、過去に過料を徴収したことがありますでしょうか。取り締まる方法について、誰がどこで、時間帯、何時くらいで行っているのか、そういうところの想定を伺いたいと思います。

○河合生活安全担当課長 客引き防止対策の過料につきましては、品川区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例で定めております。

過料までには、指導、警告、勧告、順を追って、これに従わなかった場合に過料となります。

なお、取り締りは、生活安全サポート隊が客引きのパトロールをしておまして、その現認に基づいてやる形になります。しかしながら、今、段階を踏んでのことですので、いまだこれまでに徴収実績はございません。

時間帯につきましては、おおむね18時から22時までの間、適宜行っている状況になっております。

○せらく委員 はい、分かりました。こちらは条例で定めていて過料を示しているから、毎年予算案にも載ってくるものなのかなという認識なのですが、間違っていたら教えてください。

この条例の制定のきっかけと、あと、過料を定めているところの理由はお聞きできますでしょうか。

○河合生活安全担当課長 歳入のほうに記載されておりますのは、委員おっしゃるとおり、条例で定めておりますので、1件というところで計上しているものでございます。

なお、きっかけとしましては、都内には多く盛り場がありますけれども、そこでの客引きが問題となりまして、関係法令で規制がかからない部分については、それぞれの盛り場の実情に応じて条例で規制するというところで制定となったものとなっております。

○せらく委員 ご説明ありがとうございます。法令の規制がかからない部分を区でやっているということなのですけれども、区でもやったことで、発生件数だったり、区民からの意見に変化がありましたでしょうか。

○河合生活安全担当課長 区の条例に基づく規制等の効果と申しますか、苦情等の件数なのですけれども、盛り場においてサポート隊の効果だけではないのですけれども、警察の取り締りも合わせまして、都内の盛り場において、しつこい客引きの数とか、料金のトラブル、ぼったくりとかのそういったトラブルが、都内の盛り場の中でも五反田地区につきましては、ない地区としてなっておりますので、やはり一定の効果があるものと認識しております。

○せらく委員 そういふことですので、承知しました。

事項別明細書を見ていると、令和4年辺りから、迷惑な客引き行為が後を絶たないというふうに書いてありましたので、そういった変化があった、区民の安全を守れるようになっている、周辺環境の改善が見られるということを確認できましたので、これで質問は終わりたいと思います。ありがとうございます。

○石田（秀）委員長 次に、横山委員。

○横山委員 よろしくお願ひいたします。私からは、101ページ、感染症予防費、時間があれば、同ページの地域生活支援事業費についてお伺ひいたします。

1点目に、感染症予防費についてお伺ひいたします。

ジョン・スノウは、1848年のロンドン中心部のコレラ流行で、死亡者の住居の分布を調査し、汚染源らしき井戸を地図上で同定し、問題の井戸を周辺住民が使用しないように井戸の把手を除去し、流行を収束させました。コレラで死亡した赤ちゃんのおむつが井戸の近くに捨てられたことが原因です。抗生物質などの医学的な発見に意義がありますが、抗生物質神話の解体と言われるように、感染症死亡率と強く相関する要因として、栄養状態の改善、教育、識字率の向上、近代的上下水道、給水浄化システムと汚水処理システムの普及、食品衛生学と食品管理システムの普及、住宅環境の改善、労働環境の改善などが挙げられています。

このように社会全体にまなざしを向けないことには、全部を説明できない歴史があります。医療のみではなく、社会全体への効果、仕組み、社会システムを直接見ていく必要があり、知識は技術となることが分かります。

昨年、新型コロナウイルス感染症対応の検証と健康危機管理体制の基盤整備検討報告書が作成され、5類に移行となってから1年10か月が過ぎようとしています。時間の経過に伴い、手洗いや換気、せきエチケットなどをはじめとする感染症対策について、一部意識が薄れ始めているようにも感じていますが、現在の感染症対策への周知啓発の状況をまずご説明ください。

○五十嵐保健予防課長 感染症対策についてです。毎年、区では、感染症が多く流行する冬に向けまして、広報で感染症予防について周知を行っております。

また、ホームページ等では、区内の感染症の発生状況を品川区内の医療機関から報告いただく感染症

法に基づく感染症発生動向調査を実施しておりますが、その結果を毎週更新して発信しているところです。

また、東京都内などで感染症の流行などが見られた際には、区のホームページやSNS等でも周知を行っているところです。

○横山委員 ご説明ありがとうございました。2024年4月26日の読売新聞の香川県内の病院における面会制限に関する記事、「コロナ5類移行から1年、主要8病院で面会制限続く…明確な指針なく、専門家「国も検討すべき」」から一部引用します。

「医療社会学が専門の東北大の田代志門さんは「面会は医療やケアにも関わる重要な行為であるだけでなく、患者の権利でもある。病院側は時間制限を行うのなら、根拠を明確に説明したほうがよいだろう」と指摘。そのうえで「国も指針として、患者によって例外規定をつくる。患者本人やその家族の意見を聞く場を設ける。定期的の方針を見直すといった点を定めることを検討すべきだ」と話したとあります。

面会制限には時間の制限、面会者、面会人数の制限、場所の制限などがあるかと思いますが、現在、区が把握している面会制限に関する国の方針と、区内の主要病院の面会制限の現状を教えてください。

非常時の感染症対策についてもお伺いします。

『産業医学ジャーナル2024（Vol.47 No.6）』の「平時の産業保健活動の、災害被災地における保健予防医療活動への展開：能登半島地震支援」から一部引用します。

「私たちは、能登半島地震に際し定期的に現地入りし予防医療支援活動を展開した。避難所環境衛生調査からは、避難所室内環境の換気に課題が多く、臭いや感染症対策とあいまって室内空気環境改善の取り組みを平時から考えることの重要性が示唆された。」、中略しまして、「これらの換気不良は、一つの選択肢として、空気清浄機を適切に導入した場合に解決しうるものと計算・推定された。平時から換気への意識および空気清浄機を含めた避難所の環境整備が求められる。」とありますが、防災部門と連携しながら、空気清浄機を含めた避難所の環境整備をお願いしたいと思いますが、生活環境の改善について、現在の検討状況をお聞かせください。

○五十嵐保健予防課長 私からは、面会に関する国の指針等についてお答えします。

国は、令和3年11月24日に事務連絡としまして、「医療施設等における感染拡大防止に留意した面会の事例について」を发出しております。

そこで、院内感染対策に留意しつつ、面会を実施する流れの例示を示し、可能な範囲で工夫して面会の対応を検討するよう通知をしているところです。

また、区内の主要医療機関の面会制限の現状につきましては、区としては把握しておりません。

○羽鳥防災体制整備担当課長 私からは、避難所における換気対策についてお答えいたします。

現在、各避難所に大型の扇風機2台を備蓄しているところでございます。

また、状況によりまして、災害時協力協定に基づき、民間事業者から空気清浄機等を確保する体制をとっているところでございます。

さらに、来年度以降、導入を予定しております温風機能付きのサーキュレーター、こちらは空気清浄機能がついたものを検討しているところでございます。

○横山委員 面会制限については、区として、区内の病院の状況を把握していないということだったのですけれども、こちら、いろいろなコロナの状況等が今までありまして、今後そういった場合にどうしていくのか、患者の権利ですとか、面会の希望ですとか、そういったところ、しっかりと病院側と患

者の方、区民の方々というところで、今後どうしていったらいいのかというところを区としても考えていていただきたいと思いますので、まず、現状の把握等からしていただきたいというふうに思っております。

避難所のほうについては、温風のサーキュレーターに空気清浄機の機能がついているということで確認できました。安心いたしましたので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。お願いいたします。

新型コロナウイルス感染症によって、特に低所得者層に対して、より厳しい影響が及び格差不平等を拡大させてしまうことが懸念されていますが、慶應義塾大学商学部山本勲教授と経済学部石井加代子特任准教授による研究「コロナ禍がもたらした新たな格差の実態－所得格差に連動したウェルビーイング格差の拡大－」では、特に高所得層では、在宅勤務が定着し、その利点を享受することでウェルビーイングが向上した一方で、社会全体のウェルビーイング格差拡大につながったことを指摘し、所得不平等に直接的に介入するだけでなく、在宅勤務の実施可能性の向上や新しいデジタル技術に対応するためのリスクリング機会の提供が今後の社会政策に重要だというふうに主張しています。

今後のパンデミックに備えて、健康危機管理体制の構築に加えて、社会システム全体を捉えながら、区民への被害の最小化を図ってほしいと考えますが、コロナ失業により緊急小口資金や総合支援基金の返済に追われている低所得者層などの所得格差とウェルビーイング格差の現状と、また、今後の対策について区の見解をお伺いいたします。

○豊嶋生活福祉課長 私からは、生活に困っている方の現状についてご説明させていただきたいと思います。

現在、そうした方は、暮らし・しごと応援センターで様々なご相談をお受けしてございます。その方法は、訪問ないし電話等々様々でございます。暮らし・しごと応援センターには、自立相談支援員という専門の職員を配置して、専門的なご相談、それから不安等々の解消についてお伺いして、適切な支援につなげているところでございます。

○横山委員 そうした困っている方々のご相談に乗っていただきながら、そうした内容も健康の支援だけではなくて、様々なコロナの影響に対して、いろいろ困っている方、特に低所得者層の方などのお話を聞いていただきながら、そこからまた今後、パンデミックに備えてどうしていくのかということも、しっかりと区として捉えていただきたいというふうに思いますので、要望させていただきます。

最後、時間がありませんが、途中まで質問したいのですけれども、2点目に、地域生活支援事業費についてお伺いいたします。

日本では、明治時代は、生氣論のように、病気を細胞や臓器ではなく、患者の体を丸ごと見ていました。患者と医者との関係も歴史の中で移り変わり、患者自身が自分の体を知ることから置いてきぼりになった歴史を学びました。

そのような中、ネット社会において患者側の地位が上がってきているということです。私は、患者をトータル全人的にホリスティックに見る方法が大切だと考えておりました。1980年代に素人の病の経験や病の語りが注目を集めるようになりますが、その背景には慢性疾患の増加があるとされています。急性疾患と比較して、治癒が期待できない慢性疾患の場合、日常生活での疾病管理を担う患者自身の役割が大きくなり、医師の役割は相対的に小さくなります。

そこで、社会福祉法人浦河べてるの家の当事者研究の事例をご紹介したいと思ったのですけれども、今日は時間がありませんので、また別の機会に続きは質問をさせていただきたいというふうに思います。

当事者研究の取組を進めていただきたいと思いますので、今日は要望だけさせていただきます。

○石田（秀）委員長 次に、せお委員。

○せお委員 よろしくお願ひします。131ページ、147ページ、とうきょうすくわくプログラム、147ページ、エデュケーションアシスタント配置支援事業補助金を伺います。

とうきょうすくわくプログラムですが、昨年の9月の補正予算の段階では、予算額、幼稚園と保育園と合わせて合計1億3,200万円でした。令和7年度予算の今回の歳入のところ、該当部分を見ますと、保育と教育の部分に合わせて7,950万円です。先ほど、せらく委員からもありまして、園の数は増えているのかなということが確認できたのですけれども、金額は減っています。取組は広げていきたいという思いで続けていただくという認識でよろしいのかということと、あと、まだ保育所などは実施していないところもあると思うのですが、各園がどのような取組をしているのか、どこか好事例とかがありましたら教えてください。

3点目、こちらは、園とかのスタッフだけで、準備から実施、報告とかを行っているのでしょうか。各園での課題がもし上がっていましたら教えてください。

○中島保育施設運営課長 すくわくプログラムについてのお尋ねをいただきました。

最初に、歳出の科目のところでございます。保育園のところについて、まず説明させていただきます。

131ページのところが、6,750万円とありますが、これは区立認可保育園と公設民営、ぷりすくーの西五反田を含めたものでございます。

そのほかに私立認可保育園、小規模保育事業、認証保育所は、119ページに児童保育費がございまして、そこに8,250万円ほど計上しているところでございます。

○中谷指導課長 各園の取組について報告をさせていただきます。

区立幼稚園の二葉幼稚園で行いました、テーマ「ボールを使って」ですけれども、幼児の興味の関心から、様々な大きさや素材、やわらかさのボールに触れたり、それを使って遊んだりするというようなところを通しまして、子どもたちが繰り返し行うことでわくわくを重ねることができたと。そのことが、例えば、演劇を見るというような取組においても、同じ思考力を働かせながら連続的に学ぶことができたという、半年でしたけれども、とても良い成果があらわれているなというふうに感じております。

○中島保育施設運営課長 先ほどご質問の中で準備等の件でございますが、基本的には、区の職員が、園児の興味関心を聞きながら準備企画などを行っております。

実際のところ、今回、結構予算的にも委託とかも使える部分でありましたので、例えば、木育ワークショップでありますとか、移動水族館みたいなもの、そういうところを取り組んでいる園もありまして、ふだんできない探求活動ができていうふうに認識しております。

課題といたしましては、年度途中から実施したということでもありますので、多少そういう準備等も慌ただしかったところでもありますけれども、年度当初からしっかりと準備して、課題は解決していきたいというふうに思っております。

○せお委員 事例などを伺っていて、本当に楽しそうだなと、本当にすくすくわくわくを感じられるような取組だなと思っていて、本当にこれはすばらしい事業なので、東京都にはぜひ続けていってほしいなと思っています。

課題にも関係してくるところなのですけれども、東京都ホームページには、主体的、協働的な探究活動を通じ、子どもの豊かな心の育ちをサポートしますとも書かれていて、これは幼少期から小中学校へ継続して探求活動を取り組まなければならないと私は感じました。ずっと探究、探究と言っているです

けれども。本当にこの激動の時代には大切だと思っているので、今回も提案させていただくのですけれども、147ページのとうきょうすくわくプログラムが、保幼小連携推進事業となっているのです。なので、保育園、幼稚園から小学校へどのような連携をしていくのか確認させてください。

続けます。

正直なところ、小中学校で探究学習のベースはなかなか整っていない中で、先に保育園、幼稚園などが始まってしまったというところがあるかなと私は感じています。探究学習に各学校が少しずつ取り組んでいることは理解しているのですけれども、長期的な視点で成果が出るという学習ですので、継続性が重要であって、継続的な現場へのサポートも重要だと思っています。それで先ほど聞きました現場だけでやっているのかなと少し不安になったのですけれども。そういった意味でも、探究活動を行う上で、地域とのつながり、地域全体で子どもたちや現場を支えるということも同時に行うといいと思っています。

地域との関わりで言えば、こちらの事例もよく出しているのですけれども、例えば、渋谷区が、午後を探求学習の時間にすると決定して、その上で、地域の企業や団体にも協力を依頼するなど計画的に準備をしていました。大田区も、新しく独自教科を新設した際も、地域に対して動画を作成して協力を呼びかけています。渋谷区も大田区も教員や保育士など現場の方たちの負担をこれ以上増やさないようにとの考えもあるようです。

継続性といったところと、地域のご協力が必要という2点からも、保育園、幼稚園、そして小学校、中学校、それぞれの段階に合わせて、産官学連携、民間企業、民間団体などのご協力が必須だと考えていますが、現状、どの程度進んでいるのか教えてください。

ごめんなさい、あと1点、計画的に実行することが大切ということで、この探求活動、探求学習を取り入れていくのであれば、しっかり計画を今後立てていただきたいと思うのですが、そこら辺の見解をお聞かせください。

○中谷指導課長 先ほどご紹介したのは二葉幼稚園なのですが、こちらは大学と連携をしまして、専門的なご指導をいただきながら継続的に行う事業となりました。

またもう1つ、区立幼稚園で行いました八潮わかば幼稚園なのですが、自然との関わりということで、近くの八潮公園に何度も何度も行きながら遊びを繰り返すというところなのですが、こちらのほうにNPOの方にフィールドワークの講師ということで、トータルでも、10回程度というところで、非常によい連携をとりながら、子どもたちに気づきを促すというようなことができております。

こういったことを好事例として、次年度は区立幼稚園では全園展開してまいりますので、参考とさせていただくというところが1つと、あと、台場小学校のほうで、先ほどおっしゃっていただいた幼稚園、保育園の連携というところでは、今年度、合同研修を行うなどして保幼小連携の土台をつくってきたところです。今後、すくわく事業を活かしながらというところで、幼稚園、保育園で育む探究心の芽生えを小学校での探求的な学習を取り入れた指導の工夫として研究をしていくということとなっています。

こういった学びのつながりを重視した取組を、成果として、教育委員会としてまず注視をしていくということと、区内の幼稚園、また保育園に対しても、共有を図っていくというところをやってまいりたいと思っています。

○石田（秀）委員長 計画とか産学官とかも併せてお願いします。

○中島保育施設運営課長 計画、先ほど指導課長の話もございました。保育園のほうでも就学前教育「のびのび育つしながわっこ」の計画もありますので、そのところも生かしながら計画的に進めていき

たいと思います。

また、様々、許可委託でございましたけれども、ほかに民間の知恵などを生かせる部分につきましては、検討してまいりたいというふうに思います。

○せお委員 ありがとうございます。本当に探究活動、学習のところを幼少期から進めていくと決まったわけであれば、やはり切れ目のない継続性のある計画的な支援を考えていただきたいと要望いたします。

時間がなくなってしまったので、エデュケーションアシスタントについては、どこかで触れさせていただきます。ありがとうございます。

○石田（秀）委員長 次に、つる委員。

○つる委員 よろしくお願います。155ページ、地所賃貸料、175ページ、公園内自動販売機設置運営事業収入、56ページ、特別区財政調整交付金、147ページ、公立学校給食費負担軽減事業補助金について伺いたいと思います。

品川区の中で自動販売機が設置されておりまして、2014年から行政財産の貸付けということで運用が始まっているというところもあるかと思いますが、歴史的な経緯も含めて、そのうちの69台については福祉団体の皆様による自動販売機設置、占有料、賃借料、場所によって言い方は変わると思いますが、それだけは頂戴しているということかと思えます。

公園も含めてですが、公園の場合は、都市公園法に基づいての個別法での設置という形だと思うのですが、その中で、まず、行政財産の貸付けの部分なのですが、これは今、平米単価、固定資産の評価額に基づいて入札等を行っていると思うのですが、いろいろなやり方があるかと思う中で、また、販売実績にも当然影響してくるのですが、大体一般的には、二、三〇%の利益に対して、二、三〇%の上がりを受け取るというようなことが通例かと思うのですが、ここについて、どちらが品川区の入りがあるかなというところと、事業者としても収支上いいのかというところがあると思うのですが、この辺の今の割合について教えてください。

○佐藤経理課長 自動販売機の各施設における設置にかかりまして、行政財産の貸し付けでその部分について貸し付けているというところがございます。こちらにつきましては、年に1回、各施設ですので、各所管する課の所管ではあるのですが、手続上、経理のほうでまとめて12月に公告しまして、競争入札でかけているというところで、それぞれの自販機について、一番高い金額をつけた自販機のベンダーが落札して設置するという仕組みになっております。

○つる委員 分かりました。全体の比率というか、平米と歩合制というか、手数料とか、その辺も伺おうかと思ったのですが、区有施設については平米でやっていて、公園については都市公園法に基づいて、一応、事項別で見ても利益配分が35%ということで、通常より少し高めで、それだけ売上げがあるのだろうなというところでありまして、それで来年度については1,085万円ぐらいを見込んでいるというところがあると思います。

品川区で145台、自動販売機が設置されている中で、いわゆる災害支援ベンダーとか、災害救助用ベンダーといろいろな言い方はあるかと思いますが、その自動販売機が災害支援ベンダーとか、災害救助ベンダーになっている台数は、何台中何台なのか教えてください。

○佐藤経理課長 全体の台数につきましては145台ということで委員よりご紹介がありました。区有施設につきましては、行政財産の貸し付けで設置しているところが39台、目的外使用で設置しているところは69台になっております。

○川崎土木管理課長 区立公園の飲料自販機につきましては、先ほど委員おっしゃいましたように、都市公園法第5条の公園施設設置許可により土木管理課で設置の許可をしております。

こちらのほうの災害対応ベンダーにつきましては、許可している台数は37台なのですが、このうち34台になります。

○佐藤経理課長 行政財産の貸し付けの部分については、災害対応をする自販機を条件にしておりますので、対応しております。

目的外使用許可につきましては、主に福祉団体に貸し付けて、そちらのほうで自販機のベンダーとやっているということなので、実態については把握しておりません。

○つる委員 要は、例えばここの区役所において、食堂の前にある自動販売機などは、2台飲料の自動販売機が並んでいて、左側が災害用ベンダーで、右側がいわゆる通常のものとなっているのですね。いわゆる一般の区民というか、施設を利用する方が見たときに、発災時に、「あれ？ こっち側は災害救助用になっているけど、こっち側はなんで？」と、いろいろそれは用途があって、通常の平時の利益とかいろいろあると思うのですけれども、ここは例えば、福祉の団体のところに1年ごとにやっているというところも含めても、例えば、それも災害支援ベンダーに入れ替えていただくような、お願いベースになろうかと思えます。例えばイニシャルコストがかかる場合は、何らかの支援も含めて、これは災害対策の強化という観点では、品川区内に設置してある自動販売機については、極力災害支援ベンダーに入れ替えていくようなお願いをする必要性はあるのではないのかなというふうには思います。

行政財産の貸し付けについては、それが前提の条件項目としてあると思うのですけれども、この辺りについての考え方と、それから、鍵の管理ですよね。実際、災害時、鍵を開けてというふうになると思うのですが、そのフローがきちんとできているのかどうかというところ、実際に発災時、直近であれば、昨年でしょうか、災害時に自動販売機を壊してしまっただけというふうなことがあってということも報道ベースでありましたけれども、それがしっかりと協定に基づいた災害時に活用できるかどうかというところも含めて教えていただきたいのと、あとは、公園に設置している自動販売機は、比較的大きい公園という考え方があるかと思うのですが、例えば、一時集合場所とかということも考えたときに、災害時にはそこに人が集まったりする。全量の確保という観点では、当然、公園の大きさとか、場所の確保という観点もあるとは思いますが、自動販売機、これは災害時の支援ベンダー前提ですけれども、設置の拡大についての考え方も教えてください。

○佐藤経理課長 施設のほうですけれども、貸付けで設置しておるところにつきましては、災害時の対応といたしましては、施設の管理者のほうに、いわゆる自販機の鍵をお預けいただいて、発災時にはそちらのほうで対応するという対応をとっております。

また、目的外使用許可しております主に福祉団体のところですが、こちらは先ほど申し上げたとおりで、災害時の対応ができるものが入っているかどうかということは、現在、把握しておりませんので、使用許可に関しては1年間の更新になりますので、そのときを捉えて、まずは現状把握をいたしまして、災害時の対応に切り替えられるかどうかというところを確認してまいりたいと考えております。

○川崎土木管理課長 公園内に設置した飲料自販機の福祉団体のところですが、こちらは基本協定を結んでおりまして、その中で、原則、新規設置、また改修を伴う自販機については災害対応とするということで締結の中に盛り込んでございます。

○大友公園課長 福祉団体以外、公園の事業者が設置している自動販売機についてなのですが、こちら鍵は公園課のほうに預けていただいておりまして、有事のときには公園課の職員が手動で開け

る形となっているところでございます。

また、公園に対して増設の一定の考えなのですが、公園としての機能確保や利用形態を踏まえ、広い面積で一定滞在が長くなるような公園に現在設置しているところでございます。

また、公園利用者の声や災害時にいただいた声、また、区民飲料の確保の視点も踏まえ、引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

○つる委員 自動販売機については、品川区の収入と、それから災害時の対応の拡充という観点で、引き続きよりよい方法の検討をお願いしたいと思います。

もう1つの質問については、これは給食費に関連してなのですが、来年度については、財調の中で、学校給食費保護者負担軽減事業費が新規算定になったり、あとは国のほうで2026年度から小学生の部分についての国負担という話も出てきている中で、そうすると、東京都が示す補助金額ベースで単純に計算すると、小学校の場合は10億7,279万6,000円ぐらいになるだろうというところでは、例えば、国がどういう基準を設けてくるか分かりませんが、単純にこの約10億円を国が手当てしてくれるとなった場合には、また新たな事業展開ができるのかなという期待について質疑しようと思ったのですが、時間がないので、別の場所で、例えば区の財源のコンポジションと、それからコレクションのほうの構成、両方が今後出てくるのかなというふうに思うのですが、このことについては、教育費とかでいろいろ伺っていただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○石田（秀）委員長 次に、おぎの委員。

○おぎの委員 よろしくをお願いします。本日、私からは、135ページ、出産・子育て応援事業助成金と子供・長寿・居場所包括補助金、147ページ、学校給食費負担軽減事業助成金についてお聞きします。

まず先に、学校給食費負担軽減事業補助金から、今年度の有機給食についてお聞きします。

昨日、他の委員からの質疑で、農林水産省の推進するみどりのプロジェクトに参加するといったご答弁でしたが、委員長より許可をいただいております。こちらの資料を提示します。

参加する枠組みとしては、こちらのみどりの食料システム戦略でお間違いはありませんでしょうか。

○柏木学務課長 昨日答弁させていただきました農林水産省の取組につきましては、先ほど委員お示しのみどりの食料システム戦略で間違いございません。

○おぎの委員 品川区立の小学校が約1万8,000食、中学校が約5,500食、こちらの安定的な食材の確保として、有機野菜だけでなく、特別栽培農産物、こちらも使用することですが、どちらから仕入れるのかお聞きします。

農林水産省の最近のホームページを見ますと、みどりの食料システム認定生産者は、昨年、令和6年7月末の時点で、全国46都道府県で計1万7,000人以上となっておりますが、安定的な食材確保について、品川区が買い付ける生産者など、決まっていることがあればお知らせください。

また、有機給食については、量と質を担保する目的ではないとのご答弁でしたが、成長期、食べ盛りの中小学生にしっかりと量も担保されるのかお聞きします。

○柏木学務課長 初めに、有機野菜等の納品の事業者等のめどがついているのかということですが、こちらは導入時期を10月と予定しております。その前提として、現在の地元の既存の事業者に対しては、予算案の議決をいただきましたら、直ちに丁寧な説明や意見交換を行い、市場の動向や現実の実態に耳を傾けながら、円滑かつ持続可能な供給が図れる方策を検討してまいります。

続きまして、給食の質や量でございませぬけれども、こちらは、昨日、答弁させていただきましたが、

有機農産物等の導入につきましては質や量の担保のためではなくて、質、量の担保につきましては、これまで1食当たりの単価を引き上げてきてございます。過去50円程度引き上げてございますし、来年度につきましても引き上げの予定でございますので、そちらのほうで質、量の担保をしていく考えてございます。

○おぎの委員 品川区は、もともと学校給食会、小売店、総合食品業者、産直センターなどから仕入れた食材を使用しており、野菜は千葉県の減農薬野菜、塩は天然塩、出汁もしっかりととっているということは、昨年、学務課に依頼した調査でお聞きしています。また、キムチや練りごまなどの一部の食材を除いて、冷凍食品、加工食品、カット野菜を使用しないなど、自校調理方式で丁寧につくられているなど感じています。

今回は、さらに一步踏み込んで、農林水産省のみどりの食料システム戦略に参加したのかなといった印象ですが、今まで学校に食材を卸していた業者が大丈夫かなということが少し心配になっていまして、今までの業者も急に卸先が減ってしまうと経営に問題が出てくると思いますので、10月予定ということで、今、丁寧に話し合いをしていくというお話でしたので、ぜひしっかりと今までの業者とも話し合いや調整をしていただきたいなと思います。

あと、事業全てにおいてですけれども、品川区内の業者が困らないようにしていただきたいと思えます。

また、あるお母さんから、最近の子どもは外食などで濃い味つけに慣れてしまっているからか、せっかく昆布で出汁をとっても味が薄い、まずいと言うとおっしゃっている方がいまして、アンケートにあった「おいしい給食が食べたい」の「おいしい」の部分、食材なのか、味つけなのか、お肉をたくさん食べたいという希望なのか、または、1人で無言で食べるのか、お友達と会話をしながら食べるなど環境的な要因なのか、栄養があっておいしい給食のために、食育も含めて、いろいろな角度から子どもたちのおいしいということを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○柏木学務課長 おいしい給食のお問合せでございますけれども、まず、学校給食でございますけれども、国の定める摂取基準に基づきまして、いろいろな栄養素をバランスよくとれるようにということで、また、単一的な食品だけではなくて、やはり様々な食育という観点からも進めているところでございます。

その上で、おいしい給食ということで、「おいしい」というのは人それぞれの部分がございますので、統一的にこれにすればという部分はございませんけれども、日々つくって、また残される量とかもございますので、そういう部分も見ながら、給食についてレベルアップしていければと、また、そういう部分については、栄養士、調理する人間の研修等を通じて実施していきたいと思っております。

○石田（秀）委員長 これまでの業者との話し合いとか調整をどうするのかということと、濃い味対策はどうかということはどうですか。

○柏木学務課長 申し訳ございません。これまでの業者につきましては、こちらは実施を10月に予定していますので、議決をいただきましたら、丁寧に調整をしていきたいと考えてございます。

○おぎの委員 本当に子どもたち、給食をすごく楽しみにしていますので、ぜひしっかりと話し合っ

て進めていただけたらと思います。

やはり新しいことを始めるときは、いろいろと賛否両論あると思います。今回、SNS等でも、今回の品川区の有機給食については様々な議論が展開されております。多く議論することはとてもいいこと

だと思いますが、中には行き過ぎた表現や事実でない情報も見受けられます。この後、給食についての質疑も続いていくと思いますが、こちらの委員会では建設的で冷静な議論が進みますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、出産・子育て応援事業等からお聞きします。

現在、品川区は、妊娠から出産・子育ての伴走の支援として、すくすく赤ちゃん訪問事業やしながわネウボラネットワーク、見守りおむつ定期便、妊娠期からの相談事業などを行っています。また、それに加えて今年度の新規事業として、オンラインMy助産師事業がありますが、それぞれの特徴を簡単にお聞かせください。

○石橋品川保健センター所長 保健センターでは、妊娠期から様々なステージに応じて、助産師ですとか保健師、専門職がいろいろ相談ですとか対応をさせていただいております。

まず、妊娠期面談と8か月頃の面談をさせていただいておりますが、こちらに関しては、助産師が面談をしております、妊娠から出産後のライフプラン、そういったものを一緒に作成しているというところで相談をお受けしております。

また、出産後、見守りおむつ定期便に関しましては、毎月、月1回程度、アウトリーチ型ということで支援員が訪問させていただいて、気軽に相談できる環境を提供しております。

○藤村子ども育成課長 私からは、オンラインMy助産師事業について、概要というところでご説明させていただきます。

こちらの事業につきましては、妊娠から出産、産後までを継続的に包括的にサポートするものでございまして、妊婦のみならず、パートナーの方のケアも含んだような事業になっております。

具体的には、デジタルデバイスを使って健康状態等をチェックしていき、オンライン面談ですとか、日々のSNSの相談等で管理していくような内容になってございます。

○おぎの委員 支援として少し時期がかぶるといいますか、似た感じの事業もあるなどといった印象です。

出産や子育ての時期に合わせて、頼れる選択肢がたくさんあるというのはいいのかもしれませんが、昨日の議論でもあったように、すくすく赤ちゃん訪問も、見守りおむつも、それぞれ毎回違う人がやってくるという、しっかり伴走しようと……。〔時間切れにより答弁なし〕

○石田（秀）委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは、97ページの子どもの居場所運営費、129ページ、東京ユースヘルスケア推進事業、438ページ、債務負担行為について伺いたいと思います。

最初に、子どもの居場所運営費についてです。

午前中、ひがし委員も質問させていただいていて、ある程度分かってきたのですが、今回、私の質問は、居場所のほうだけ、朝食は一緒にしてしまうとややこしくなるなと思いましたので、まずは居場所のことを伺います。

居場所についても、今、モデル事業として3校を調整中ということで理解してよろしいでしょうか。

○藤村子ども育成課長 居場所の試行についても3校ということで結構でございます。

○吉田委員 それで、開始が1学期からということですので、もう3月で、4月から事業開始、モデルだとしてもそこで開始と思うのですけれども、最初のモデルとして調整中のところとの契約はもう進んでいるということなののでしょうか。

それで、これ、費用、支出のほうを見ると、民生費ですよ。ということは、学校と契約するのでは

なくて、あくまで区と事業者が契約するという理解でよろしいでしょうか。それについて伺いたいと思います。

○藤村子ども育成課長 まず、委託の契約というところですが、こちらについては、契約に向けて準備を進めているというところですので、まだ対象がどこになるかというよりは、どういった仕様にしていくかというところを検討している内容になっております。

また、区と事業者との契約かというところですが、こちらは子ども育成課のほうで進めていく事業でございますので、学校と事業者ではなくて、あくまで区と事業者の契約というような形になっております。

○吉田委員 区と事業者との契約ということで、そうすると、事業の責任主体といいますか、それは、例えば、現場での責任がありますよね。そこは、もしかすると契約の中で、どこが責任を負うということが決まっていくのかと思うのですけれども、やはり現場での責任を誰が負うかということは決めておく必要があると思うのですけれども、その辺の検討はどうなっていますでしょうか。

○藤村子ども育成課長 こちらの事業について、やはり一番心配なところが児童の安心安全ということかと思えます。学校の現場を使ってやる形になりますので、やはり学校サイドとしても、児童の安全は一番気にされているところかと思えます。

事業を検討するに当たって、学校側ともお話ししする中で、やはり責任の所在ですとか、そういったところは議論の俎上に上がったところでございます。こちらの一義的な責任は子ども育成課という形で考えて事業展開してまいろうと考えております。

○吉田委員 子ども育成課が契約主体ということであれば、当然、子ども育成課が最終的な責任を負うということは分かるのですけれども、毎日の現場の責任者は、どういう形になるのでしょうか。やはりそこである程度の責任を負える立場の人がいないと、受託した事業者としても少し不安が残るかなと思うのですけれども、その辺についていかがでしょうか。

○藤村子ども育成課長 現場は委託の会社の職員がおりまして、当初の何かトラブルがあったときの対応は、その事業者で行っていただく形になりますが、例えば、現場で対応し切れない問題に關しましては、連絡手段をこちらのほうで確保しまして、委託の職員から本課の職員に連絡していただいて、すぐ対応できるような体制を整えてまいりたいと考えております。

○吉田委員 だんだん責任の所在とかが明確になってきたのですけれども、それをもう既に、契約の仕様書の中身とかを詰めているところだと思えますので、その辺の合意はきちんととれているということですよということと、それから、この事業の中身は、やはり学校の現場にとってもすごく重要で、私の周辺でも、保護者が学校に問い合わせしてしまうのです。それで、学校としては、よく把握できていないということと少し混乱が起きているので、この朝の居場所現場ではなくて、学校現場の声はどのように確認されているのか。その内容は、今後、締結される契約の中にきちんと反映されているのか、その辺についても確認させてください。

○藤村子ども育成課長 こちらは、合意がとれているかというところと、問い合わせ先というところですが、お問い合わせ先ということにつきましては、今後、事業の周知をしていく中で、しっかり学校ではなくて子ども育成課が問い合わせ先だということはPRしていこうかと思っております。

学校の声とか、合意がとれているかというところですが、先ほども答弁させていただいたのですけれども、学校のほうには、校長先生、全体が参加する会で1回説明させていただいています。11月で説明させていただいて、その際に課題を抽出して、その課題に対してのフィードバックということ

で、1月に、再度、全体校長会の中で説明させていただいて、その上で事業の進捗を図っていきますというようなお話をさせていただきます。

ですので、そういった内容を踏まえて、仕様には反映させていきたいというふうに考えております。

○吉田委員 では、校長先生を学校の現場と考えれば、校長先生まではきちんと子ども育成課との話が通じているということなのですが、残念ながら、学校のそれぞれの先生方にはそれがまだ届いていないのかなと思います。

それで、PTAの人たちが直接対応するのは学校の先生なので、そこで混乱が起きているということです。そういうPTAの方たちが疑問に思っていることも、では、子ども育成課のほうに問い合わせてくださいというふうにお知らせしていいのでしょうかという質問が1個と、それから、やはり子どもたちが集まっている以上、いろいろはしゃいだり、ふざけたりして、けがとかもあると思うのですけれども、そういうときの対応はどうするのでしょうか。やはり養護教諭の方たちはこの時間には出勤されていないかと思うのですけれども、その方たちに負担をかけるべきではないのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○藤村子ども育成課長 こちらの事業の内容が一般の先生方に届いていないのではないかとこのところにつきましては、今後、試行する学校が決まった上で周知させていただくという形になっていくかと思うのですけれども、その場で学校教職員の方にもご理解いただけるように丁寧に説明してまいろうかと思っております。

あと、PTAのほうに、子ども育成課のほうに問い合わせてよいかというご質問につきましては、学校のほうで新入生に向けての説明会ですとか、保護者の説明会が、たしか先月あったというふうに伺っているのですが、校長先生のほうから、そういった朝の居場所についての問い合わせがあった場合、どうしたらいいかというようなお問い合わせをいただいておりますので、全校に対して、何かございましたら、子ども育成課のほうにお問い合わせくださいというようなお話はしておりますので、そのように既に対応しているところでございます。

子どものけがへの対応ですが、養護教諭がいない時間帯というお話ですけれども、すまいるスクール運営においても、既に養護教諭の方がいない時間帯にけがへの対応ということで、マニュアル等を作ってしっかり対応しておりますので、先ほど、子ども育成課で全て対応ということで申し上げたのですが、すまいると同様の責任分担というような形で、朝の居場所事業も展開してまいりたいというふうに考えているところです。

○吉田委員 大分私の中で整理されてきたかなと思います。

それで、契約のときに、すまいるのときもそう思ったのですけれども、契約を見ると、仕様書には確かにいろいろしっかり書かれているのです。だから、それは今回もきちんと仕様書を作成されると思うのですけれども、契約金額の算定が妥当なのかどうかということが、いつももう少し追求したいなと思いつつ、私も決して詳しいほうではないので、なかなか私の意図が通じないような質疑になってしまうのですけれども、やはりそれなりの現場の責任だし、今おっしゃったとおり、けがのときの対応は、マニュアルがあるとしても、事業者が対応するわけですね。そういうことに妥当な契約金額にさせていただきたいなというふうに思います。

仕様書は、やはり区の立場で見て、私も区がしっかり仕様書を書いているなということはずごく評価するのですけれども、では、契約金額の算定はこれでいいのかなという辺りになると、やはり当事者の方たちの、これだけの事業をやるには、これだけの人員の配置が必要だというふうになれば、子どもの

安全を確保するという視点で、その辺もしっかり見ていただきたいなと思います。

これについては、これから事業が始まって、また点検していかなければいけないと思うのですが、もう4月に始まる事業で、契約の締結がまだというのは、少し遅いような、私の感覚では遅いような気がするのですが、その点について、しっかり事業の開始に間に合った契約になるということによろしいですねと、最後、確認させてください。

○藤村子ども育成課長 まず、仕様書等書かれている金額の妥当性というところですが、こちらは様々契約、他自治体も含めてあるかと思しますので、そういった事例を参考に金額は検討していきたいと思います。

また、1点、委託の契約が間に合うかというところですが、4月に始まるのではなくて、こちらは1学期の早期の時期にという形なので、今の検討している段階のスタートの期日に間に合うように契約は結んでまいりたいと思っておりますので、そちらについては問題ないかと考えております。

○吉田委員 ごめんなさい。もう最後にしようと思ったのですが、では、まだすぐ始まらないということについても、保護者とか学校の先生たちに対して、きちんと説明されていないと、せっかくここまで進んできたのが、また新たな混乱を生むといけませんので、その辺については、ぜひ丁寧にやっていただきたいと思います。少なくとも私の身近な学校に子どもを通わせている方たちは、みんな学校に問い合わせちゃって、PTAの役員をされている方たちも大変なのです。学校は一切把握していませんみたいな感じでお答えをせざるを得ないので、ぜひその辺は丁寧に進めていただきたいと思います。これは繰り返しになるので、要望でとどめます。

それから、438ページの債務負担行為についてです。

これはもう単純な質問で、新庁舎関連の事業の債務負担行為が、4年間だったか、非常に大きな額になっていて、緊張してきちんと債務負担行為についても、私たちも責任を持って議決しなければいけないと思うのですが、少し大きな金額を今決めてしまっているのかなということが、ごめんなさい、今頃になってこのようなことを聞いてなんですけれども、伺いたいと思います。

○小林新庁舎建設担当課長 新庁舎の整備に関する債務負担、区と都の負担の関係と、今後の工事費の関係かというふうなところでございますが、今回、予算として計上させていただいた中で、当初年度につきましては前払い金を充当するというところで予算を組ませていただきまして、残りの部分につきましては、出来高であったり、最後の精算であったりするときに使う費用ということで予算計上させていただいたところでございます。

それとまた、国と都からも、今回この建物は区分所有建物でございますので、それら相当分の負担額ということを見込みまして、今回の債務負担行為を設定したところでございます。

○吉田委員 分かりましたと言っていいのかどうか少し自信がないのですが、でも、これは1つ、私たちがずっと求めてきたことが実現したからなのですけれども、この予算書を一般の区民の方が予算特別委員会の前に自由にご覧になれるようになったのですよね。その中で見つけた方が、一般庶民感覚で言うと、「いや、こんな金額を債務負担行為で決めちゃっていいの」というご意見があって、「これ、ぜひ予算特別委員会の中で聞いて、はっきり区の答弁をもらってね」というご意見があったので伺いました。

債務負担行為について、議決をきちんとしなければねというところで、もう1回、区民の方たちに、こういう説明をすれば納得していただけるよみたいなものがいただければ伺いたいと思います。

○小林新庁舎建設担当課長 どういったご説明というところかと思うのですが、先ほども申し上げま

したとおり、総額として、今回、700億円余というところがまず大きな枠としてございます。そのうち当該年度につきましては、前払い金としまして、10%それを充当するという形になりますので、そのうちの約70億円余が当該年度、令和7年度の予算として計上されます。

新庁舎につきましては、令和11年度まで工事が続くわけでございますので、その部分は、当然、今回、令和7年度に契約すれば、その部分のお金も担保しなければいけないということでございますので、その残金630億円余につきましては、債務負担行為といった考えでございますので、大きな金額ではございますけれども、適切な処理を、予算を要求しているといったところでございます。

○吉田委員 分かりました。

次に、129ページの東京ユースヘルスケア推進事業について伺います。

ユースヘルスケアの事業は本当に歓迎するところで、今までも質問に取り上げていると思うのですが、品川区の事業の中で、割と小さい子とか、少年少女の年代は結構手厚いいろいろなサービスとか、対応があるのですけれども、それを過ぎたいわゆる若者と言われる年代になると、急に対応がなくなってしまうなどということ、たしかどこかで、私、質問していると思うのですが、なので、このことについては大変歓迎しております。

ただ、具体的な事業というところ、今のところ、相談できる窓口の設置ということと、月に1回対面相談会ということなのでしょうか。やはりぜひ居場所とか、そういう事業があったらいいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○柴田子ども施策連携担当課長 ただいまご質問いただきました件についてお答えさせていただきます。

相談窓口の設置、それから対面相談ということで、現在の実施状況としましては、チャット相談を週に5日間、また、対面相談は月に1回、児童センターで実施をさせていただいております。

そして、おかげさまで、登録人数が、1月末時点で350人を突破しておりまして、反響をいただいているということで、一定の効果はあると認識しております。

そして、相談に当たっては、若い相談員が、年齢の近い相談員が来てくれているため、相談できて非常によかった、そういった感想なども、こちらのほうに届いているところでございます。

そして、肝心の居場所に関しましてですが、様々、今、若者支援が求められていると認識しております。私の所管でも、子ども計画をつくるに当たって、年齢の制限の枠なく支援を必要とする子どもたちを若者というふうに捉えられております。認識も深まってきております。

様々区の需要、それから他の自治体の動向等を研究しながら、様々な課題を認識し、施策に反映させていきたいと考えているところでございます。

○吉田委員 いい方向に進んできているのかなというふうに思っています。

それで、今、350人が、多いのか、少ないのか分からないのですけれども、もっともったこういう場を求めている人はいらっしゃるのかなと思うのですけれども、今後の広げ方とか、それから、事業もぜひ広げていただきたいのですけれども、そういう方たちのお声を直接聞くような、今後の方向性を考える上での仕組みづくりとか、そういうものがあったら教えてください。

○柴田子ども施策連携担当課長 今後の展開についてでございます。

まず、チャット機能の中で、そういったアンケートなども感想を求めていますので、そういったところで意見を聴取していきたい、そのいただいた意見を反映させるということ、まず考えております。

また、それ以外に関しまして、月に1回実施している対面相談会、そちらも今、児童センターは

キャラバンで回っているのですけれども、定期的に同じ場所でやったりとか、そういったことも工夫しながら展開をしていきたいと考えてございます。

○吉田委員 いい方向に進んでいるかなというふうに思っております。引き続き、当事者の声を拾い上げながら事業を深めていただけたらと思います。

○石田（秀）委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、50ページから始まる歳入全般における増収について、161ページ、奨学金貸付金返還金について、あと、ページがないのですけれども、訪問介護事業所への支援を求めて質問をします。

まず、収入増ですが、前年比で特別区民税が56億3,000万円増、利子割交付金が1億8,000万円増、配当割交付金5億円増、株式等譲渡所得割交付金が4億円増、地方消費税交付金が10億円増、特別区財政調整交付金が42億円増ということで、合計で122億1,000億円の増収を見込んでいる予算になっています。それぞれこの増収になった理由を伺います。

区民税については、午前中の質疑でご説明がありましたけれども、30代から50代の方が増えているということで、なぜこの世代が増えているのか伺います。

○吉野税務課長 30代から50代の方たちの課税標準額ですけれども、こちらは、やはり昨今の経済状況といったところで、安定的な収入が増えているような状況です。

逆に、例えば、課税標準額500万円以下の方は、逆に下がっているような状況であります。

○加島財政課長 お尋ねのございました利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金につきましては、令和6年12月までの収入の実績等を踏まえまして、今回、予算額を編成したものでございます。

それから、地方消費税交付金につきましては、こちらは令和6年度につきましては、11月末日が土日に当たっておりまして、令和6年12月分が令和6年度分の交付額には入っておりません。なので、令和6年の1か月分と令和7年も11月分がこの土日に当たっておりますので、そこと合わせての11か月分、1か月プラス11か月分、12か月分を歳入するというので、今回、この予算額を編成させていただきました。

それから、財政調整交付金ですけれども、こちらにつきましては、調整税の伸びと、それから配分割合の変更が55.1%から56%に変更になったことによるものでございます。

○のだて委員 消費税のところでは、結局、今回は12か月分が入っているということでよろしいでしょうか。

○加島財政課長 説明が足りなくて申し訳ございません。令和6年12月分の1か月分と、令和7年1月から11月まで、合わせて12か月分が地方消費税交付金、こちらの予算額でございます。

○のだて委員 つまり、結局12か月分ということで、ある意味、1年分というものだというふうに思います。

今いろいろご説明があった中で、やはり今年度、これだけ122億円も増収をしているということで、ぜひこの財政力を区民に還元することを求めたいと思います。

消費税については、年収900万円未満の方にとっては一番重い税金となっております。平成31年、令和元年では、消費税の収入は80億円でしたけれども、今では既に来年度125億円ということで相当増えているという中で、それはつまり、区民の負担が増えているということだと思います。この消費税の減税も、物価高対策としては、ぜひ国に求めていただきたいと、これは要望しておきたいと思いま

す。

区民への還元について、その1つとして、高校生への奨学金貸付金の返済免除を求めたいと思います。

この返還金は、以前の制度として、高校生に奨学金の貸し付けをしていたというもので、新たな制度は平成30年度から開始しておりますけれども、平成29年度までの事業でしたけれども、今、返済をしているということで、以前の議事録、昨年の決算特別委員会の議事録を見ますと、令和6年度の8月現在ということでしたけれども、193人、約3,900万円が返済中だということで答弁されておりますけれども、現在がどうなっているのか伺います。

返済している方が、一番長く返済されている方は何年なのか。平均で何年返済を続けているのか伺いたしたいと思います。

○飛田子育て応援課長 まず、高校生の旧奨学金制度ですが、現在、返済をしている方は、平成7年1月現在で171名となっております。

返還金額は、全体で約3,000万円となっております。

平均どのくらい、一番長い方はどのくらいということですが、ほとんどの方はしっかり返済をしておりますが、一番長い方では、平成7年からの方が1名いらっしゃいます。未納額は約1万1,000円となっております。大体平均でいうと、一番多いところでは平成25年ぐらいの方から30年、そのくらいの方がまだ返済途中というふうになっております。

また、長期滞納者の多くとは連絡がとれず、債務者の現状が分からない方となっております。また、そういう債務者からの収入減や病気療養、また、生活保護などの申し出があれば、弁護士と相談の上、分割納付や延納、また、債権の放棄の基準に該当するかどうかの確認など、債務者の現状の生活に応じて無理のない返済方法や解決策を提案しているところでございます。

○のだて委員 来年度の予算には、大学生の給付型奨学金事業が盛り込まれてよかったと思います。高校生への奨学金も現在は返還免除型ということで、ほとんどの子が免除されています。その中で、以前の制度で返済を続けている人がいるわけで、今、世の中でも、給料は上がらないということで、物価も上がるばかりということで、生活が苦しい方も増えていると思います。先ほども少し柔軟に対応しているということですが、その柔軟な対応に加えて、ぜひこの奨学金貸付金の返済、これを一部または全額免除をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以前に求めた際に、区は他区を注視していきたいということで言っておりましたけれども、その注視状況がどうなったか伺います。

○飛田子育て応援課長 そもそもこの旧制度の奨学金は、返済をしていただく前提ということで、それを理解して奨学金を皆さん利用しておりました。今回、新しい奨学金となり、応援資金ということで返済免除となっております。また、様々な事情がありながらも、こつこつ返済をなされている方がいらっしゃいます。また、この1年で返済が終わった方も50名以上いらっしゃるという現状です。こういうことなので、しっかり最後まで完済している方がいらっしゃる中、返さない方が得をするというのは、いかがなものかと考えておりますので、また引き続き無理のない返済等を相談しながらやっていきたいと思っております。そのことについては、ご理解いただければと思います。

○のだて委員 他区の状況を注視しているということで、以前、答弁がありましたけれども、今の状況をお伺いします。

○飛田子育て応援課長 今のところ、他区のところでも、同じように返済は、こつこつと返している方がいるということで、品川区と同じような状況であるということを確認しております。

○のだて委員 足立区では、返済の支援をするということで実施されておりまして、以前にも紹介しましたがけれども、半額免除、支援をする、補助をするということでやっておりますので、ぜひ区としてはやっていただきたいと思います。今、一番長い人では30年ですか、返済し続けているということで、やはりそうした社会状況もありながら、返すことが困難になっているという人もいますので、そこは免除をしていっていただきたいと思います。

それで、もう1つ、訪問介護事業所の支援については、時間がないので、話だけさせていただきますけれども、やはりこの4月に報酬が引き下げられて、もともと大変だったところが、さらに大変になるという状況になっておりますので、この減収補填、それと、家賃ですとか光熱費の補助を、ぜひ区として直接支援していただきたいと思います。国の支援ではまだ足りないと思いますので、よろしくお願ひします。

○石田（秀）委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 65ページ、区民活動交流施設使用料に関連して、品川歴史館としながわ区民公園屋外プールの、それぞれ子どもの利用料無償化と、プールのロッカーの返却式による無償化を求めて質問したいと思います。

子どもの無償化について、昨年の決算特別委員会でも提案いたしました。品川歴史館では年間3万3,000円、区民公園の屋外プールでは56万円で可能だということです。なので、私は財源の問題ではなく、区長の政策判断だと指摘しました。しかし、担当課長は受益者負担を理由に、子どもからもお金を取る考えです。社会全体で子どもと子育てを支えるとの森澤区長の発言はどうなのかと思いました。そして、今回の施政方針で、森澤区長は無償化への考え方について、ばらまきではない、税金で社会全体で負担していく社会保障システム、生活の基礎となる行政サービスは無償で提供することが必要とのことでした。私は、この発言がどこまで本気なのか、実際の区政の姿を見なければ評価できません。

そこで、改めて、施政方針を受けて、品川歴史館および区民公園屋外プールについて、少なくともまずは子どもは無料と、区内の子どもも区外の子どもも、子どもからは取らない、直ちに無償と改めて提案いたしますが、いかがでしょうか。

○大森文化観光戦略課長 繰り返しの答弁となるかと思いますが、受益者負担ということで理解してございます。

まず、区内の小学生、中学生に関しては無料ということでしておりまして、区外の小中学生に関しては、通常大人の100円の半額の50円ということで拝観料をとっているところでございます。こちら、品川歴史館につきましては、4月21日にリニューアルをした中でも、金額をそのまま当時と変わらぬ金額でやっているというところで、妥当な金額設定であると考えております。

○大友公園課長 プールなどの特殊に設けた施設において、利用者が限られる施設の利用料についてなのですけれども、前回、決算特別委員会でのご報告をさせていただいたとおりなのですけれども、受益者負担の考えのもと、使用料を設定させていただいているところでございます。

また、プールの利用時のコインロッカーの使用料につきましても、こちら、入場者の上限であります予約数とロッカーの数、同じとしております。1人の方が複数使用しますとロッカーが不足することにもなりますので、その点を防止する観点、運営上の都合もあり、最低金額ではありますけれども、10円をご負担いただいていることになってございます。

○中塚委員 歴史館のほうでは、リニューアルをしたけれども金額は同じなのだと思いますけれども、

では、リニューアル代もかぶせようと思っていたのかと思うと、ぞっとするのですけれども、施政方針にて、なぜ無償とするのかと森澤区長自身が理由を述べておりました。それならば、なぜ品川歴史館と区民プールは引き続き有償なのか、これを改めて伺いたいと思います。区長は、社会全体で子どもと子育てを支えると述べておられます。それならば、なぜ歴史館とプールは、子どもについても受益者負担を求めるのか。子どももお金を払うのか、子どもも自己責任なのか、これが区長の考えなのか伺います。

○大森文化観光戦略課長 繰り返しの答弁にはなるのですけれども、歴史館につきましては、区内の小中学生については無料としているところでございます。区外の小中学生からの徴収といったところにはなりませんけれども、そちらは区長の施政方針の中では、誰もが必要としている基礎的な行政サービスの無償化という訴えも、そういうところもございまして、歴史館の拝観につきましては、興味のある方、品川の歴史にご興味のある方に来ていただくということで、適正な歳入の確保に取り組んでまいりたいと思います。

○大友公園課長 一部繰り返しの答弁となるところでございます。プールなどの特殊に設けた施設ということで、誰もが必要として、誰もが使う施設、サービスではないところにおきまして、無償化におきましては、誰もが必要としているサービスを無償化しているところだと考えているところでございます。

このような、例えばプール、また、限られた仲間場所で占有して使用する野球場などの施設においては、やはり受益者負担の考えのもと、使用料を設定させていただいているということになってございます。

○中塚委員 歴史館は興味のある方だけなのだというお話でしたけれども、歴史や文化が基礎的な行政サービスではないと言い切ってしまうのは、あまりにも変だと、おかしいと思います。プールは誰もがではないとおっしゃいますけれども、私は、区長の無償化の説明が本気だったらば、せめて子どもは無償にと述べてきましたが、なぜならば、保育園も、すまいるスクールも、今回、無償化なのです。それはみんなが保育園を使うわけではないけれども、やはり子どもを育てることを社会全体で応援してこうと。すまいるスクールも、全員が対象ではあるけれども、みんなが使うわけではないけれど社会全体で支えてこうと、私はそのとおりだと思うのです。だったら、なぜプールは誰もがではないからとなるのか、改めて伺いたいと思います。結局、区長が説明する無償化と、歴史館とプールの子どもの有料は何が違うのか。改めて伺います。

○大森文化観光戦略課長 当然、品川歴史館に多くの方に来館していただきたいという思いはございまして、全区民の方に来ていただきたいというふうな思いもございしますが、こちらの生活する上とか、人生を過ごす上で基礎的な行政サービスというふうに理解しているので、歴史館については、小学校の社会科見学等でご利用いただいているというところもあるのですけれども、それが生活におけるものではないというふうに考えてございまして、妥当な受益者負担と理解しているところでございます。

○大友公園課長 スポーツの機会は子どもの健全な発育に必要な重要な要素であると考えているところでございます。

一方で、限られた時間、限られた仲間場所で占有する野球であったり、また、個人がやるという意思のもとでやるプールとボルダリングなど、そういうような特殊な設備に関して、利用者が限られる施設におきましては、やはり受益者負担の考えのもと、使用料を設定させていただいているところでございます。

誰もが必要とする基礎的なサービス、社会保障については無償化という考えもございまして、

本件に限りましては、受益者負担のもと、使用料を設定させていただいているところでございます。

○中塚委員 受益者負担論をおっしゃいますけれども、歴史館は、年間3万3,000円で可能になります。プールは56万円で可能です。すぐにできることです。自己責任からの転換まで言いますけれども、子どもに自己責任、受益者負担を求めるのかと、やはり受益者負担論の克服が必要だと改めて強く指摘しておきたいと思います。

最後に、区民プールのコインロッカーを、改めて返還式にして無償化していただきたいということです。これは区長の施政方針を紹介するまでもない話だと思っております。決算では、1人の方が複数使用するとロッカーが不足する、これを防ぐ観点で10円を負担していただいていると述べましたけれども、では、10か所借りたら100円ですから、でも、そのような乱暴な使い方をしていない人はいないわけです。ぜひ区民の利便性を上げるために、ロッカーを改修して、条例も変えて、返却式にして無償化していただきたい。これは区長の施政方針に引くまでもなく、区民の利便性の向上と、このような簡単なことをなぜすぐできないのか伺いたいと思います。

○大友公園課長 初めに申しあげました答弁と重なるところがございましてけれども、予約数とロッカーの数が、現状、一緒となっているところが原因となっております。

○石田（秀）委員長 次に、西村委員。

○西村委員 よろしく申し上げます。119ページ、子ども家庭支援包括補助金の中から児童センター運営費、133ページ、とうきょうママパパ応援事業補助金から産後ケア事業について伺ってまいります。

まず、産後ケア事業ですけれども、これまで様々声が上がってございましたけれども、今回、拡充が大変きめ細やかで、物すごく努力をしていただいたのではないかなというふうに思っております。まずは産前産後ケアの拡充に向けて、どのような思いがあったのか伺ってまいりたいと思います。その後、宿泊型、日帰り型と伺ってまいりたいと思いますのでお願いいたします。

○石橋品川保健センター所長 私からは、産後ケアの拡充についての思いについて回答させていただきます。

産後につきましては、環境の変化がかなり大きく、慣れないことに戸惑いを感じることも多くあります。それは初産婦でも経産婦でも一緒でございます。全ての産婦の方が少しでも安心して子育てをしていただけるよう、出産後間もなくから産後とその家族に寄り添った支援をしたいという強い思いのもと、今回の大幅な拡充をさせていただきたいと考えております。

○西村委員 大変思いがあつての上ということは理解しております。

まず、宿泊型なのですが、利用日数等が拡充されまして、どのような産後のお母さんたちからの声があつて、今回の拡充に至ったのか伺いたいと思います。

あと、日帰り型ですけれども、新たに助産師などの専門職による講話ですとか相談が拡充されました。これは各保健センターで行うと伺っております。今、荏原保健センターが建て替え中で、ランチを食べながらゆっくりというようなこれまでの事業が展開できなくなった。そこで考えられた新しい施策とすれば、大変素晴らしいと思っております。今できることを考えていただいたと思っておりますので、今後、第一ホテル東京での事業が大変ニーズが高かったので、建て替え後の取組には別途期待したいと思うのですが、この辺り、お考えがありましたらお願いいたします。

○石橋品川保健センター所長 宿泊型、日帰り型のご質問についてになります。

宿泊型につきましては、今まで3泊4日というところでやっておりました。こちら、利用者の方から

は、もっとゆっくり休みを欲しいなど、特に宿泊型は、夜までと泊まるということもありますので、夜間ゆっくり休みたいというお声もありまして、今回、6泊7日というところで期間の延長をさせていただくことにしました。

また、日帰り型につきましては、今回、集団型、今まで個別をやっておりましたが、集団型で、助産師の講話等も含めた交流会も含めて拡充、メニューの追加をさせていただきます。日帰り型の個別につきましては、従来どおり、産後ケア室、荏原保健センターでの実施になりますが、そちらにつきましては、荏原保健センターが元に戻るというタイミングもありますので、今後、国のガイドライン等にも基づいて、そちらをよく考えながら、今後の日帰り型の個別についてももしっかり検討してまいりたいと思っています。

○西村委員 よく分かりました。さらに私が感謝申し上げたいのが、訪問型のほうでして、こちらの乳房ケアと、あと、助産師の仕事について伺ってまいりたいと思いますが、乳房ケアに特化した助産師が訪問する事業だと理解しております。乳房ケアに関しましても、区内のお母さん方から様々声が届いております。1,100人近くの区内のお母さんたちが参加するチャットがあるのですけれども、こちらを見ておきますと、夜間断乳を始めてから5日間は泣き続けて寝られないとか、添い乳をしながら一緒に眠ったら、すぐに起きて寝られないとか、うまくおっぱいを吸ってくれなくて寝られないとか、とにかく本当にお母さんたちが眠れていないなということに改めて気づかされます。きちんとこのような現場の声を職員の皆さんがキャッチアップしてくれたからこそ思っておりますが、一言あれば、お願いしたいと思います。

また、これ以外に区内の助産師たちが活動していらっしゃるお仕事について、改めて伺えればと思います。

○石橋品川保健センター所長 産後ケアの訪問型についてになります。

今年度、令和6年度から、1歳までという形で期間の延長をさせていただきました。1歳までに延長させていただいたので、今回、職場復帰後の方の利用もかなり多く見受けられました。その中で復帰後の方の悩みとして、乳房関連の悩みがとて多く、利用者のアンケートの中にも記載されておりました。その声も踏まえまして、今回、ケアメニューにこちらの乳房ケアの特化したものも追加させていただくということで進めさせていただいております。

また、助産師の仕事、役割というところについての質問になりますが、今、保健センターでは、妊娠期の面談におきまして、助産師が妊娠期から出産後のプラン、その後の毎日の生活のプランを一緒に考えたりですとか、すくすく赤ちゃん訪問で助産師の指導員が訪問して、お子様の体重測定、身体測定など様子を観察したりですとか、お母様の体の様子などを一緒にお伺いして相談させていただくというところで、助産師に多くの役割を担っていただいているところです。

○西村委員 これらの助産師の支援がありまして、今後さらに新しくMy助産師制度が始まるということで、こちらは子ども育成課が担当する理由と、児童センターでも保健センターと連携してすくすく赤ちゃん訪問など産後の支援を展開していただいておりますので、決定までの経緯を伺えればと思います。

○藤村子ども育成課長 産前を含む支援ということになりますので、子ども育成課の理由というところをお尋ねかと思います。

当事業につきましては、家庭での子育てを包括的に支援するものと捉えております。というのも、当課におきましては、年齢も性別も様々なターゲットを対象に、親育ち支援事業を行っております。中

でも父親の子育てスキルのアップに力を入れているところがございます。

例えば、昨夏には、きゅりあんのほうで、お笑い芸人のノンスタイルの石田さんを招いて講演会を行いまして、200人以上、父親だけで集まって大盛況だったのですが、そこでもアンケートの中で、もっと育児に参加したいが方法が分からないという声をいただいたりですとか、それに類似するような意見を子ども・子育て会議でもいただいておりますので、こういった課題を解消することを目的に事業を検討している中、このスキームが、ウーマンビジネスグランプリで提示のあったスキームがございましたので、こちらにパートナーへの支援というものを組み込む形で課題の解消が見込めるのではないかと、そういった観点から、産前産後を包括的にサポートできるのではというところで検討、提案したところがございます。

○西村委員 父親だけのイベントというのは大変画期的だったなと思いますし、父親支援を私も要望していきたいのですが、事業の発案が大変すばらしいと思っております、ウーマンズビジネスグランプリを受賞した事業をすぐに導入したことは、迅速な判断だったなと思っておりますが、既にこれまで区内で活動してきてくださっている助産師たちがいますので、この地域の助産師たちとの築いてきた長年の関係性と、新しく始まるMy助産師制度をどう融合させていくのか伺います。

○藤村子ども育成課長 地域でもともと活動されていた助産師との関係というところですが、既存事業も当事業と並行して包括的に進めていくものではないかというふうに考えております。今まで尽力してくださった方に感謝しつつも、一緒にやっていたらという形です。

このMy助産師事業の中では、区の事業を知って利用してもらうというところも1つの目的になってくるかと思っておりますので、保健センター事業のほか、児童センターで行う助産師と連携している事業もございますので、様々なそういった親育ち支援事業のほうにつなげられることで、シームレスなサービス展開が可能になるのかなと思っております。

○西村委員 オンライン支援の中でさらに支援が必要になった場合の連携、どう下ろしていくのかという連携と、あとはMy助産師制度が、逆にウェアラブル端末で睡眠時間なども把握していけますので、例えばですけれども、この端末の情報をオンラインで訪問する助産師たちと共有できないかとか、方法については、既存の助産師たちの声が最も重要だと思いますので、今後の展開など区のお考えがあればお聞かせください。

○藤村子ども育成課長 オンライン支援の中では、リアルで支援が必要だなというような判断がある方には、お医者さんがコメントするというパターンもあるようなのですが、さらに子どもみらい部や保健センター一体となって対応したいと思っております。

また、既存の事業との情報共有というところですが、そちらも個別ケースに沿って検討してまいりたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、103ページの社会資本整備総合交付金、公園・児童遊園整備費についてと、147ページ、公立学校給食費負担軽減事業補助金、もし時間があれば、56ページの交通安全対策特別交付金について伺ってきたいと思います。

初めに、147ページの公立学校給食費負担軽減事業ですけれども、品川区では、2023年から学校給食の完全無償化を実施して2年がたつわけですけれども、現在では、都内の全自治体に広がるというところになってきております。

この無償化は非常にいいことでありますし、多くの方々から高い評価をいただいている事業でござい

ますけれども、一応、懸念点みたいなことを言うと、指摘されているところを少し挙げると、財政負担からの質、量が低下するのではないかという1つのデメリットは専門家から指摘されていると。

こういったことに関して、会派の代表質問で質問させていただき中で、質、量、こういったことについては、単価を適宜上げつつ、しっかり対応していますよということと、また併せて、今回、来年の有機野菜導入をするということについても質問して、先ほどから答弁がありましたけれども、政府のみどりの食料システム戦略、こういったことを国とともに推進していく、地球に優しい食材の提供ということ、SDGs 未来都市宣言をしている品川としてやっていくのだと、こういうご答弁がありました。

そういった中で、これまでも議論がありましたけれども、有機野菜については、やはり現場で給食を支えていらっしゃる方々から、大変懸念の声を多くいただいております。有機野菜というのは、形が整っていないとか、生産量が安定しない、そもそも品目が限られていると、こういったことから、現在の給食をしっかり支えていけるのかどうかというようなことについての懸念です。

そういった中で、昨日の質疑でしたか、特別栽培農作物を含めて対応していくのだというご答弁がありました。この特別栽培農作物については、少し聞き慣れないというか、あまり一般的に認知されていないもので、有機栽培と一般の慣行農業との間に存在するものというような位置づけだと思いますが、この特別栽培農作物とはどういうものなのかということについてご説明いただきたいということが1つと、あとは、給食事業者の方々、給食をつくっている方々は、朝早くから仕込みに働いていらっしゃる、12時とか、お昼の給食に間に合わせるようにやっていますけれども、様々な形が不ぞろいとか、そういうことが起こってくると、その分、手間がかかる、負荷がかかる、こういった現場のご懸念等のお声がありますけれども、こういったことについて、どのように捉えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○柏木学務課長 初めに、特別栽培農産物の件でございますけれども、特別栽培農産物というのは、生産された地域の一般的な使用状況に比べて、節減対象農薬の使用回数や化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物と定義されてございます。

続きまして、ふぞろいの野菜等による負担でございますけれども、まず、こちらは、品川区では、これまでも低農薬の野菜等を学校給食で多く使用してございます。その中では、当然、ふぞろいのものもございましたけれども、そういう部分では、これまでもそういうもので対応できているという部分はございます。

また、改めて、今回、有機農産物等を調達する際には、そういう部分の負担軽減がさらにできるような調達方法等について検討をしております。

○塚本委員 今ご説明ありましたけれども、特別栽培農産物、有機栽培に比べると生産量はあって、扱っている農家もかなり多いというようなことは、青果店の方から伺いましたけれども、そうは言っても、今までというか、一般の野菜から比べると、慣行農業と言われているものから比べると、やはり圧倒的に生産量は少ないですし、また、そもそも野菜は自然が相手なので、普通に今でもすごく高くなっていますし、品薄になったりとか、いろいろリスクがある。こういうリスクの中で、これまでやはり野菜の納入業者ですとか、あるいは、給食をつくっていただいている事業者の方々が、高い意識を持って給食をしっかりと、質、量ともに維持していくのだと、毎日きちんと必要な量をつくっていくのだという非常に高い意識の中で努力をしてきて、今日に至っている。決して当たり前前に給食が、私なども当たり前に出てくるものだから、そういう裏でどれだけの苦労があったかということ、今回初めて、改めて認識したようなところがありますけれども、そういった方々のいろいろな懸念を考えると、今

後、話をよく聞きながら、10月からの事業スタートに向けて進めていくというところでございますけれども、やはり何が何でも有機だ特別栽培だというようなことでこだわって、献立が守れないようなことが起こっては、全く質、量ともという大前提がそもそも崩れてしまうような本末転倒な話にもなってくるので、ここについては、柔軟な対応といたしますか、現実を見ながら、そういった柔軟な対応をぜひお願いしたいと、そうするほうがよいのではないかなというふうに考えているのですけれども、この点については、品川区教育長である伊崎教育長のほうから、ぜひご見解をいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○伊崎教育長 ただいま、これまでの食材の供給を担ってきていただいた事業者の方への配慮、対応等についてのご質問をいただきました。

本当に地元の事業者の皆様におかれましては、コロナ禍のときも、特に対応が大変だった中を含めて、給食を支えてきていただいたということで、まずは感謝をしたいと考えております。

本予算案のご議決をいただきましたら、直ちに地元の事業者の方や、関係する皆様に丁寧なご説明や意見交換を行ってご理解をいただき、進めていきたいと考えております。

具体的には、現場の実情を丁寧にお伺いしまして、事業者の皆様におかれては、引き続き持続可能となるような発注供給形態について、また、いろいろなご懸念がある納品につきましても、きちんと検品をするような納入条件の設定なども含めて、様々な方策を検討してまいりたいと考えております。

市場の動向や現場の実情を踏まえながら、こうした関係する皆様とともに進めていける持続可能な方策を適切かつ柔軟に進めていきたいと考えております。

○塚本委員 ぜひ今ご答弁いただいた方向性というか、内容で、柔軟に、とにかく子どもたちの給食、質、量をしっかり守っていくということで、最善の策ということで進めていただければと思います。

続きまして、社会資本整備総合交付金の公園・児童遊園整備費についてですけれども、水道と言ったらいいのですか、水が出るというか、飲み水とかが出る水道の設備がない公園が、品川区には幾つかあるかと思えます。この数がどれぐらいあるのか分かれば教えていただきたいのと、未設置数、設置するしないの基準、こういったものはどういうところにあるのか最初にお伺いいたします。

○大友公園課長 まず、区で管理する全276公園・児童遊園等のうち、水道設備が設置されていない公園数は20公園となっております。基本的には、公園・児童遊園における水道設備につきましては、利用者の利便性と衛生面から基本的な設備と考えておりまして、原則的にはつけていくという形になってございます。

整備されていない20公園につきましては、主にポケットパークのような小規模な公園が中心となっているところでございます。

○塚本委員 基本的には設置ということがある中で、20公園、主に小さな公園ということですかね、雑駁に言うと。これは、今後、設置に向けての考え方は、どういう状況なのでしょう。課題等があるのであれば、その課題についても教えていただければと思います。

○大友公園課長 現在、整備されていない公園におきましては、公園ごとに整備されていない理由があるところではございます。公園の形状であったり、また、護岸の上であったり、様々な理由があるところなのですけれども、公園の改修時などを機に水道設備の新設ができないかというところを改めて検討してまいりたいと考えてございます。

○塚本委員 この質問をしたのは、ある区民の方から要望がありまして、公園の水やりを区のほうから、所管は少しははっきりしていないのですけれども、花壇への水やりをお願いされたという言い方をし

ていましたけれども、具体的にどういうやり取りだったか詳しくは聞いていませんが、ただ、その公園には水道がないので、その水やりを家からバケツかで運んで、水やりをしたりしている中で、高齢者なのです。年がだんだん高くなっていくにつれて、しんどいというところで、水道をつくるわけにはいけませんかねみたいな話があったのですけれども、そういうこと以外にも、防災面とか、あるいは、いろいろな意味で水道は、多分、あって困ることはあまりないと思うので、そういった地元のいろいろなニーズなども考慮しながら、今後、設置できる場所には設置していくというようなことで、ぜひ検討いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

少し時間がありますので、最後に、56ページの交通安全対策特別交付金のところで、これは昨年12月12日に交通安全功労者表彰会に出席をしたときに、毎回これはやられているもので、恒例の式次第として、品川区交通安全宣言が読み上げられました。昭和42年7月2日に制定されて以来、多分ずっと変わっていないと思うのです。内容は、すみません、原文を忘れてしまった。ただ、非常に古い印象なのです。交通戦争とか、毎年毎年死者が増加しているとか、現状と合っていないので、交通死者数などは大分減ってきていますし、年々交通事故も減っている傾向にあるので、そういった中では、時代に合ったような形にしたほうがいいのではないかなと思ったのですけれども、これは品川区の権限で変えられるものであるのか、検討できればしていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○山下交通安全担当課長 ただいまお話のありました交通安全宣言につきましては、昭和30年から昭和40年ほどにかけて、交通が多くなってきて、その中で交通事故が増大してきた交通戦争と言われる中において、区内におきましても交通事故が増加している背景を踏まえまして、根絶を期して宣言されたものと伺っております。

また、当時から比べますと、現在、交通事故自体は減っておりますけれども、依然として多くの方が交通事故によって死傷している事実には変わりはありません。

この宣言の趣旨は、交通事故の根絶というところがございまして、また、古い「交通戦争」というような言葉も入っておりますが、やはり背景ですとか歴史ですとか、こういったものをここに残すことによって、そういったものを大切にしながら、また、この宣言の趣旨に沿って交通事故防止対策を区としましても引き続き実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○石田（秀）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時34分休憩

○午後3時50分再開

○石田（秀）委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

今日は、終了時間が午後7時を過ぎるというような予定でありますので、1回、午後5時半程度にトイレ休憩を入れます。15分ではなく10分程度のトイレ休憩を入れますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、質疑を続けます。発言願います。やなぎさわ委員。

○やなぎさわ委員 お願いします。私からは、79ページ、戸籍証明手数料に関連してと、156ページのふるさと納税でお願いします。

同性カップルの住民票の続柄を、異性カップルと同じように、夫・妻（見届）にということで、以前私も昨年の決算特別委員会で取り上げさせていただきまして、そのときは、品川区議の先輩ですとか、

上川あや世田谷区議とも情報交換して、10分間フルに使っていろいろな質疑をさせていただきました。

その中で、答弁として課題が多いということは伺っておりますが、一方で、その際に、改正を国に機会を捉えて要望するというもおっしゃられていました。その後の経過はいかがでしょうか。お願いします。

○築山戸籍住民課長 令和6年12月23日に、同性パートナーの方が事実婚の方と同様の権利が得られるよう、各種社会保障制度等の改定についての検討と、パートナーシップ制度の適用を受けた方の住民票の続柄表記について、当事者の関係を適切に反映した新たな表記の設定と対応という要望について、品川区のほか、賛同した9区とともに国に対して申し入れを行ったところでございます。

○やなぎさわ委員 区としても要望しているということによろしいですか。

○築山戸籍住民課長 区では、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例を今年度4月に施行しておりますけれども、その条例に基づいて、区としても、同性パートナーも含め、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて取り組んでいきたいという思いから、今回の国への要望に至っているものでございます。

○やなぎさわ委員 一方で、例えば、先行自治体でいえば、栃木市ですとか、神奈川県の上野原市、逗子市で、23区では11月から世田谷区、中野区で、国に先駆けて自治体でこういった取組がもう既に始まっておりますけれども、なぜそこまで今たどり着けていないのかというところが非常に疑問なのですけれども、その点をお伺いします。

○築山戸籍住民課長 品川区としても、住民票の表記については、当事者に寄り添うため検討してきたところだったのですけれども、やはり一番大きかったのは、国のほうから先行自治体に対して、住民票の記録に対しては、住民基本台帳法とその要領に基づいて全国統一的な対応が求められるべきだという通知が発信されまして、先行自治体に対して再考をするよう求める通知があったため、少し難しいという判断をせざるを得なかったというところでございます。

○やなぎさわ委員 では、お伺いします。先行自治体に対して、何か不都合が出ているのかとか、問題があるのかということ調査研究等はされていますでしょうか。

○築山戸籍住民課長 今回、国に対して申し入れを行う際に、近隣の自治体とも意見交換をしながら進めてきたところでございます。

23区でいきますと、先行的に続柄を（見届）、事実婚と同様の（見届）と記載している自治体が、中野区と世田谷区がございまして、そこの自治体に対して課題を幾つか聞いているところでございます。

○やなぎさわ委員 具体的な課題はどういったところでしょうか。

○築山戸籍住民課長 まず、幾つか当事者の方にご不便をおかけするようなところがございます。

主に3点あるのですけれども、1つは、ほかの行政機関とは情報連携されないので、他の自治体で使う場合は「同居人」となる、各機関での制度運用が優先されてしまうといった点。

2つ目としては、住民票の写しの発行に制限がかかってしまいます。例えば、発行場所が区の本庁舎に限定されるですとか、コンビニ交付に対応できない、また、窓口で1時間以上待つといったような不便もございます。

3つ目としましては、今後また国の指示とか指導によっては運用を改めなければいけないという可能性がある。そういったデメリットといいますか、そういったものがあるというところで把握をしているところでございます。

○やなぎさわ委員 課題については私も承知しました。

ただ、恐らくほかの区は、課題がありつつも、現在、運用は多分継続していると思いますので、それこそ昨年の12月23日に、区長が、東京都の10の区長と一緒に、国に対して、同性カップルの住民票の続柄の統一表記をとということで申し入れをしておるところで、非常に思いの強いところだと思いますので、課題があるのは承知しましたが、ぜひこれを前に進めるようにしていただければという要望で終わらせていただきます。

次、ふるさと納税なのですけれども、いわゆる区の実入りといえますか、もうけと言ってはなんなのですけれども、ざっくりとした計算方法なのですが、例えば1万円の品を仕入れた場合、出演料でも、商品でもいいですけれども、大体3万円、3倍で区としては売り出して、そのうちの5,000円ぐらいが手数料になって、表示額のうちの5割ぐらいが区のいわゆる売上になるという、そのような感じの計算方法でよろしいでしょうか。

○吉野税務課長 計算方法なのですけれども、一応、返礼品に関しましては、3割ルールというものがあります。ですので、寄附額は、例えば1万円であれば3万円。そこで、あとは経費です。こういった経費は5割ルールとなりまして、半分、1万5,000円以内に収めるようにというようなルールがあります。

○やなぎさわ委員 確認できました。昨日の質疑でも、高橋しんじ委員が、区税の額における流出額の割合が非常に大事だということで、23区のワースト3位で10%を超えるということで、やはりこれ、危機感を持って返礼品開発に取り組むべきだなというふうに私も考えております。

そこで、また提案なのですけれども、品川区出身で日本を代表するプロ野球選手がいることを皆さんご存じでしょうか。それは石川柊太投手でございます。知らないですか。石川選手は、品川区出身、立会小学校、そして東京都立総合工科高校、創価大学を経て、2014年から福岡ソフトバンクで活躍しておりまして、2020年には最多勝、そして最高勝率を獲得しております。2024年、昨年末にFA宣言で千葉ロッテマリーンズに移籍しまして、千葉ロッテというと、佐々木朗希選手を思い浮かべる方も多いのですけれども、佐々木朗希選手の空いた穴を埋めてプラスアルファがあるのではないかと言われるぐらいすごい選手でございます。今年、千葉ロッテは優勝するのではないかと言われていて、そうすると、MVPを獲る可能性もあって、かなりこれからバズる可能性がある投手だというふうに考えております。

ということで、ぜひ石川柊太選手を招いて、シーズンオフに野球教室などを催してはいかがかと思えますけれども、親子野球教室ですね、いかがでしょうか。

○吉野税務課長 現在、野球の選手の方がどこに住んでいるのかということもやはり大きなあれになってくるかなと思ひまして、品川区でのものになりますので、例えば、品川区で、そこで活動されている方であればできるかなと。

○やなぎさわ委員 何かしらの形で活動してもらえば大丈夫なのかなと思った。

あと、なぜこのタイミングで申し上げたかということ、昨年末に福岡ソフトバンクから千葉ロッテマリーンズに移籍したということで、前まで恐らく福岡に住んでいたのですけれども、品川に住んでいるかは分からないけれども、千葉の本拠地のチームに移籍したので、多分、都内か千葉辺りに住んでいるのではないかなというふうに推測されるのですけれども、なので、アクセスはしやすいのかなというふうに思っております。

NPB、いわゆる皆さんが想像するプロ野球選手は、900人しか現役選手はいないのですけれども、その中でもトップクラスの選手が品川区出身というのは非常に大きな財産だと思います。サイン会とか、

トークショーとかも兼ねて、そういった親子野球教室とか、そのようなものをぜひ進めていきたいと思っています。改めていかがでしょうか。

○吉野税務課長　今のご提案、検討させていただきます。このほかに品川区では返礼品の開発を進めておりますので、よろしく願いいたします。

○石田（秀）委員長　次に、松永委員。

○松永委員　よろしく願いいたします。私からは、61ページの区民斎場使用料なぎさ会館について、83ページの動物死体処理手数料について、141ページの空き家利活用等区市町村支援事業補助金について、もし時間がありましたら、158ページの国際交流推進基金繰入金について伺いたいと思います。

まず、61ページのなぎさ会館について伺いたいと思います。

区民斎場なぎさ会館は、平成4年に開館してから約33年が経過しております。令和6年度事務事業評価シートでは、実績を確認し、利用率は、ここ3年では約3割前後であり、評価はD、今後については、完了または廃止という方向で考えていると先ほどの答弁で伺いました。

そこで、本区として、この場所については、立会川・勝島地区まちづくりビジョンになぎさ会館が含まれていると考えております。今後どのような環境になっていくのか。商店街や地域住民、また、団体と話し合いながら進めていかれると思っております。

そこで、このなぎさ会館の跡地について提案をさせていただきます。

この立会川・勝島エリアでは、しながわ花海道をはじめ、多くの方が犬の散歩をしている方をよく見かけます。そこで、なぎさ会館の斎場跡地という形となりますと、内容といたしましては、建物を新しく建てるというのは難しいので、ぜひここを、例えば、移動式のドッグランではなく、公園にして、それはあとで言います。そこで固定式のドッグランをつくって、結構広いので、キッチンカーも含めて、横の区民公園と連携して、そうした広場をつくってみてはどうかという意見なのですが、いかがでしょうか。考えをお知らせください。

○築山戸籍住民課長　なぎさ会館でございます。

まず、なぎさ会館についてですけれども、現在、築30年で、ここ最近、エレベーターの改修工事ですとか、LED工事もしたばかりでございます。建物としては、まだ継続的な活用ができますので、現時点では、建て替えるというようなことも含めて、これから検討することになってきます。

そういった意味で、まだこれからの用途については、これからというところでございます。

また、先ほど委員がおっしゃられたように、施設の特性上、死、別れを連想させる施設ですので、そういったときに用途として人が住んだりとか集まったりという施設の転用は心理面から難しいのではないかと、あとは、現在、遺体安置所として位置づけられているといった面もありますので、そういったことを含めて総合的に判断して検討を進めていきたいと考えております。

○松永委員　ぜひ総合的な観点からも、そうしたところも必要でございますが、例えば、なぜドッグランかという、あそこはやはりペットを飼われている方が多いので、避難場所としても使えるのではないかと提案だったので、ぜひそうしたところも含めてご検討いただければというふうに思います。

次に、83ページの動物死体処理手数料について伺います。

来年度予算の170頭についてであります。近年、ペットを飼われている方が多く、それぞれ飼われている方には、家で楽しい時間を過ごすため、また、寂しいときに寄り添ってくれると思う、一緒に散歩を行ったり、遊んだりできるなど、様々な理由があると考えております。

そこで、新型コロナウイルスの影響により外出ができなかったとか、また、高齢化が進む中で寂しい思いをされている。そうしたことを踏まえまして、多くのペットを飼われる方が、今、品川区内にも増えているということでございます。

そこで、今年度の予算について、この動物死体処理については、年々頭数が減少傾向にあり、区としてどのように捉えているのでしょうか。

また、来年度の予算では170頭と昨年に比べて減少しているのですけれども、その理由についてお知らせください。

○篠田品川区清掃事務所長 動物死体処理についてのお尋ねでございます。

来年度の歳入予算でございますけれども、170頭の根拠でございます。こちらにつきましては、過去の実績に基づいて予算計上しているものでございまして、実績で言いますと、令和5年度が162頭、令和4年度が173頭、令和3年度が161頭ということで、ここ数年は160頭から170頭程度で推移をしているところから、来年度の予算を170頭で組んだものでございます。

○松永委員 この予算の理由については理解いたしました。

近年、ペットも家族の一員とされ、きちんとした葬儀を済ませてお寺で火葬され、また、お墓も建てているご家庭が増えていると伺っております。

そこでペット葬についてであります。各自治体によって異なると思います。例えば、自治体が管理している火葬場を利用する、また、清掃事務所での火葬をする、そしてペット専用のお寺で火葬するなどがございます。

こうした取組がある中で、本区においてこういった方法をとられているのでしょうか。伺います。

○篠田品川区清掃事務所長 私どもでは、民間の事業者、ペット霊園に委託をいたしまして、各ご家庭からお預かりした動物のご遺体に関しましては、そちらのほうで対応させていただいているところでございます。

○松永委員 そうした提携をしているところは、1か所のみということでございますでしょうか。

○篠田品川区清掃事務所長 私どもで提携しているというか、委託をにかけているのは、民間の事業者1社と契約を結んでいるところでございます。

○松永委員 こうした中で、先ほども述べさせていただきましたが、ペットも家族の一員と思われる方もたくさん増えている状況でございまして、最後の看取りというところも、ぜひ一緒にさせていただきたいということで、ご要望もいただいております。

そうした中で、ペット専用の火葬場がもし近隣でできたらいいなということもありまして、今、品川区内にも、いろいろなお寺とかでもペット葬を受け付けております。そうしたところについては、今後、そうしたところも含めて連携をしていただければというふうに思いますが、その点について伺いたいと思います。

そして、この手数料のネーミングについてなのですけれども、「動物死体処理手数料」というよりも、ネーミングを変えまして、例えば「アニマル火葬等手数料」というようなものはいかがでしょうか。区内には、ペット葬儀、また、火葬、霊園をされているところがございますので、そうしたところについて伺いたいと思います。

○篠田品川区清掃事務所長 区内でもペット葬をされている事業者、お寺ですとかがあがることは存じ上げております。

私どもの場合は、現在、神奈川県横浜市と川崎市をまたいだところにある事業者をお願いをしている

のですけれども、こちらは入札をかけてやっているものですから、区内の事業者が落としていただければ一番いいのですけれども、今のところ、そちらの神奈川県の実業者をお願いしているというところがございます。

引き続き、その他の可能性として、何か区内の実業者と連携できることがあれば、またその辺については随時検討していきたいというふうに考えております。

それから、ネーミングの話でございます。行政でつける名前ですので、できるだけ目的ですとか趣旨ですとか、明確ではっきりしたもの、伝わりやすいものということが大事なのかなということで、現状の名前だとは思いますが、こういったものも、時代の流れですとか、価値観ですとか、変化することによって、区民の皆様の受け止め方は変わってくることもあると思いますので、その辺に關しましては、随時、私どもも注意を払いながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

○松永委員 ぜひ時代に沿ったネーミングも含めてご検討いただければと思います。

次に、141ページの空き家利活用区市町村支援事業補助金について伺いたいと思います。

主に空き家には4種類ありまして、賃貸用の住宅、売却用の住宅、二次的住宅、持ち主が分からない住宅があるかと思っております。

そこで、不適正管理状態の空き家について、把握されている空き家について、どのくらい存在しているのでしょうか、伺いたいと思います。

また、区として、この空き家については、空き家専門相談窓口、また、空き家ホットラインを開設して、年に大体200件から300件ほどご相談があって、約100件の空き家が改善されていると伺っておりますけれども、その後どういった形になっているのか伺いたいと思います。

○川原住宅課長 空き家に対する取組について回答させていただきます。

まず1点目の不適正管理状態の空き家の戸数というところでご質問をいただきました。こちらは、1月末現在で134戸、不適正管理状態にある空き家を把握しているところでございます。

そして次にご質問をいただきましたホットライン、こちらは電話での相談窓口を開設というところで、今年度も非常に多く件数をいただいているところでございます。200件以上いただいているところでございますが、住宅課の職員と連携してホットラインの相談についてもしっかりと取り組んでいるところでございまして、主な調査としては、現地調査をしっかりと行っているところでございます。今年度、331件ほど現地に把握をさせていただきまして、不適正管理であるものについては、しっかりと空き家の所有者の調査から始めまして、適正管理を促しているところでございます。

○松永委員 この調査というのはとても大変だと思います。例えば、空き家に対しても、いろいろな方がいる。持ち家の中でもいろいろな方がいて、それを調べるのはとても大変だと思いますが、ぜひともそうしたところをしっかりと取り組んでいただいて、この空き家の利活用をしていただければと思います。

やはりなかなか家を借りたいけれども借りられないという方に対してのご相談を結構受けています。また、区営住宅にもなかなか当選できないという方もおられますので、もしそういった空き家が、区で借り上げができれば、そうしたところも含めてご検討いただければと思いますが、空き家の活用について、区としては、どのように考えておられるのか教えてください。

○川原住宅課長 空き家の活用に関する区の見解というところのご質問でございます。

区におきましても、有効活用の推進は3本柱の1つとしてしっかりと取り組んでいるところでございまして、先ほど申し上げた専門のホットラインの電話相談とは別に、空き家の所有者を対象とした専門

相談窓口を、外部に委託をして店舗を設けて相談を受け付けしていただいているところでございますが、こちら1月の段階で28件のご相談をいただいているところでございます。そのうち今まで特定空家というふうに認定をされていた空き家も、2件、除却、解体、更地という形で、これは利活用というか、区での活用というところでは残念ながら、民間への売却という形にいずれもなっているのですが、そういった公での公共的な施設での活用にお声がある際には、こちら積極的に話を進めていきたいというふうに考えてございます。

○松永委員 ぜひそうした観点を含めてご検討いただければと思います。

今後、高齢化が進む中で、ご高齢の方がなかなか住めないということもありますので、ぜひそうした対応、孤独・孤立対策の観点からも、ぜひご対応いただければと思います。

最後に、159ページの国際交流推進基金繰入金のうち、地域住民と外国人の交流について伺います。本区内において、約1万5,000人の方が住まわれておりまして、品川区に来られる理由として、仕事とか結婚など様々な理由があります。その中で、やはり日本の文化、外国の文化、変わってくると思います。例えば、以前、ごみの出し方の問題とか、近隣住民とのトラブル等がありましたけれども、そうした対策も今後必要になってくると思います。

例えば、引っ越しされてきた中で、住民課で、こういったものがあるよというようなセミナーとかをしっかりとした形で周知をしていただければと思いますので、その考えについてお知らせください。

○勝亦総務課長 外国人の方、品川区内に、今、4%ぐらいです。1万7,000人ぐらいまで増加してございます。そういった中で、地域の中で、地域の方と外国人の方がともに理解し合いながら暮らしていく多文化共生は非常に重要なこととございます。そういった中で、外国語によるご案内ですとか、あと、やさしい日本語、そういったものを周知啓発して、外国人の方に生活等のご理解をして地域住民との共生を図っていきたいと考えております。

○松永委員 ありがとうございます。

○石田（秀）委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 よろしく申し上げます。52ページ、特別区たばこ税、105ページ、空き家等対策事業についてお伺いいたします。

最初に、特別区たばこ税に関連しまして、来年度からの民間公衆喫煙所設置、維持に関する助成の拡大について質問をさせていただきます。

これ、私の認識では、来年度予算については、コンテナという項目がなくて、これはいろいろコンテナを設置するにしても、敷地の面等々で、やはりこれ、いろいろと協議しなければいけない部分があるというところで、民間公衆喫煙所設置、維持に関する助成を行うということで私は認識しておりますけれども、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○河合生活安全担当課長 委員のご説明のとおり、来年度は民間公衆喫煙所を主軸といたしまして整備を進めてまいります。

そして、そこで足りない部分について等は、コンテナ喫煙所等を、そのときに場所の選定等を検討してまいりたいと考えております。

○高橋（伸）委員 事業の概要としては、助成率の引き上げ、これは私ども会派のほうからも、10分の10という要望もさせていただき、それに伴って、変更後、10分の10、補助対象経費の上限拡大をしていただきまして、どうもありがとうございます。

それで、次の項目で補助対象経費の拡大があります。維持管理費助成項目に、賃貸借料、駐車場につ

いて、利用料を追加して拡大をしていくということなのですから、来年度、目標件数として、どのぐらいを目標としているのか、まずお知らせをしていただきたいと思います。

○河合生活安全担当課長 当初予算では、新規設置につきましては、現在3件、維持管理のほうです。既存の喫煙所等で協力いただけるところで10件という想定でしております。

なお、制度が開始になりまして、状況に応じて、申請等が多いようであれば、補正で対応したいというところで財政とも検討しているところでございます。

○高橋（伸）委員 確認させていただきました。

それで、これは助成率の引き上げ、来年度やっていく、拡大もしていく。10件程度という見込みにおいて、その目標数値に当たらなかった場合は、来年度中に補正で適地の敷地があれば検討をしていくという考え方でよろしいのか。もう1回、再確認させてください。

○河合生活安全担当課長 区が設置するコンテナ喫煙所等につきましては、足りないところを含めて検討いたしまして、そこで足りないところでは、地域の方々のご協力をいただくような形の説明が必要になりますので、そういったことを進めながら検討してまいりたいと考えております。

○高橋（伸）委員 補助対象経費の拡大もそうなのですから、民間の公衆喫煙所というところというと、コンビニとかも、特にファミリーマートは、民間の公衆喫煙所として、区内でも幾つか、私、何か所あるか分からないのですけれども、今後、この1年間、来年度をやるに当たって、4月以降、そういうコンビニ、あとセブンイレブンとか、ファミリーマートを含めて、コンビニにも積極的に区として依頼をしていくという手法もあるかと思うのですけれども、その辺について伺いさせていただきたいと思います。

○河合生活安全担当課長 コンビニエンスストアにありましても、やはり周辺の民間公衆喫煙所の整備が進んでいるところ、コンビニの件数が多くなっております。したがって、品川区につきましても、民間公衆喫煙所の助成を拡大していく方針になった際にも、事前に、例えば某コンビニのエリアマネージャー等にお話をする形で感触をとりまして、他区でやっている助成率のほうに引き上げられれば、やはり進出しやすいといえますか、協力しやすいというお声をいただいておりますので、正式に決まりましたら、また個別にオーナーのほうにも依頼をかけていきたいと考えております。

○高橋（伸）委員 ぜひよろしく願いいたします。

それで、本区では、たばこを吸う人、吸わない人にとって安全で暮らしやすい暮らしのできるまちづくりということで、いろいろ区としてもそういうふうに、取り組んでおられるかと思うのですけれども、区内の区営の公衆喫煙所が8か所あって、コンテナが3か所ありますよね。これ、先ほど申し上げたように、たばこを吸う人、吸わない人も安全安心という観点からいうと、これは特別区たばこ税、一般財源として取り扱って設置をしているのだけれども、やはりたばこを吸わない人にも、区税、税金で設置されているとか、コンテナでもいいのですけれども、青空の喫煙所でもいいのですけれども、何かそういう取組もあってもいいのかなと私は思っているのですけれども、ぜひそれはやっていただきたいと要望をさせていただきたいと思っております。その辺についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

○河合生活安全担当課長 喫煙所を一般財源で整備しているということの周知に関しましては、やはり喫煙者、たばこ税を支払ってくださっているの方々に対することとして必要な部分と、あと、やはり税金で喫煙所を整備するのはおかしいだろうという声も実際にありますので、そういったところを踏まえまして、その必要性は、バランスをとりながら検討していきたいと考えております。

○高橋（伸）委員 ぜひ検討していただきたいと思います。

続いて、所管では、歩きたばこに対する過料が発生して、年々、その過料も多くなっているような気がいたしますけれども、一方で、健康増進法、都の受動喫煙防止条例に基づく過料もあると思います。その辺については所管が違うと思いますので、その辺の過料について、今、本区では、恐らく都条例に基づいた条例があると思うのですけれども、その辺について、区として、これから要綱をつくったりとか、そういうお考えがあるのかお尋ねをさせていただきたいと思います。

○若生健康課長 改正健康増進法に、いろいろ過料等の罰則規定についてでございますが、こちらは改正の健康増進法のほうに、受動喫煙の防止という観点から、様々施設のほうでの喫煙禁止区域等のところでの喫煙等についての罰則として過料等が設けられております。

また、東京都の受動喫煙防止条例については、既存の従業員を雇っている、従業員がある小規模な飲食店につきましては、これは経過措置という形で規制がさらに規制が設けられているところですが、そちらについても条例で罰則が示されているところでございます。

実際、こちらが適用された事例は、区においては今までないところではございます。今後、区として独自に設定する必要があるかどうかということでございますけれども、こちらについては、法と、あとは東京都の条例、こちらで明確に規定されているところから、区のほうで独自に設定するという考えは現在のところございません。

○高橋（伸）委員 それで、今、課長からご答弁あったように、区内には小規模の飲食、特に個人経営でされているお店で、そこで喫煙をされている方がいると、私は、行ったこともあるのですけれども、そういうことを見受けられるのです。そういうときは、定期的に指導したりとか、近隣の方からの連絡によって指導に行くこともあるかと思うのですけれども、それは定期的にやっておられるものかどうかということを確認させていただきたいと思います。

○若生健康課長 飲食店等の禁止されているところについて喫煙させているというような事業者については、現在、通報に基づいてといたしますか、いろいろなお問い合わせがあった際に現地を確認したりということに対応しているところでございます。

現在のところは、定期的に職員が回る、あるいは業者が回るということまでは、現在やっていないところでございます。

○高橋（伸）委員 ぜひこれはしっかりと所管をまたいで連携をしていただいて、取り組んでいただききたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、105ページの空き家等対策事業についてお伺いさせていただきます。

これは空き家対策の推進に関する特別措置法、品川区空き家等の適正管理等に関する条例に基づいて事業をされているかと思えます。

先般、いろいろ近隣からの情報提供とか、所有者からの件数が年々多くなっているように思われますけれども、その辺についてお伺いしたいのと、あともう1点が、先ほど、松永委員からも質疑がございましたけれども、空き家専門相談窓口で解決した空き家の内容の中で、建て替え、売却、リフォーム、有効活用を様々されたということは私も認識しておりますが、建て替え、売却、リフォームの中で、今まで取り組んできた中で、建て替えが一番多いのか、どれが一番多いのかということをお知らせいただききたいと思います。

○川原住宅課長 2点、ご質問をいただきました。

まず1点目は、所有者および近隣の方からの相談件数についての回答でございます。

所有者からの相談は、1月末の段階で147件いただいております、近隣の方からのご相談は、1

月末現在で221件、やはり所有者の方より近隣の方が多い状況でして、特に近隣の方の情報は、前年度の220件をもうさらに上回っているような状況でございます。

次に、専門相談窓口についての受付の状況ということで、こちらは相談件数については、令和3年から民間の企業と協定を結んで始めているところでございますが、総数として相談件数は127件受けてございます。うち解決に至ったケースは55件ある中で、やはり多いのが、除却され、売却まで至るところが非常に多いところでございます。やはり品川区は土地家屋の評価が非常に高いところでございますので、相続人の方が、そこに建て替え、リフォームをして住むよりも売却をするという判断になる方が非常に多い状況でございます。

○高橋（伸）委員 それで、外部委託で相続人調査がありますけれども、その相続人調査というのは、以前、予算・決算特別委員会でも、私が発言をさせていただいたと思うのですが、これ、スパンで1か月とかというような問題で済むような問題ではないですよ。1年、2年かけて調査するというのは大変なご苦労と作業もあると思います。

それで、どんどん高齢化が進んでおります。これからの方向性について、最後にお答えをお願いしたいと思います。

○川原住宅課長 今後の方向性につきましては、引き続き、相続人調査もしっかりと行いながら、空き家の適正管理に促しながら、また、相続人の方への空き家となるひどい状態になる前の管理の予防というところを発信してまいりたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、石田しんご委員。

○石田（し）委員 よろしく申し上げます。私は、歳入全般で、いわゆる税収増に見る区内経済についてお伺いしていきます。

国は、6年連続で税収増、過去最高です。1989年、いわゆる法人税収のバブル絶頂期を超えて、36年ぶりに最高になるのではないかと、今、想定がされています。特に法人税と消費税の部分が、物価高の影響も受けて、物価高による押し上げ効果があるのではないかとこのように言われています。

そこで、まず質問です。

品川区では、今どのような税収の推移があったのか、また、どのような要因でそのようになっているのかお知らせください。

○吉野税務課長 特別区民税ですけれども、こちらは、先般、ご説明させていただいたとおり、大分課税標準額が、区民の方の底上げといたしますか、経済的な部分もありまして、皆さんのそういった課税標準額が上がっております。ですので、ちょうど30代から50代の方たちが、そういったところの底上げをしているような状態です。

○石田（し）委員 いわゆる国は6年連続最高記録を更新しているのですよね。その辺については区はどうなのですか。

○吉野税務課長 品川区も、令和元年度からずっと税収は伸びております。令和4年度から令和5年度に関しましても、20億円ぐらいつづつ増えてきている現状です。

○石田（し）委員 一方で、倒産件数は、2022年5月から33か月連続で前年同月を上回っている。また、2024年度は、このままいけば、11年ぶりの1万件を超していくのではないかとこのように言われています。

これはいろいろな理由があります。物価高、人手不足、経営者の高齢化、これは事業継承も含めてですが、ゼロゼロ融資、返済負担など、主要因はいろいろあって、小規模事業者の倒産が高水準で推移し

ている。

よくこの議会でも話題になっているふるさと納税、これも令和5年度、初めて1兆円を超えました。利用者が1,000万人。つまり、納税者が約6,000万人ですから、6人に1人が今これを利用して、いわゆる節税、還付、税制優遇制度ということで利用している。これは、個人で、国も東京も区も減税政策をやってくれない。だから、唯一ある制度としては、このふるさと納税で何とか減税をしよう。このふるさと納税の上位の寄附のものは、いわゆる食べ物メインです。つまり、生活に直結しているものが安く手に入るということで、この寄附を利用されている方が多いと。

別の視点でいくと、知っているか分かりませんが、お茶漬が過去最高利益だそうです。出荷額が2022年9月頃から伸び始めて、27か月連続で上昇基調だということです。ふりかけは、1993年の平成の米騒動だったり、バブルが崩壊して日本経済がデフレ基調になった2000年、こういったところにふりかけ市場は活況を生み出しているのです。もちろんふりかけも、別にだからといって、それが理由で上がっているだけではないと思います。今、外国人にも人気が出てきて、インバウンドの方たちがお土産として買われることもあったり、災害時に、今までは乾パンとかパンがメインだったのが、お米も、災害時でも使えるようになって、それに使われるようになったと。そういった様々な理由があつてとは思いますが、1つ、収入減少や食料品の値上げなど、食卓の危機が発生すると、安くておいしいふりかけが庶民の味方として重宝されると『東洋経済』に載っていました。

こういった社会背景がある中で思うのは、国も都も区も、6年連続増で過去最高を記録している。行政の懐は過去最高に豊かなのです。一方で、区民の皆さんの、先ほど、30代から50代の税収が上がっていると言っていましたけれども、私が感じている肌感覚でいくと、声も聞いているけれども、区内の人たち、区民の人たちの懐事情は、6年連続過去最高になっていないです。なぜこの差が生じているのか。1つは、税金の取り過ぎです。取り過ぎというのは、消費税もそうですけれども、物価高になっていくと、これは必然的に上がってってしまうのです、消費税。物価高で。こういったものに影響されて、区民の懐事情はそんなに豊かにはなっていない現状がある。

では、この区の税収と区民の懐事情が、あまりにも差が生じている。これについて、区はどのように考えているのか。また、どのように対策をとっていかようと思っているのか教えてください。

○加島財政課長 税収と家庭の事情、家計の中のということでのお尋ねだと思います。

本日も減税のご提案を受けたところですが、減税をして所得を増やすという、そういう考え方を決して否定するものではないのですが、仮に減税をして、その分の所得が増えたとしても、結局、その人自身が持つ所得に依存することになります。どのような生活水準を保っていけるかというのは、結局、所得に頼ることになります。品川区といたしましては、それは自己責任の社会から脱却していないというふうに考えています。

大事なことは、払った税金以上に区民の方がサービスを受けているというふうに感じてもらえることだというふうに思っています。

令和7年度予算案の中では、これからご審議いただく款に入りますけれども、子育ての負担軽減ですとか、障害者、高齢者の方の無償化や負担軽減も図っているところです。そういったところでサービスを実感していただきたい。払った税金が、自分にそのように還元されているのだということを感じていただきたいと思っております。

長くなって恐縮ですが、今日、質疑の中で、現役世代に関する支援なども課題としていただきました。まだまだ課題を残していますが、品川区といたしましては、自己責任の社会から、分か

ち合い、満たし合いの社会に、今、転換していこうというムーブメントを起こしたばかりでございます。ここがどのような動きをたどっていくかというのは、ぜひ議員の皆様にも見ていただきたいと考えております。

○石田（し）委員 すばらしい答え。ただ、自己責任だというのだけれども、もちろんこれは、だって、みんな区民は給料で生活をしていくわけです。その中で、30年間上がってこなかった給料で、上がってきたのは国民負担率だけです。だから、我々は、今これを何とかしようということで、特に現役世代がしっかりやっついていかないと、これ、将来なくなってしまうのです。

では、自己責任の話が出たので、先ほど、筒井委員が話をしましたけれども、就職氷河期世代、これは自己責任ではないですよ。あの世代、私もそうですけれども。政治が起こした世代ですよ。皆さん。なので、私は自己責任というのであれば、この就職氷河期世代をぜひ救ってください。この人たちが10年後、年金をもらう世代になったときに、とんでもないことになりますよ。今からやらないと、これは耐えられないから、もうぜひやっていただきたいけれども、その自己責任論でいけば、その点はどうですか。教えてください。

○加島財政課長 これを言うと年齢が分かってしまうのですけれども、まさに私自身が氷河期世代に当たります。とても厳しい世代でした。10年後、20年後を考えたとき、今、若い世代が同じ苦しみを味わってほしくないというふうに思っております。地域貢献して、品川によい社会を築くことによって、まずは区民の方にここに住んでいてよかったと思ってもらいたい。そのことによって、品川区として、分かち合い、満たし合いの社会を実現していきたいと考えております。

○石田（秀）委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、79ページ、住民基本台帳証明手数料、115ページ、防犯設備補助金、141ページ、細街路拡幅整備事業、順不同で時間のある限りさせていただきたいと思います。

まず、細街路拡幅整備事業ですけれども、この事業は、幅員4m未満の生活道路を、建物の建て替えのときに、併せて拡幅整備を行うという事業ですけれども、その目的は、細街路の解消、市街地環境と防災性の向上を図ることとなっています。しかし、これまで整備場所によっては、目的が達成されていないと見受けられる。こうした課題を捉えております。

その課題が、建て替え工事でセットバックをした後、せっかく幅員が拡大されたのに、その幅員内にある電柱が移設されずに残ってしまっているという、いわゆる拡幅不完全となっている箇所がある、これが課題として捉えております。

実際、大井七丁目内の区道において、数年前に拡幅工事がされた場所に、いまだに電柱が移設されずにそのまま残っていて、拡幅が完全にされていないという箇所があります。大井七丁目は、不燃化特区の支援事業の対象地域であるので、防災性という観点からも、電柱が移設されずに残っているのは課題ではないかと思っております。

大井七丁目に限らず、他の地域でもこういう課題があると捉えていますが、まずは区として、この課題についての認識をお聞きしたいと思います。

併せて、そもそも拡幅工事をするときに、移設についてはどのように行っているのか、取り扱いや移設の費用などを確認させてください。

また、この事業を行う際は、建物の所有者との協議が行われていると思いますけれども、その際、電柱移設の協議について、所有者との協議の実態や、あるいは、移設工事の実行の状況、そして一方で、移設されない場合の課題などは何が課題となっているのか、以上、お聞きかせいただきたいと思いま

す。

○森建築課長 2項後退の電柱の残りについてのご質問でございます。

2項後退で道路が広がっても電柱が残ってしまうというような課題があるということは、区といたしましても認識しているところでございます。

どのように協議等を行っているかというところですが、建築工事が始まる前に細街路協議を行わせていただいて、どのぐらい下がるのか、電柱を下げる意思があるかないか等を含めまして、建て主と協議を行っております。

実際、電柱についても、その協議の段階で、下がりたか、下がりたくないかということも協議の範疇に入っております。その場合のまず費用でございますけれども、区のほうで全額負担をして、下がることにご同意いただければ、こちらのほうでお支払いすることになってございます。

課題についてなのですけれども、どのような問題が起きているかといいますと、やはり私道についても、区道につきましても、下がっていただく側のお宅に電柱が近づいていくことについてご同意いただけるかどうかというところがポイントになってございます。そこにつきましては、やはり区のほうで強制的に移動させることもできませんので、お話し合いをして、協議の段階でも、あるいは次の工事の段階でもお話をさせていただいて、区の職員も出向いて、ご同意いただきけるように努めているところでございます。

○こんの委員 ご説明ありがとうございました。協議の上、下がっていただけるかどうか、下がりたか、下がりたくないかという意味をお聞きしてということであります。

これ、移設に費用が約100万円かかるのでしょうか。結構な額ですよ。下がりたか、下がりたくないか、電柱が自宅の近くに来られては困る、そうしたお気持ちもよく分かりますが、そもそもこの細街路拡幅事業の目的といったところから、下がりたくないと言っても、やはり下がっていただかないと、これは拡幅の意味がないなといったところなのです。

移設の費用が約100万円かかると認識しているわけですが、今、この費用については、所有者が、下がっていいですよ、移設オーケーですよとなった場合は、一旦、所有者が立て替える、あとからその費用が戻ってくる、いわゆる区が全額負担となっているというシステムになっていると思うのですが、それでも建て替えの移設を応じてもらえないといったところ、課題の1つは、寄ってほしくない、電柱が家の近くに来てほしくないとともに、この100万円を立て替えるといったところは結構大きな課題となっていると思われま。建て替え費用のほかに、この移設費用を捻出しなければいけないわけですから、このシステム自体が課題の1つではないかと思うので、支払い自体のこうしたシステムを、所有者から東電に直接支払うのではなくて、区から直接東電に支払う仕組み、こうしたことに改善することはできないのでしょうか。

○森建築課長 品川区の細街路の整備の方向につきましては、要綱に基づいて整備を行っております。その中で、整備の助成については、申請者ご本人等に支払うというふうになってございます。

ただ、委員ご指摘のとおり、費用が工面できないという方も当然いらっしゃいますので、区のほうから直接支払うことができないかどうか、関係の部署とも調整いたしまして、可能かどうか検討を前向きに進めていきたい、そのように考えてございます。

○こんの委員 このシステムを、支払いの方法を変えていくことによって、それであれば、近づくというのはやむを得ないなというふうに応じてくださることが促進されるのではないかと思いますので、ぜひ前向きにご検討いただききたいと思っております。

次の質問にまいります。

住民基本台帳の手数料に関連して、転入届時に伴う様々な手続についてですけれども、転入届というのは、区役所あるいは地域センターなどの窓口に出向いて手続をすることになっておりますけれども、その際、転入届の際に伴う様々な手続があります。例えば、国民健康保険、後期高齢医療制度、介護保険、子どもの医療費や児童手当、さらには障害者の手帳に関する事など、様々な転入届をしたときにしなければいけない手続があつて、こうした手続の区民の負担軽減を図れないかということの話になります。

この手続に限らず、窓口に出向いて行う行政手続でよく聞かれるのが、日曜開庁もしているけれども、窓口まで出向かなければいけない負担、窓口は混雑していることが多くて、順番待ちに時間がかかる負担、それから、複数の手続が必要な場合に、その手続ごとに窓口に戻って、そのたびに必要な住所、氏名、生年月日などを書かなければいけない負担、こうした負担があるということがあります。

そこで、例えば、国民健康保険はマイナンバーとつながっているので、マイナンバーが活用されていて、転入届をするだけで反映される、そうした個人情報反映される仕組みができていうふうに国保医療年金課長にも確認しております。なので、1つは、このことが戸籍住民課にも共有されていない状況なので、その窓口で一言そこが反映されることも伝えていただければ、窓口で1つ行かなくて済むということも負担の軽減になるのかなということが1つです。

こうした仕組み、いわゆるマイナンバーカードを活用した仕組みで、介護保険や子どもの医療なども、こうした国保のような反映ができる仕組みはできないのでしょうかといったところでございます。いかがでしょうか。

○築山戸籍住民課長 マイナンバーを利用した手続の簡素化でございます。

現在、国のほうで様々な検討が進んでおりますので、今後できる手続が増えてくるというふうに考えております。

ただ、現状といたしましては、それぞれの手続の制度上、対面が求められている手続があつたりですとか、手続に数日かかるといったようなものがありまして、現状といたしましては、それぞれの窓口に行ってもらっているような状況でございます。

○石田（秀）委員長 次に、鈴木委員。

○鈴木委員 私からは、ページ93と109ページにあります源氏前小学校の改築について伺いたいと思います。

源氏前小学校の父母の方からご要望をいただいたのですけれども、源氏前小学校の改築計画で、プールが屋上にあるのですけれども、屋根がないということで、本当に気候危機の中でこれからつくるのに何とかならないかというご要望なのですけれども、子どもがプールサイドに上がったときには、2～3mのひさしがあるけれども、プールの上には屋根がないという状況で、これからさらに猛暑が予想される中で、なぜ屋上に屋根なしプールをつくるのかということで伺いたいと思います。

それから、全ての学校で、46校のうち26校が改築済みだったりとか、改築の着手済みというふうなことでなっていると思うのですけれども、26校中、温水プールになっている学校が何校か、また、屋根付きのプールになっている学校が何校か、また、屋上で屋根のないプールが何校なのか、また、校庭で屋根のないプールもあると思うのですけれども、それが何校なのか、改築された学校で、それぞれ何校なのかという状況について伺いたいと思います。

それから、学校によって、本当にこのプールの問題は差があると思うのですけれども、なぜこれだけ

の差があるのかについてもお聞きします。

それから、この改築に当たっての、つくるに当たり、プールもそうなのですけれども、何か基準があるのか、その点についてもお聞かせください。

○荒木学校施設担当課長 少し順序が入れ替わりといたしますか、全体的に回答したいと思います。

まず、学校改築におけるプールの考え方でございます。

学校改築の際には、コスト面や維持管理面で優位性のある屋外プールの整備をまずは基本として考えておりまして、源氏前小学校においても、この考えにのっとりまして、校舎屋上に設置することとしております。

あとは、源氏前小学校については、敷地も狭いという状況もございまして、屋上に上げてグラウンド面を広く確保するという観点もございまして。

その上で、ご指摘の暑さへの対策につきましては、委員からもご紹介いただきましたように、プールサイドに直射日光が当たらないように大型のひさしを設けるとともに、目隠し壁も3m程度立ち上げて、そこでしっかりと日射を遮っていくという計画としてございます。

続きまして、区有施設のプールの状況でございますが、まず、屋内プールでございます。屋内プールについては、学校数として5校に整備してございます。主には、小中一貫校、義務教育学校を中心に整備をしておりまして、八潮学園、日野学園、品川学園、豊葉の杜学園、戸越台中学校で整備をしてございます。

屋外プールにおいて、開閉式の屋根がついているプールでございますが、こちらは4校に整備をしてございます。

それ以外のプールについては、37校がその他ということで、屋根がない屋外プールという状況となっております。

申し訳ないのですが、改築校において、屋外プールで屋根なしについては、手元に資料がないので、回答は控えさせていただきます。

こちらのプールの整備の理由といたしますか、どういう整備、施設の有無というところでございますが、冒頭申し上げましたとおり、コスト面や維持管理面というところを優先して検討し、決定しているところでございます。

○鈴木委員 源氏前小学校で、屋内プールの屋根つきというか、ほかのところでは開閉式だとかいろいろありますけれども、そういうものは検討されたのか、駄目な理由は何があるのかについてもお聞かせいただききたいと思います。

同時期につくる鈴ヶ森小学校も、できたばかりの浜川小学校も、屋根つきのプールになっているのです。それで、例えば、浜川小学校では、校長先生が、ホームページにすごく頻りにプールの様子をアップしていきまして、浜川小学校は、プールの深さの調整もできるというふうなことになっていきまして、屋根が開閉式なので、こういうふうに書いています。「今日は強い雨が降っていますが、天候に左右されずに問題なく実施できています。」、「水深は60cmで行っています。」、次の日には「天気がよいので屋根を開けて、換気をよくしました。」というふうなことで書いてあって、何日も何日も写真入りでこんなにすばらしいですよというふうなことが書かれているのです。

それから、15年前になるのですが、荏原平塚学園なのですが、「6階には開閉式屋根があり小プールも付属した25mプールがあります。」ということで、学校のPRというか、アピールにも使われているというふうな状況があるわけなのです。

そういうふうなところで、本当にこういう形で学校によってすごく差があるというのは、私は問題ではないのかなと、子どもたちの本当に快適な環境というふうなところでも問題があるのではないかなというふうに思うのですけれども、その点いかがでしょうかということと、それから、前に品川区学校改築計画指針というものが、探したらあったのですけれども、これ、平成14年なのです。もう23年前につくられたままなのですけれども、こういうものは、品川区としては、考え方としてつくられないのか、また、こういうものをどういう学校の校舎にするのかということの基準みたいなものはどう考えるのか、その点についても伺います。

○荒木学校施設担当課長 まず、浜川小学校と鈴ヶ森小学校には開閉式屋根があるのに、なぜ源氏前小学校はそのようにしなかったかというところがございます。

浜川小学校、鈴ヶ森小学校については、こちらが30クラスを超える大型な単独校というところで、プールの授業数、効率よくこなしていこうということで開閉式屋根をつけてございます。

あとは、狭い敷地の中で、屋内運動場としても利用できるように、プールのシーズンオフの際には、プールの床を可動して上昇させることによって、そこで軽運動もできるように整備しているというところでございます。

それに対しまして、源氏前小学校については、そこまでクラス数が増えず、24クラスで設計しておりますので、24クラスであれば、屋外プールにおいても十分授業数をこなせるであろうということで、このように設計をしております。

もう1点のプールの差というところがございますが、前回の決算特別委員会でも、多数の委員からいろいろご意見をいただいております、区としても、こちらは課題というふうには認識をしております。プール施設の在り方につきましては、プール授業の実施の方法なども含めまして、今後、在り方について検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

3点目の学校改築計画指針でございます。

こちらは、平成の初期の段階につくったということでございます。今もこの指針の中のものを踏まえて学校改築の設計を進めているところがございますが、委員おっしゃるとおり、確かに時代にそぐわない部分も出てきているであろうというふうに思っております。ですので、こちらのほうも適宜見直しを行っていきながら、区としても、学校改築の取組について発信していきたいと考えております。

○鈴木委員 この指針の中に、プールについては、必要に応じて室内化についても検討するというふうなことがあるのです。そういうところで、源氏前については、検討はされたのかどうなのかなというふうな思いがしているのですけれども。

それからあと、説明会なのですけれども、PTAの意見をぜひとも聞いてもらいたい、また、説明してもらいたいというご要望もいただいているのですけれども、また、地域への説明会とかも含めて、源氏前小学校の改築に対して、そういう説明会の場をぜひつくっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○荒木学校施設担当課長 まず、源氏前小学校のプールの屋内化というところになりますと、繰り返しになりますが、現在の24クラスであれば、十分屋外においてもプールの授業は実施できるというふうな考え、屋内化はしなかったところがございます。

説明会の実施状況でございますが、令和5年8月に近隣住民を対象とした計画説明会を実施しており、保護者については、令和5年9月に在校生保護者を対象とした保護者説明会、今年に入りまして、7月に、また近隣住民を対象として工事説明会を実施したところでございます。

○石田（秀）委員長 次に、田中委員。

○田中委員 私、59ページの特別養護老人ホーム等管理費負担金に関連して、そして時間がありませんら、147ページの公立学校給食費負担軽減事業補助金に関連して有機野菜についてお伺いしたいと思います。

まず、特養に関してであります。

ここには4施設載っておりますが、私自身の問題意識として、一昨年的一般質問でも質問しましたが、介護人材が不足しているという点で質問を当時もしました。依然、その状況は続いているという認識をしておりますが、当時の福祉部長からの答弁は、品川区においては介護人材は足りているというご答弁でありました。私は、その場で、もっと現場をしっかりと見てほしいという思いも込めて再質問などもさせていただきましたが、今回、この負担金の項目の中に、三徳会が載っております。ちょうど軌を一にして、先日の厚生委員会におきまして、指定管理者の継続の審査が行われました。この中に、ちょうど三徳会が載っていたので、ここの指定管理者選定結果の報告書に基づいて、少しお伺いしたいと思います。

ここで三徳会、最終的には継続されているのですけれども、このときの評価の中に、財政状況は良好だが慢性的な人材不足に伴う派遣職員比率の増加が潜在的なコスト増となっているというふうに書いてあります。このことと、これまで部長が答弁をされていた、課長が答弁をされていた介護職員は足りているということとの、やはりここに大きな認識のずれがあると思うのですけれども、今回の指定管理者の結果報告書を踏まえて、改めて現状認識をお伺いしたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長 私から、指定管理施設等についてのご質問にお答えさせていただきます。

委員ご指摘の三徳会における、今回、指定管理施設ということで、荏原特別養護老人ホームや、戸越台特別養護老人ホームの指定議決を、先日、厚生委員会のほうで報告をさせていただいております。

この報告書の中で、慢性的な人手不足に伴う派遣職員比率の増加が潜在的なコスト増になっているというような財務評価のご指摘でございました。

こちらの部分につきましては、非常勤を含む特養職員の派遣職員比率が、常勤換算で17.85%に及んだというのが令和5年度の実績でございます。こちらについて、この選定の過程において、法人のほうにお聞きしたところ、こちらの派遣の職員率は、令和6年度もう少し減少しているというようなお話は何っております。

また、それと反してというか、今まで区が介護人材は足りているというようなお話がございましたが、決してそのような意識はなく、今回も慢性的な人材不足に備えて、今年度から居住支援手当等を支給させていただいているという状況もございますので、決してそういう認識はないということでご理解いただければと思います。

○田中委員 それぞれ施設運営をするに当たりましては、配置基準がありますので、当然、事業を行う上では一定の人員がないと運営できない、そういった視点から人材は足りているという思いなのだと思いますが、私が言うところの人材不足というのは、やはり区立を名のる以上は、しっかりと行政サービスを区民の方に提供する、そのためには、やはり正規職員の方によつての介護事業を行っていくことを目指すべきだと思いますし、そこでどうしても、当然のことながら、人員が不足するような場面が当然あります。そういうときには、限定的に派遣職員に頼るということが本来のあるべき姿だと思います。

ここに書いてあるのは、正規職員が完全に不足していて、その分を派遣職員が補っているというふう

に読み取れます。私は、この現状をしても、人はいるかもしれないけれども、介護人材は不足しているという状況にあることを如実にあらわしているものだというふうに思います。

それで、もう1つ言うと、そこもお伺いしたいのですけれども、その上段に、ここの評価の視点として、外国人の方の介護人材を積極的に取り入れていますということが、今回、選定理由の評価項目として記載されております。これこそ、私は、正規職員が足りないから派遣職員をお願いする、その派遣職員もなかなか人が集まらない、そこを外国人の方の力もかきないと、現状では運営できないという状況を、私はここであらわしているのだと思います。私は、これはプラス評価の項目として記述されているとは決して受け取れないのですけれども、派遣職員が増えているということと、さらには、外国人職員を採用せざるを得ない、そのことこそ介護人材が不足している状況だと思っておりますが、改めて認識をお伺いします。

○菅野高齢者福祉課長 派遣職員や外国人人材の活用についてというところのお話でございます。

こちらにつきましては、やはり現実的に配置基準、委員おっしゃるとおり、配置基準を満たすために、本来であれば、正規の職員が必要なところ、そこを補うというところで、派遣職員や、そして外国人というところもお話にありましたが、ただ、外国人につきましては、決して後ろ向きなことではなくて、例えば、こちらの三徳会におきましても、令和4年度に9人の外国人が採用されたという事例がございます。最初、ある施設で、少し難色を示したところもあったということなのですが、ある施設で手を挙げて3人の方を採用したところ、とても評判がよかったので、ほかの施設に波及して行って、今では13人の方がいらっしゃるということで、介護福祉士の資格もお取りになったすごく頑張り屋の外国人の方だということなので、そういった施設が明るくなったりとか、その方たちに、マニュアルとかでお仕事をお伝えすることによって仕事の見直しもできた、そのような事例も聞いておりますので、決して悪い事例ではないというふうに捉えております。

○田中委員 外国人労働者を積極的に取り入れることの意味合いも分かりますが、その背景には、やはり介護職員が不足しているという背景もあるので、そこはしっかり改善していただきたいと思います。

それで、指定管理者制度活用に係る基本方針の中にも、区も事業者もその施設の適切管理と良質なサービスの提供を、安定的、継続的に確保することに責任を有するとあります。このことを踏まえて、私は、ぜひ正規職員が長く介護施設で働いていただけるような職場環境といったものも整えてあげることが定着にもつながるし、人材不足の解消にもつながると思います。

今回、ちょうど公契約条例が昨年末につくられて、今後、実施されますけれども、この中にも、労働者の適正な労働条件の確保、あるいは労働環境の整備といったこともしっかり踏まえられております。今のいろいろ、経理課長とやっておりますが、この条例をそのまま介護職員の定着につなげるということとはなかなか難しいのかもしれないのですけれども、公契約条例ではなく、指定管理者の基本方針に基づいて、例えばですが、今も正規職員に年次有給休暇が付与されていますが、最低5日間とれば法律的にはクリアされているのですけれども、恐らく実態は、そのほとんどが5日しかとれていないのが現状でもある私は思っております。そういった労働環境のチェックといったことも、私は指定管理の基本方針に基づいて、しっかり福祉部の方には、環境整備、労働環境の確認という視点でも取り組んでいただきたいと思いますが、最後によろしく申し上げます。

○菅野高齢者福祉課長 労働環境のチェックの部分につきましては、指定管理者制度のモニタリングの中でも労働環境チェックを5年のうちに1回、実施させていただいておりますので、その中でしっかりと確認はしていきたいと思います。

○田中委員 年次有給休暇が5日以上とれるようによろしくお願いします。

○石田（秀）委員長 次に、えのした委員。

○えのした委員 よろしくお願いいたします。私からは、67ページ、公園運動施設使用料についてお伺いします。

私も一区民として、野球場など施設を使用させていただいております。この場をおかりして感謝を申し上げます。

環境省のホームページには、暑さ指数、熱中症警戒アラートの情報提供を、令和6年4月24日から運用しており、気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれがある場合に、環境大臣が発表するものです。発表地域では、重大な健康被害が生ずるおそれがあることから、自発的な熱中症予防行動を積極的に行ってくださいとあります。また、家族や周辺の人々においても、見守りや声かけ等の共助、そして公助を行ってくださいとあります。

そこでお伺いいたします。

各公園の野球場、サッカー場、庭球場、フットサル場、多目的広場など、暑さ対策、熱中症対策はどのように取り組まれていますでしょうか、お聞かせください。

○三井スポーツ推進課長 屋外の公園運動施設の利用者に対する熱中症対策については、公園運動施設では熱中症の注意喚起のポスターを掲示するとともに、熱中症警戒アラートなどが発令された際には、当日であっても、使用前であれば、熱中症予防を理由に急なキャンセルでもキャンセル料を免除とする対応をとっているところになります。

○えのした委員 ありがとうございます。確認がとれました。

キャンセルの件数などが分かれば、お知らせください。

○三井スポーツ推進課長 昨年の数値になりますが、熱中症予防を目的にキャンセルされた方は220件となっております。

○えのした委員 220件。それだけ熱中症アラートが出た日が多いとのこと。施設の予約は、区内団体は、抽せん申込みが3か月前、そして空き予約が1か月前など、使用日のかなり前からになるので、天候などの予測が難しく、予約がキャンセルでき、キャンセル料も発生しないのは、使用者にとっては大変ありがたく助かる取組だと評価をいたします。年々、暑い日が続いておりますので、ぜひ引き続き進めていただければと思います。

また、実際の公園では、暑さ対策について、どのような取組がされているのかお聞かせください。

○大友公園課長 公園内の熱中症対策でございますけれども、公園内のパーゴラによしずを設置して日陰を設けることや、一部の公園ではミストを設置しております。

また、区が管理する全公園に熱中症への注意喚起の看板を設置しまして、注意喚起を行っているところでございます。

○えのした委員 ご説明ありがとうございます。以前、しながわ中央公園のボルダリング場の有料エリアだったか、日当たりの影響で熱くなる部分があって危険だと、区民相談から早急にご対応していただいた事案がございました。公園の施設は、大きい、小さい、また、用途によって様々対策が異なると思います。状況に関わらず、高齢者から子どもたちまで幅広い世代の区民の方が利用されていますので、これからも周知啓発も含め、暑さ対策の取組を進めていただければと思います。

続きまして、品川区は、令和6年6月に、大塚製薬株式会社と包括連携協定を締結いたしました。ホームページには、大塚製薬株式会社が推進する熱中症対策アンバサダー講座、正確で専門的な知識を

持って熱中症対策を学べる講座を、区が、避暑シェルターを開設している施設の職員を含めた約200人がオンラインで受講予定とありました。こちらは既に実施されたのでしょうか。

また、実施されていれば、受講者数と、学校教員も含まれていたのかお知らせください。

○勝亦総務課長 大塚製薬と連携協定を締結いたしまして実施しました熱中症対策アンバサダー講座についてでございます。

まず、こちらの講座につきましては、令和6年6月から8月の期間に、オンラインで実施してまいります。

区の職員につきましては、避暑シェルターの設置施設を中心として受講いただきまして、実績といたしましては、113人ほど受講いただいております。

学校につきましては、4校ほど受講いただいているところでございます。

○えのした委員 ありがとうございます。確認がとれました。

113人で4校、少し予定よりも少ないのかなというような感じを受けますけれども、やはり避暑シェルターの施設の職員だけでなく、学校の体育や部活動、また、児童センター等、児童生徒、子どもたちと関わる職員の受講も重要だと考えております。

また、ホームページを確認したところ、この講座は、自治体、学校、企業等の組織、団体を対象に、開講に取り組みされており、区民の方へ向けた実施は考えておられますでしょうか。

また、熱中症を学ぶ教材ですとか、学校への無償提供を開始したり、教育現場においても重要課題の熱中症対策、自治体や教育委員会とも連携をとりながら、小中高の職員が無償で活用できる教材を提供し、学校管理下における熱中症事故ゼロを目指すとあります。こちらは進められていますでしょうか、お聞かせください。

○勝亦総務課長 熱中症アンバサダー講座でございます。

実績といたしまして、今年度、113人ということでございますけれども、引き続き、広く受講を進めてまいりたいと考えてございます。

地域の方ですとか、そういった方への受講対象につきましては、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

また、学校に対する熱中症に関する教材の無償提供についても、連携しております大塚製薬とご相談しておりまして、今後、教育委員会と相談、連携しながら、積極的に熱中症の啓発に努めていきたいと考えてございます。

○えのした委員 ぜひ引き続き進めていただければと思います。

昨年、私も、荏原第一地区支え愛講座で、上手な水分補給について学ぼうという大塚製薬の新人の社員の方を講師にお迎えして開催された講座を受講しました。子どもは、汗をかく能力が未発達で、また、特に乳幼児は、大人よりも熱中症にかかりやすいと言われており、より一層の熱中症予防対策を行う必要があります。

また、私、地元の認可保育園の運営委員を務めておりますが、その際、避暑シェルター事業の話を見せていただきましたが、残念ながら、委員の保護者、園の先生、事務局の方、誰一人知っている方はおりませんでした。

しかし、そのようなよい取組があったのですよねとか、ベビーカーは地面から熱を受けやすいので、散歩や買物途中など、子どもを涼しい場所で休ませたい。ウォーターボトルは持ち歩いているけれども、つつい忘れてしまうこともあり、ペットボトルの水をいただけるのであれば本当に助かると、多くの

声を伺いました。

避暑シェルターは、高齢者施設が含まれており、誰でも利用できるかと認識しておりますが、小中学校、児童センター、幼稚園、保育園等、子どもたちの施設、子育て世代についての周知啓発はされていますでしょうか、お聞かせください。

○勝亦総務課長 避暑シェルターの周知啓発につきましては、広報に掲載するほか、学校、それから保育園、幼稚園等に、大塚製菓と連携して作成した啓発ポスターを掲出してございます。今後、SNSの活用など、より広く避暑シェルターについて、区民の方にお知らせしていきたいと考えてございます。

○石田（秀）委員長 次に、若林委員。

○若林委員 52ページの特別区たばこ税について、歳入、または来年度の取組を確認させていただきます。高橋伸明委員と大分重なると思いますが、私のほうは、また淡々と確認させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、たばこ税の減収理由を確認させていただきます。

それから、いずれも区民委員会ですけれども、11月26日、1月20日、区民委員会で、2回にわたって、たばこのポイ捨てについての報告、また議論がございました。議事録を何回か確認させていただきましたけれども、大分白熱をして、各委員が大変にすばらしい議論、質疑をされているなというふうに感じました。

それをベースに、例えば、26日の喫煙状況実態調査では、迷惑性や危険性を否定できない喫煙状況が確認されたと。また、喫煙所からはみ出して喫煙する人が多数確認できた。また、商店街などでは、路地裏での歩行喫煙が多い傾向が分かったということで、対策方針として、大きく2つ、公共の場所での喫煙を罰則なしの禁止、それからもう1つが、民間公衆喫煙所への助成率の引き上げや助成対象経費の拡大を検討する。

今年の1月20日には、この実態調査、また区民委員会の議論を基に、規制強化および喫煙所整備促進の考え方についてパブコメを行って、その結果報告があつて、規制強化に肯定的な意見が約77%ありましたと。また、公衆喫煙所整備に肯定的な意見が約91%もありましたということでした。

そこで、来年度に向けて、この対策方針、規制強化、喫煙所整備の考え方の取組を確認させていただきます。

○吉野税務課長 まず、たばこ税に関する回答をさせていただきます。

これまでですけれども、令和3年度、令和4年度、コロナ禍におきまして、なぜだか税収は増えました。これは恐らくなのですけれども、在宅勤務が増えたことによるものと想定されます。実際、たばこは、買った場所で、そこで税金がかかるものになりますので、この辺の動向を確認することはなかなか難しいところがあります。令和6年度の見込みも、こちらは減る見込みでおります。それに見合いました、実績見合いとしまして、令和7年度も減収の見込みで立てております。

○河合生活安全担当課長 規制強化と喫煙所の整備促進というところで進めておまして、来年度の方針ですが、条例の規制強化が制定されましたら、7月施行予定でございます。それまでに、やはり周知徹底を図らなければいけませんので、既存のメンバーだけでは不足しますので、KPのほうに委託するような形で周知徹底することを考えております。

また、青色防犯パトロールカーでのパトロール中にでも、そういった周知を行う。

また、7月施行になりましたら、そういったところの指導を引き続き行っていくという方針で考えております。

なお、喫煙所の整備につきましては、先ほど、民間公衆喫煙所の助成率引き上げ、また、いろいろ喫煙課題がございまして、来年度、文庫の森の喫煙所が再開の要望が大きかったところもございまして、そういったところは、受動喫煙対策を講じる上で再開というところで、部分的に検討しているところもございまして。

しかしながら、公園では、基本、喫煙所の整備は能動的に行わないというところで、例外として考えておりますので、そういう方針でやっていきたいと考えております。

○若林委員 それでは、もう少し、歳入のほうで、都補助金、医療保健政策包括補助金を新たに来年度、歳入として入ってくる、活用して、それを3か所の新たな民間公衆喫煙所に充てるというふうにごこの予算書では私は読んでおります。

それも含めて、3か所について、地域や公衆喫煙所の形態ですか、業態というのでしょうか、そこら辺も見通しがついていけば、お聞かせいただきたいと思っております。

続いて、この件に関しては、新規設置が3か所、それから維持管理が10か所の予算が組まれております。この3か所と10か所の違いを分かりやすくお知らせいただきたいと思っております。

最後までいきます。

規制強化のほうです。

区民委員会では、いわゆる地域産業の振興の部門と連携をして、中小事業者等から喫煙者の意見を吸い上げることがご答弁されておりましたけれども、これについての現在の考え方、取り組み方、関連して、今回、禁止の条例ということで、移行することで指導が強化できるというふうにご区は考えておられますけれども、さっきの答弁と重なる部分は結構ございまして、そのほかに指導強化に取り組むお考えを確認したいと思っております。

○河合生活安全担当課長 公衆喫煙所の新規設置3件、維持管理10件というところもございまして、新規3件につきましては、現在、現実的に話が進んでおりますところだと、自動販売機等で収益を得ながら無料公衆喫煙所を開設している事業者等と話を進めながら、2社といろいろ話をし、能動的にしていきたいとお話しいただいているところ。あとまた、コンビニエンスストア等といったところで、具体的に3件と設定しているところもございまして。

維持管理につきましては、既存の実情からして開放されているような喫煙所がありますので、そういったところをこちらのほうで申し入れ等をするなどして、維持管理で協力いただければというところで、10件ということで想定しております。

なお、指導強化につきましては、これまでは努力義務として、「歩きながらのたばこは駄目ですよ」と言っていたものが、禁止規定となりますので、今までは公共の場所で立ちながら灰皿を持って吸っている方々には、健康増進法の配慮義務で、苦情といいますか、配慮してくださいという申し入れのような形で指導していたものが、禁止ということで明確な指導ということで指導できますので、そういった効果が得られるというところになっております。

○若林委員 最後、これ、令和7年度予算、条例がこれから可決ということなのですが、予算案では、歩行喫煙防止推進経費という、いわゆる防止条例のネーミングになっておりますので、今後の公共の場所での禁止というネーミングのあらわし方、また、区民への周知の考え方をお聞きして、7月から施行ということで、実質、1回、2回、実態調査をしていただいたわけですが、スタートして、一定期間後の成果というものもしっかり確認する必要があると思っておりますので、再調査といいますか、何とか調査というもののお考えを聞きたいと思っております。

それから、決算特別委員会でも申し上げましたけれども、高速目黒線の下に、地元の人は「たばこ通り」と呼んでいる部分がある。それから、タウンミーティングでは、「喫煙ストリート」という表現で、恐らく森澤区長も直接聞いているか、担当者が聞いたのかな、ホームページに載っていました。餡子と皮の部分をもう1回確認をさせていただいて、ある意味で、重点的に指導強化をする、また、喫煙所の配備をするというところの考え方を確認させてください。

○河合生活安全担当課長 これまで歩行喫煙禁止と言っていたものが、公共の場所における喫煙禁止というところで、事業名はこうなっておりますけれども、条例、規制強化が制定されましたら、やはり公共の場所というところで、そういった事業名も変わるところになっております。

なお、成果の確認調査ですが、やはり施行されまして、それだけの効果があるかどうかという、今後の規制強化も検討する上でも、やはり時期を見て、そういったところは検討する必要があると考えております。

○石田（秀）委員長 次に、西本委員。

○西本委員 今朝、始まる前に動議をかけさせていただきました。理事会にかけていただいて、それで、款別のほうでしなさいということなのですが、私はこの判断に対しては不満です。満足しておりません。ただ、いろいろなアドバイスも含めて、それを受けたという形になっております。なので、ここで少しその話の続きといたしますか、款別審査をさせていただきます。

なぜこの動議をかけたかということ、本来は、予算の審議に入る前に、この情報の出し方、やはり区の態度をしっかりと確認をしていかないと、まともな審査ができないと思ったからなのです。私だけではないのです。皆さんが、全員がこの問題について関与している、関係しているので、だから、冒頭に、どうしてこういうことになったのかということを知り、確認をさせていただくということが私の趣旨です。

それで、質問いたしますけれども、こういう状況、プレス発表の前に新聞で報道されているということの事実として、それでよしと思っているのか、まずそこを聞きたいと思います。

○與那嶺戦略広報課長 西本委員から、プレス発表の前に、今回の予算の内容について報道があったことについてのご質問でございます。

こちらの報道につきましては、メディア、報道各社につきましても、日々、独自の取材や編集などを行っているというところがございますので、区として関与するところではございません。

○西本委員 それはおかしいですよ、その答弁の仕方。読売新聞、区立中学校の制服無償化、ここに書いてあるのが「区幹部は」ということになっています。それで、オンラインMy助産師の話、これは朝日新聞です、「区によると」とあります。それから、毎日新聞では、品川区給付型奨学金創設。これも「区関係者によると」、それから、東京新聞は品川区給付型奨学金創設です。「品川区の関係者は」というふうに書いてあります。ということは、皆さんの誰かがリークしたわけですよ。本来これは、私たちは、プレス発表の後ですよ。だから、プレス発表の資料も私たちはもらっていません。この新聞報道を見ると、かなり詳しいのです。かなり詳しい。私たちが知らない内容も書いてあるのです。これは誰かが、内部の人間でしょう、これをやっているの。私たちは、部課長から説明を受けて、その際に、さんざんリークしないようにということを言われました。部課長が言っているということは、その上ですよね。違いますか。部課長の上は誰ですか。副区長と区長です。それしかいないですから。これ、どう説明するのですか。誰がやったのですか。そこを説明してください。

○與那嶺戦略広報課長 まず、先ほどと少し繰り返しになりますが、報道については、メディアの各

社において、それぞれ積極的に取材などが行われているものと認識しております。

今回の記事の中であったというところも今ございましたけれども、報道機関等につきましては、その取材源については秘匿するというところも原則としてございます。やはりその部分については、メディアの取材活動の中であったという形で考えてございます。

一方で、これは1つ例を出してしまうのも恐縮なのですが、こうしたプレス発表前に、こういった報道が出るという事例、今年に関しましても、例えば、千代田区などでも、予算発表の1週間前に給付金の報道が出たであるとか、そういったところもございます。あくまでこれは品川区で独自のところではなく、いわゆる一般的に起こり得るところかという形で考えてございます。

○西本委員 もう答弁になっていません。それで納得しますか。納得しないですよ。千代田区がどうのこうの、関係ないです。私たちは、情報を出さないようにという形で説明を受けているのです。でも、これ、区の関係者や区の幹部から聞いたとなっているではないですか。誰かが言っているのです。誰かがリークしているのです。私は、20年以上議会活動をしております。初めてですよ、品川区で。この予算の説明の中で説明があって、プレス発表の前に新聞報道になって、これだけの、全社です、全紙です、されたことはないですから。

もう一度聞きます。これは誰かがリークしなければ、誰かが説明しなければ、「区による」とか、「区の幹部によると」とかという、そういう内容にはなりません。それをどう説明するのですか。説明をきちんとしてください。

○與那嶺戦略広報課長 繰り返しの答弁になってしまって申し訳ございませんが、今回の報道に関しても、各報道機関、積極的に取材活動を行っていただいたものと認識してございます。その中で、では、どこから情報を得たかというところにつきましては、各報道機関の中で、取材源の秘匿の原則がございまして、そちらについては、区のほうで誰がというところの関知をするものではないと認識してございます。

○西本委員 本当は、早く終わって、款別審査に入りたかったのですが、これ、無理ですね。

これ、記者に話を聞けば分かりますよ。誰に聞いたのですかと言えば分かりますよね。ごまかしはやめてください。ごまかしは、さっきから言っているように、私たちが言われたのは、プレス発表の前にはリークしないでくださいという話をしっかり言われたのです。だから守っていたではないですか。私らは守りました。ここの議員の中で、言った人、いますか。プレス発表、もらっていないでしょう。そういうことはやりようがないのですよ。なので、これは大きな問題だと思います。これ、大きな問題です。なので、この責任は、やはり副区長、区長があると思いますので、区長、副区長からのお答えをお聞かせください。

○與那嶺戦略広報課長 繰り返しのご答弁になり恐縮でございます。あくまで今回のプレス発表につきましては、各報道機関において、日頃からの積極的な取材の帰結であるというふうに認識してございます。

○西本委員 委員長、これで納得いくと思いますか。この答弁で。これ、さすがに議会蔑視ですよ。きちんと答えていないです。おかしいでしょう、これ。これは、私たち議員側も怒らなければいけないですよ。これから予算の審査をするという段になって、いろいろと勉強しながら準備を進めて、守るべきことをしっかり守って、なのに、行政側のほうから約束を破っているではないですか。信頼関係がなくなりますよ。議論というのは、信頼関係があった上で議論するのですよ。それが信頼関係ないでしょうと言うのだったら、私たち、言ってしまいますよ、来年の予算。リークしますよ。いいですか、皆さ

ん。取材、私だって取材しますよ、いろいろと。取材してリークしますよ。いろいろなXとか、フェイスブック、いろいろなところへリークしますよ。そうなりますよ。きちんと教えてください。誰がやったのですか。こういう行動をこれからも続けるのですか。これ、区長、きちんと教えてください。

○與那嶺戦略広報課長 こちらは、事前に報道があったということのご質問でございますけれども、今回の予算のプレス発表に際しましては、当然、事前準備等もございましたので、2月5日の発表以前に、前日までに庁内であるとか、あと、区議会の皆様にも、このプレス発表の資料自体は、あまねく配布をしておるところでございます。

そういったところもございますし、先ほども再三申し上げているとおり、記者の方の取材活動もあるというところがございますので、こちらについては、品川区特有ということではなく、自治体であったりとか、国政、都政においても起こり得るようなところであるという形で認識してございます。

○西本委員 これは、このままでは済まされません。なので、これは議会運営委員会に要請をさせていただきます。この原因、どうしてこういう経緯になったのかということも議会運営委員会にかけていただきますので、きちんと教えてください。全て答えになっておりません。

そして区長、区長からきちんと説明しなければいけないですよ。責任者は区長なのですから。

○石田（秀）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後5時42分休憩

○午後5時55分再開

○石田（秀）委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。澤田委員。

○澤田委員 本日もどうぞよろしくお願いいたします。156ページ、ふるさと納税寄附金、157ページ、各種子どもの未来応援事業を時間があれば質問させていただきたいと思います。

まず、156ページ、ふるさと納税寄附金について伺います。

ふるさと納税寄附金の一般分を1億円と計上されていますが、金額の理由を教えてください。

○吉野税務課長 ふるさと納税の返礼品なのですけれども、こちらは、返礼品と体験型を含めたものの予算になります。

品川区には、まだ潜在的な魅力がたくさんありますので、こちらのものを返礼品として掘り起こしをしていきたいと考えております。

○澤田委員 なぜ1億円と計上されているかよく分かりました。

昨日来、ふるさと納税による減収が50.9億円に上っていることが区の課題として上がっています。区によるXへの投稿には、12万ものアクセスがあり、大変注目を集めているということは、昨日お話しさせていただきましたが、その中では、50.9億円あれば何ができるかの具体例として、学校の改築や清掃費の事業を行えると発信されているというご答弁もありました。

ほかにも、例えば、老朽化した区有施設の改築や、福祉サービスを広げることなど、様々な区民サービスを行うこともできるのかなと考えます。これらを鑑みると、貴重な財源の流出は看過することはできない問題です。

そこで、会派として、令和7年度の主な要望を3点させていただきました。

まず1点目は、民間や議会と連携して、意欲ある職員で構成される専門チームの設置。

2点目は、国に対し、特別区への支援制度を要望すること。

3点目は、体験型と同様に、返礼品の企画開発の推進、地域貢献の寄附型の推進、これらを要望してまいりました。

そこで伺います。

専門チームの設置を行う場合、実務を担う人材の現況をお知らせください。

品川区をはじめ都市部は税の流出が多い中、補填はされておらず、大変つらい状況にあるといえます。国策としての対応が必要であると感じておりますが、改めて、区として、この現状をどのようにお考えなのかお聞かせください。

最後に、返礼品については、以前より様々な地域企業と協働し、体験型や返礼品の商品を様々企画開発していると認識しております。今後もより一層力を入れて開発に取り組んでいかれると思いますが、現在の取組と実績、また、これから始まる新たな内容などありましたら、お聞かせください。

○吉野税務課長

来年度ですけれども、組織改正を行いまして、ふるさと納税担当主査を配置します。こちらは税務課に配置されることになっておりますけれども、現在でも、ほかの部と課との連携をさせていただいております、拡大を図っているところです。

また、現在、民間の方の力も、結構、ふるさと納税の返礼品のお話をいただいております、今、様々な企業、それから個人事業主の方から、様々な業種の方からお話をいただいております。

それから、品川区の現状ですけれども、本体制に関する考え方は変わりません。反対する立場は変わらないのですけれども、こちらの区に対しての抜本的な見直しは、引き続き求めていきたいと考えております。

それから、今年度の実績ですけれども、セガサミーのダンスとファンミーティングを実施しまして、実際には、216件の寄附がありまして、351万5,000円の寄附があります。それから、JALなのでございますけれども、こちら22件の寄附金がありまして、160万円。トータルしまして、533件の寄附金と1,610万円の寄附金がありました。

このうち新規の返礼品としましては、328件で、1,087万円ほどの実績があります。まだこれは2月現在ですので、途中経過になります。

それから、今後なのですけれども、寄附の、今まで現地型の決済をやってきたのですけれども、これはまたさらに拡充を図っていきたくと思っています。

さらに、現地型決済なのですけれども、これは今年度も実は実施したのですけれども、まだ伸びが少し悪かったものですから、こちらはもう少し力を入れまして、拡充を図っていきたくと思っております。

それから、団体応援寄附金、こちら実施したいと考えています。

○澤田委員 ふるさと納税担当を新しくつくられるということで、しっかりとふるさと納税に向き合っていて、やっていただける担当の方ができるということは大変うれしいと思っております。

それと、国に対しては、言っていただけるということで分かりました。それまでの間、何か物事が変わるまでの間に、ふるさと納税をしっかりと頑張っていればなと思っています。

企業や個人事業主に対して、これからも品川区の魅力をさらに掘り起こしていただけるというところで、オール品川という思いのもと、地域にある大企業だけでなく、中小零細企業、商店街の個人店舗などと連携し、体験型や返礼品の商品企画をさらに拡充していただいて、様々、企業の新たな魅力を掘り起こすとともに、「しながわe街ギフト」、先ほど、現地決済型納税をやっているということ

でしたけれども、より一層そちらが進んでいくように、ぜひやっていただきたいと思っています。様々な手法を用いて、税の流出を食い止めて、地域の活性化がなされていくことを心から期待し、応援しています。

そこでお伺いいたします。

例えば、議会として、また例えば私として、どのようなことができるとお考えでしょうか。なぜこのようなことをお伺いしたかといいますと、区民の方に、自分たちは何をすればいいのか、何ができるのかと地域の方などに聞かれた際に、私たち議員は、それに対して答える立ち位置にいるのですけれども、その問いに対して、どう返答することができるのか。区としてどのようにお考えなのかお聞かせください。

○吉野税務課長 先ほど少しお伝えしたのですけれども、企業とか、個人事業主の方から、横のつながりが少しずつできつつあるのです。ですので、やはり情報提供といいますか、いろいろといただけると、大変助かります。

○澤田委員 ありがとうございます。

地域をいろいろ回っている中で、様々な企業がありますので、そういうところでも皆さんに、こんなことがありますよ、現地決済もやっています、様々な商品企画をやっていますということも含めて、いろいろ議員としてもというか、地域の方にしっかりと周知していけたらなと思っております。

オール品川として、地域、行政、議会、区民参加型で、みんなで一緒にふるさと納税流出分を取り戻せたらなと思っておりますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

○石田（秀）委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 よろしくお伺いします。174ページの諸収入、雑入、16ページの特別区債の都市計画交付金、または193ページ、総務管理費、先に193ページのほうで、諸収入、雑入で、健康センターの利用料収入還元金、これが736万円余と予算書に掲載されました。何年も前からお願いしていたことが予算書に明記されました。健康センターを使われている方々の利用料が、このような形で還元されているということが、区民の皆様にもお分かりになるかと思っておりますので、今回のこの記載をありがたいと思います。ありがとうございます。

16ページの区債のほうです。

最初に、197ページ、庁舎計画費における事業における都市計画関連施設整備工事について、いわゆるペDESTリアンデッキです。今年度事業費3億3,000万円の工事は、都市計画決定による都市計画事業として実施するものと認識しています。そうでなかったらご指摘ください。

都補助金である都市計画交付金の計上がありません。この理由についてお伺いします。

大井町の東口の再開発のペDESTリアンデッキは、土地計画事業で都市計画交付金が交付されたのではないかと考えていますが、これもまた間違っていたらご指摘ください。

ともあれ、計上がないことについてご説明をお願いします。

○加島財政課長 まず、私から、都市計画交付金についてですけれども、現在の交付要綱上、素直に交付対象であると判断できる事例ではないとの見解を都側から示されております。そのため、東京都のほうに事業の概要について情報共有を行いまして、現在、具体的な相談を行っているところでございます。

○高橋（し）委員 情報共有、東京都との認識が違うということだと思います。

そうすると、区の主張と、東京都の主張を、簡潔で結構ですので教えていただきたいと思います。

また、都市計画交付金、これ、全体が33億円なのです。令和7年度は3億3,000万円ですけれども、そうすると、交付される見込みがどのぐらいあるかということです。これが5年間で33億円もあるので、これだけが都市計画交付金として対象にならないと、相当な区への影響が出てくると思います。何があってもというのは、言い方があれですけれども、全額認めてもらうべきだと思いますけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○加島財政課長 都市計画交付金の対象事業ですけれども、要綱に記載がされております。その解釈について、都側のほうでも調整を要するものがございまして、今、やり取りしながら相談を行っているという状況でございます。

具体的には、大井町駅から新庁舎にかけての歩行者専用通路となる、委員からもご案内がございましたデッキにつきまして、区としては、土地区画整理事業に伴って整備される公共施設として扱うこととして都側に相談をしております。ただ、今後の使用イメージですとか、しつらえ等の質疑について、具体的にやり取りを始めたところとなっております。

現段階におきましては、まだ相談の初期段階でございますけれども、過去、令和4年度には広町二丁目都市計画事業のほうで都市計画交付金を受けているという実績もございまして、区側の主張を粘り強く区へ届けながら、都市計画交付金の獲得に向けて調整を進めてまいりたいと考えております。

○高橋（し）委員 今、粘り強くということをお伺いしました。33億円にかかることですから、ぜひ頑張れというのはあれですけれども、きちんと説明して、都の解釈を区の解釈に合わせていただくことが必要だと思います。よろしくをお願いします。

この件は、これで、また別の機会にお話ししたいと思います。

次には、特別区債41億5,000万円についてお伺いします。

まず、起債の種類と、事業費に対する充当率はどれぐらいでしょうか。

いただいた予算特別委員会資料、22ページに、満期一括償還地方債の借り換えについてというページが22ページにあるのですが、これを見てもなかなか分かりにくいので、東京都との調整、そして借り入れ先は決まっているのか。

それから、起債の方法は、16ページにあるように、証券の発行なのか、証書借り入れのどちらになるかということ。

それから、これも関係しますか、利率はどれぐらいなのでしょう。

そして、ここが大事だと思うのですが、償還の方法が、据置期間を含めて何年とか、一括償還とか、いろいろあると思うのですが、その辺、私、詳しくないのでよろしくお願いします。

○加島財政課長 起債のほうですけれども、銀行等引受資金による調達を計画しておりまして、庁舎本体のこちらの事業費、約673億円に対します起債の割合は61%となります。公的融資を活用しませんので、東京都の同意ではなく、届出のみとなる予定でございます。

2つ目の借り入れ先につきましては、これまで金融機関のほうに相談と情報共有を行っておりますけれども、予算の議決をもって、今後、協議しながら借り入れ先を決めていく考えでございます。

また、借り入れの方式ですけれども、こちらは証券の発行を計画しています。

それから、利率ですけれども、金融機関への相談と情報共有を行っている段階でして、実際の利率につきましては、借り入れ時に確定をしまるような状況でございます。

最後に、償還の方法についてですけれども、ご案内ございましたとおり、資料に借り換えについての計画を載せさせていただいておりますが、こちらは5年満期一括償還を計画しているところでござい

す。令和7年度の起債分につきましては、起債の翌年度となります令和8年度から利払いが発生いたします。この利払いが令和11年度まで、利払いのみを行います。5年後の令和12年度に満期を迎えますので、元金と利子を一括償還いたします。

ただ、その際ですけれども、令和12年度の償還時に借り換えを行う予定ですが、借り換えの際に、減債基金を活用いたしまして、元金の一部の償還に充ててまいります。そして、残りを借り換えさせていただきます。借り換えとともに元金を少なくしていくようなイメージになります。

そのため、将来の話も含まれてしまうのですが、令和7年度以降、各年度予算におきまして、新庁舎整備分として25億円を減債基金のほうに積み立てまして、それらを活用して起債元金分、約413億円の返済に充てていく考えでございます。

○高橋（し）委員　ということで、令和7年度に起債するものを、今お話しあったように、4年据置き、4年金利だけで、5年目に今みたいに返すということですが、そこでまた借り換えをするので、そこからまた同じことをまた5年かけてやって、そこからまた5年かけてやって、そこから5年かけてやってなので、令和7年度に借りたお金が全部償還されるのは、計算上は20年かかるということよろしいかということが1つ。

それから、でも、それは僅か41億円です。410億円のうちのそれだけなので、あと4本起債しなければいけないのですね。ということは、単純に割っても90億円をあと4回やらなければいけない。そうすると、90億円をまた20年かけて、今と同じパターンで、令和8年度に、例えば90億円、令和9年度に90億円、令和10年度に90億円、令和11年度に90億円、そして、それが全て20年かかって償還していくという、90億円という金額は少し置いておいて、考え方がそれで正しいかどうかをお願いします。

○加島財政課長　委員おっしゃるとおり、令和7年度に借り入れした分につきましては、借り入れから20年後に41.5億円償還し終わる計画でございます。

それから、おっしゃるとおり、令和8年度以降の借り入れにつきましても、同じような形で償還を続けてまいります。

そして、全ての償還が終わるのが約25年後という形になります。

令和8年度から11年後の払いにつきましては、こちらは工事の出来高に応じて、また支払額が変わってまいりますので、こちらの状況を見極めながら、借入額も決定してまいりたいと考えております。もちろん予算編成前にはきちんと見込額をお示ししたいと思っております。

○高橋（し）委員　金額はさておいて、考え方は、今、説明していただきました。

そうすると、5年後から、今お話にあったように、金利と元金のうち、一部は返すけれども、借り換えをするということで、そのときに減債基金で払うということで、減債基金を積んでおかなければいけないのですね、この後ずっと。5年後。それで、もう時間がないから、またこれは令和7年度で決まった後にお尋ねしますけれども、その基金を積んでおかないと、借り換えて減債基金を常に毎年毎年使っていくことになって、毎年という言い方は少しあれですが、本当は5年後、基金が起債がずれていきますから毎年になるのですけれども、そういう意味では、起債、基金を積んでいくことは非常に重要になっていくと思います。

ですから、今回の基金の積み立てもありますけれども、基金との関係のお話もしなければいけないのですが、時間がなくて、この件については、また令和7年度にお尋ねすることで、ただ、しっかりと財政計画を立てて建築計画をされているということが分かりましたので、あとは、その裏づ

けとなる基金や、あるいは、区の補充していくお金をどうするかということだと思しますので、ご説明ありがとうございました。

○石田（秀）委員長 次に、松本委員。

○松本委員 よろしくお願ひします。私からは、歳入全般、57ページ、庁舎管理費負担金、55ページ、地所賃貸料、関連して、59ページの新庁舎整備負担金までいければと思いますが、そこまでは間に合わないかもしれません。

今日、歳入全般ということで、区民税が増えているという傾向があるということはあって、それで、そういう情報を我々としてはいただくと、では、それを何に使うのだというふうな話が、今日もたくさん出て、これからも出てくるのだと思います。

その中で、高齢者に使ったほうがいいという話もあれば、今日、現役世代という話もありました。中には、区民で減らして下げていきたいと思いますという話もあると思います。

これは正解がない、政策には正解がないところなので、いろいろな考え方があってと思うのですが、今日、財政課長がすごいなと思ったのが、バツと時間がぎりぎりのタイミングで、全部区の考えを、区としては、減免についてはこうなのだということを明確に答えられたので、これはすごいなというふう思ったところで、引き続きの中で、今度は私のほうでは、将来世代との関係で伺いたいと思います。

現役世代との関係は、私もまさに氷河期世代で、就職に苦労して、就職したけれども、すぐ辞めて非正規になって、かなり上の世代、この失われた何十年をつくってきた人たちに対しては、かなり言いたいことがある世代でもあります。

そうすると、我々はすごく大事で、我々が今どういうふうなことを予算として考えていくかというところで、我々よりも下の、まだ生まれていないかもしれない世代が、どういう生活を送っていくのか、我々に恨みを持つのかどうなのかという、すごく大事な役割なのだと思います。

その中で、今、高橋しんじ委員からも基金の話がありました。この財政の見通しをどう考えていくのかというのはとても大事な点かと思ひまして、一般質問でも、私、区の財政の将来はどうなるのだというふうな質問をさせていただいた。

それに対する区の答弁を要約いたしますと、今後も社会保障経費は上昇傾向が続く、これはそうですね。それに対して、事務事業評価によるスクラップをやっている。補助金も積極活用も考えている。世代間の負担の平準化を図るために、起債による資金調達を行い、財政健全化に努めるというふうな答弁がありました。

これは多分、抽象的にはそうなのですが、問題は、国のほうでもこれだけ年金がもう足りなくなるとか、財政はどうなるのだというふうに言われている中で、本当に具体的に区の将来の財政の見通しがそれでいいのかというところはとても気になることです。自治体の中には、他の自治体を見ると、20年、30年後の財政のシミュレーションをやっている自治体があります。これは財政のシミュレーション、例えば品川区の新庁舎について、施設については、長期的に、2050年ぐらいまでやられているかと思うのですが、必ずしもやはり区の財政は、施設だけではなくて、いろいろな費用がかかってくると思います。その部分も考えた上で、例えば、歳入で言ったら、生産年齢人口はこのぐらいから減っていく。今回の区議会の議論の中でも、人口はこのぐらい、2050年とかという話があったのですが、これも、歳入との関係では大事なのは、やはり生産年齢人口だったりもすると思うのです。そういうことを歳入のほうでは考えないといけない一方で、高齢者の費用はこのぐらいかかってくる。その中で、では、このぐらい足りなくなってくる可能性があるみたいな、この20

年、30年、あるいは50年ぐらいの財政のシミュレーションが、今、品川区の中で数字としてお持ちなのかお伺いいたします。

○加島財政課長 品川区の将来の財政シミュレーションというところですが、現時点で持っておりますシミュレーションにつきましては、総合実施計画の改定に合わせまして、5年先の見通しを立てているところでございます。

5年後の2030年の品川区ではというところですが、人口はまだ依然として増加傾向にございます。生産年齢人口、年少人口ともに増加傾向です。

5年先の財政収支というところでは、歳入のほうでは区民税は伸び基調、特別区財政調整交付金につきましても、行政サービスの需要等の上昇によりまして、同様に増加見込みであります。

また、歳出につきましては、扶助費です。これで高齢者人口がやはり増えてまいりますので、それに伴う社会保障費の増加、また、投資的経費につきましても、新庁舎建設ですとか既存施設の更新が必要になってまいります。これらがそれぞれ上昇していくため、特に特定財源を活用いたしまして、投資的経費の財源を確保していく必要があると考えております。

10年、20年先というところでは、2051年に区の人口がピークを迎えますけれども、その後は下降傾向となりまして、生産年齢人口の減少、それから少子高齢化が同時に進行していくという、区としても税収の減少、社会保障費の増大というこの大きな課題に直面していく時代に入っていくこととなります。そのことにつきましては、大変大きな課題認識を持っておりまして、この先が見通しづらい状況、時代におきまして、10年、20年後の財政の見通しをにらみながら、今から準備をしていく必要があると考えておりまして、手元のところでは、令和7年度予算案になりますけれども、子育て、教育に係る経費の負担軽減といいますのが、子育て世帯の可処分所得の増加ですとか、地域のにぎわいを創出し、ひいてはそれが地域経済の活性化、また、税収上という形で還元されまして、結果として、区の財源の確保にも寄与するものというところで取組を進めてまいりたい、そのように考えております。

○松本委員 2030年までは、これはおっしゃるとおりなのですけれども、今日の主題は、その後なのです。

なぜこの話をさせていただいたかといいますと、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、目黒区で、区民センターの建て替え計画がストップしました。理由は建築費の高騰に伴う資金不足が原因というふうな話なのですけれども、では、どうするのかということを考えるに当たって、目黒区も、20年、30年先の予測を、追求をやったということでございます。そうしたら、どうなったかと言ったら、今、2030年までのお話をされましたけれども、目黒区の場合は、2030年から年間100億円が足りなくなるというふうな結果になったのです。では、品川区の場合、それをやらなくて2030年を迎えました。突如足りなくなったというふうになってしまったら、これは、将来世代に対しては困ったことになるというふうに思うのです。

隣の区がもう大体シミュレーションをやっているということなので、品川区としても、先ほど将来像の話、やはり2030年以降の話は、すごく抽象的になってしまったというふうに見えるのです。なので、ここは具体的に時間をかけてでも、財政シミュレーション、2030年、2040年、2050年までやったほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○加島財政課長 委員からご提案がございました10年、20年先を見据えての財政シミュレーションというところですが、今の時代において福祉サービスの充実を図るとともに、ご提案のあった財政シミュレーションにつきましても、研究して取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○松本委員 品川区は、本当に財政は安定しているところなので、ある程度はそれでというところもあるかと思うのですが、やはり、これは我々議員もそうですし、区民もそうだと思うのですが、将来像が分からないと、税収が増えているのだ、では、もっと使おうよというふうには、これはかなりやすいと思うのです。これは、特に我々は選挙で選ばれている人間なので、今いる投票をされている方たちを見るというのは、これはもう誰がどうかではなくて、現象としてそれは自然だと思えますし、これはもう行動経済学でも、将来の損得よりも、今の損得のほうが、やはり人間、イメージがいくというのは、これは当然のことだと思うのです。そのように考えると、この数字を、このままいくと大変なことになりますよということを、分かる形で我々にも示していただくと。これは我々議員も、あるいは区民も、これだけやってほしいなと思うけれども、将来の子どもたちのことを考えたら、それは要望できないよねというふうな形も生まれてくると思います。なので、ぜひともこれは、改めて強く財政シミュレーションをやっていただきたいというふうに要望したいと思います。

次にいきたいと思います。

庁舎管理費負担金ですけれども、こちらは東京都と国の負担金が計上されています。東京都と国は区分所有権を持っているかと思うのですが、これは基本的には、区分所有権も、今の庁舎を整備するときに、その整備のお金は払い切っていると思えます。

このまま財産収入のほうにも入りますけれども、一方で、国と都は、今、この本庁舎で賃料も品川区に払っています。この賃料は、区分所有権以外のところで借りている部分があるからというところかと思うのですが、この借りている部分は、新庁舎ではどういう扱いになるのか。時間はないですが、ここの部分、今後の国と都の負担金等も関わってくるかと思えますので、お答えいただければと思います。

○小林新庁舎建設担当課長 新庁舎につきましては、実施設計を進めている最中で、間もなくまとまるところでございます。その中で、国と都、それから区の面積按分を算出した上で、現在の按分と比較をしていくこととなりますので、今の段階では、どうなるかというところについては、手持ちでは持っておりません。

○松本委員 どんどん建設費は上がっていますので、その部分はきちんとした負担をしていただくようお願いして、質問を終わります。ありがとうございます。

○石田（秀）委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 167ページ、区史等有料頒布収入、品川歴史館資料等となっているのですが、「等」とは何ですか。それと、169ページ、荏原複合施設大規模改修工事負担金なのですが、これ、順調に改修していますか。それと、荏原保健センター所長が、この総合施設のトップになると思うのですが、私は期待しております。社会福祉法人にいらっしゃって、次長としてやっているそのキャリアを活かしていくと思っておりますので、その辺について伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長 区史等頒布収入の中に含まれているものでございますが、例えばという一例になりますけれども、都市計画課のほうから発行している都市計画図であるとか、品川のまちづくりといった冊子等の収入が入っております。

○三ツ橋荏原保健センター所長 荏原保健センター、荏原複合施設大規模改修工事でございます。こちらにつきましては、順調に進んでいるところでございます。おかげさまで、令和8年5月に荏原保健センターは移転する予定はそのまま変わらず、遅滞なく実施しているところでございます。

○藤原委員 荏原保健センター所長、期待していますので、今までのキャリアを発揮していただき

いと思います。

それで、さっき、大井保健センター所長も見えたのですけれども、うちの近所なのです、大井保健センター。うちの会派も、小さいけれども、品川区議会の中で光っていると私は自負しているのですけれども、施設が小さくても、やはり保健センターというのは大事だと思っているのです。すごく施設は小さいけれども。だから、その辺の意気込みを、せっかくですから伺いたいというのと、あと、区史等頒布収入、みんな中へ入ってしまいましたけれども、頒布の「等」だけ聞いたのではなくて、いろいろありますよね、歴史館で売っているものとか、区政資料室で売っているものとかあるのです。実は、品川歴史館はキャッシュレスなのですけれども、ほかのところで売っているのは現金なのです。現金は、間違いがあってはいけないから、わざわざ何百円単位のものでも、みずほ銀行に職員が持っていくわけですよ。だったら、工夫して統一するという事は大事だと思うのです。だから、統一してください。職員のためにも、何百円のことでみずほ銀行に毎日毎日行く必要はないと思いますよ。いかがでしょうか。

○福地大井保健センター所長 私のほうからは、意気込みについてお答えしたいと思います。

私は、これまで保健師として長年にわたり区民の皆様一人一人の健康と幸せを第一に考え、相談者や、そのご家族に寄り添って支援活動に従事してまいりました。

現在、管理職という立場になり、その経験を活かしつつ、より広い視野で区民の健康増進に取り組んでおります。全ての区民が健康で幸せに暮らせる地域社会の実現を目指し、職員一丸となって、質の高い保健サービスを提供し、地域の健康課題に柔軟に対応することで、誰もが安心して暮らせるまちづくりに貢献したいと思っております。

○大森文化観光戦略課長 私からは、歴史館のキャッシュレスのことについて、頒布資料が約100種類程度ございまして、令和6年度、120万円弱を売上げています。そのうちキャッシュレスのパーセンテージは14.7%ということになってございます。

○勝亦総務課長 総務課でも区史等有料頒布収入、まさに区史等も販売してございます。そういった中で、販売の方法、キャッシュレス等の導入につきましては、関係する所管とも相談をしながら、区民の利便性を向上させていきたいと、検討していきたいと考えております。

○藤原委員 総務課長、平和の花壇をはじめ、いろいろお願いしておりますが、これはやったほうがいいですよ、職員のことでも考えても統一したほうが。

それと、財政課長、今回の予算においての私が考える特徴は、すごく増収になったのは、まず初めに、財調が55.1%から56%になったということだと思います。ただ、どういう形になったかというのは、総括質疑のときに副区長にお伺いしますので、今日は答弁は要らないのですけれども、まず特別区財政調整交付金が1点。それと、特別区民税が上がったということ、これは間違いありません。上がった。

○加島財政課長 委員がおっしゃるとおり、特別区民税、それから特別区財政調整交付金につきましては伸びまして、こちらが歳入を押し上げている1つの要因となっております。

○藤原委員 でも、企画課長、施政方針がおかしいのですよ。予算編成に当たってはというところの文章で、区政の全669事業を対象に実施した事務事業評価により、予算額の1%の20億円ということしか書いていないのです。普通だったら、特別区民税を入れたり、財調を入れたりということを施政方針に入れるべきですよ。企画課長。これ、なぜ入れなかったのですか。どうしても納得いかないのです。いや、私は入れるべきだと思いますよ、施政方針に。

○崎村企画課長 施政方針の記載につきましては、区としての令和7年の区政の方向性について、区民の皆さんにお分かりいただけるように、特に区としての重点的な取組事例等も挙げさせていただきながら書かせていただいています。

その中で、予算の部分の記載として、今お話にあった事務事業評価で1%を満たした、これは令和6年の施政方針のときでもお示しをさせていただきましたけれども、こういった努力を区自体も行った上で、ウェルビーイングにつながる施策にそれらの事務事業評価で生み出した果実を充当するというところをお示しさせていただいたものでございます。

○藤原委員 いろいろな努力があったと思いますけれども、私は、特別区財政調整交付金のパーセンテージだと思いますよ。あれだけずっと言ってきて、6割の仕事、でも、4割しかないとか、いろいろやって、暮れにまたやったのですよね。多分。だから、SDGsのときに、新井副区長、言っていましたものね。今日は財調のことで区長が都庁へ行っていますみたいな説明がありましたよね。そうですね。だから、すごく頭に入っている。だから、施政方針に入ってくると思ったのですよ。でも、入ってこない。私はメインがそれだと思う。

ただ、初めのページを見ると、もっと違和感があるのです。何か大きく出てしまったなと思ったのですけれども、2040年問題を克服するというの、ここに人口動態だとか、あと人口がどのぐらい減るとか、人口構造とか出ているのですよ。でも、国のことが出ているのです。品川区なのだから、品川区の人口がどうなりますとか、品川区の出生率がどうなるとか、そういうことを施政方針に書くべきですよ、品川区なのだから。でも、品川区のことが1つも出ていないのです。それで、国はどうだこうだと。企画、人口動態をやっていれば、人口動態のグラフ、ピラミッドを逆にしたような日本と、品川区は逆にピラミッドの形みたいになっていますよね。15歳以下だか19歳以下はいきなり減るけれども、やはり適切な人口動態をこうやって出していないといけないと思っているのですけれども、なぜこれ、国のことを書いてしまったのですか。

○崎村企画課長 なぜ国のことを書いたのかと言われると、なかなかお答えしづらい部分はございますけれども、ただ、区民の皆さんに、日本の社会経済情勢がどのようなものになっているのか。それを踏まえて、確かに品川区の人口の推計から見ると、もう少し人口のピークでも、これからも人口は伸びるというようなお話もございましたけれども、人口が増加傾向にあるということは変わりません。

ただ、必ず人口減少社会が訪れるといったところで、そういった時代になったときに、区としては、どういった社会を目指していくのかということをお示しさせていただきたく上で、国の状況、また、国の世帯の平均所得の状況ですとか、そういったものを挙げさせていただきました。

今回、新たな社会モデルをお示するといったところで、あらゆる人々の生活を保障して、将来の不安を取り除く、これはもちろん、品川区政を担っている我々としては、品川区のことを第一に考えていかなければいけませんけれども、区長もおっしゃっていますけれども、社会に対して、国に対して一石を投じるという意味で、国の事例等々も挙げさせていただきながら施政方針に書かせていただいたところでございます。

○藤原委員 何か納得したようで納得していないというか、でも、国を品川区から変えるというので、変えていますものね、いろいろ無償化とかで。品川区。変えていますから、笑っていませんよ。

分かりました。

8ページ、ページ数は遅れてしまったのですけれども、特別区税なのですけれども、税務課長、徴収率は23区でトップですよ。その確認をします。

○吉野税務課長 令和5年度は、23区で1位になりました。現在ですけれども、令和6年度を見ますと、前年よりも収納は多くなってございます。まだ順位等は出ていないのですけれども、このまま収納率は伸ばしていきたいと考えております。

○藤原委員 本当に徴収率、それを求めるわけではないですけれども、対面でお客さんと会うわけですから大変だと思いますが、職員の方、労ってあげてください。本当に大変だと思いますので、こういう数字が出てくるわけですから、お願いします。

あと、たばこ税なのですけれども、来年か再来年、たばこ税が上がるという情報があるのですけれども、その辺、どうつかんでいますか。

○吉野税務課長 たばこ税なのですけれども、こちらは、税制大綱が發布されまして、令和8年の4月と10月の2段階で引き上げは決まっております。

○藤原委員 たばこ税、一般財源にというのはもうよく分かっているのですけれども、私は、たばこを買った方はたばこ税が含まれて買っているわけですから、たばこ税は、全部とは言わないですけれども、やはりたばこを買った方、たばこを吸った方に還元する施策を打ってもらいたいと思っています。私は思っています。思っています。生活安全担当課長、たばこを吸う場所をつくってくださいと言っても、いい返事をいつもくれないではないですか。そうですね。何かいろいろ言って、私が委員会で言っても、何かああでもない、こうでもないと言ってつくってくれないのですけれども、やはりたばこ税は、たばこを吸っている方、たばこ税を払っている方に還元する施策をしないといけないと私は思うのですけれども、さっきの答弁で、税金をそこに使うのかというお話もあると言ったけれども、きちんと書けばいいのですよ。これはたばこ税でつくった喫煙所ですか、書けばみんな納得しますよ。いかがでしょうか。

○河合生活安全担当課長 喫煙所の整備につきましては、税収というところもあるのですけれども、環境と課題に即したところでやっていくというところがございますので、また、たばこ税でというところは、その必要性については研究してまいりたいと思います。

○藤原委員 生活安全担当課長、今日、これで終わらないですから。終わらないとは時間があるから終わるけれども、次、総務費でまたやりますので、がつつりこれをやるので、大前提で改めて言っておきます。たばこ税は、たばこを吸う方のための施策に使うべきだと私は思っております。今日はこれで終わります。

○石田（秀）委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、154ページの物品売払収入の防災ラジオ売払代金と、あと、179ページの議会費から、行政視察について伺いたいと思います。

まず、防災ラジオに関わって、防災行政無線のほうから聞いていきたいのですけれども、防災行政無線が聞こえづらいという声は、これまでも多く出されておりましたし、改善の声も多く寄せられておりました。防災行政無線について、聞こえづらい点の改善は何かされてきているのか伺いたいと思います。

○羽鳥防災体制整備担当課長 防災行政無線についてお答えいたします。

防災行政無線については、住宅の機密性の向上であったり、遮音性の向上、また、周辺の建築物への音声の反響などにより、室内では聞こえづらいという現象がございます。そういった声も多々いただいているところでございます。

区といたしましては、そういった課題も踏まえ、平成24年度から防災ラジオを導入いたしまして、室内でも防災行政無線の音声が届くような体制をとっているところでございます。

また、それに加えて、現在は、ホームページ、しなメール、LINE等でも防災行政無線と連携いたしまして、文字情報で確認をできるというような体制をとっているところでございます。

○石田（ち）委員 区民の方からは、他区で防災行政無線をたまたま聞いたときに、とてもクリアに聞こえたという声も寄せられておりまして、他区の防災行政無線の仕組みと違いはあるのでしょうか。そういったところの状況を参考にしたりはしているのか。先ほど課長もおっしゃったように、町の状況、ビルの高さとか、そういうところもあると思うのですけれども、そもそもの仕組みの違いはあるのでしょうか。

○羽鳥防災体制整備担当課長 他区との比較というところでございますけれど、具体的に他区とどういった違いがあるのかというところまで詳細を把握はしてございませんが、現在の防災行政無線は、令和4年度以降、デジタル化をいたしまして更新を図っているところでございます。それに合わせまして、防災ラジオも更新をしているところでございます。

○石田（ち）委員 家の中で聞くと、その声が響いていくのが終わる前に、もう次の声が聞こえてくるというところで、本当に聞こえづらいというのは、よく出される、私たちもよく受ける声なのですけれども、私たちもやはりその際に、防災ラジオがあることをお知らせはしております。

そして、その防災ラジオについて伺っていきたいのですけれども、防災ラジオは、現在、区が助成をして、65歳以上の高齢者は1,000円、障害者手帳を持っている人に1,000円で、そして非課税世帯にも1,000円で販売されていると。その他の方は2,000円で販売されています。

以前よりも、たしか安価になって購入できるようになっていると思いますけれども、有料だということで、本体価格と、あと販売実績、新しくなってからの防災ラジオの販売実績を教えていただきたいと思えます。

○羽鳥防災体制整備担当課長 防災ラジオの販売実績でございます。

先ほど申し上げましたとおり、令和4年度以降、防災行政無線のデジタル化に伴い、防災ラジオの更新を図りました。令和4年度以降の実績でございますが、これまでに累計で、高齢者等世帯、1,000円ご負担いただいている分でございますが、台数といたしましては4,150台。金額といたしましては415万円。一般世帯、こちらは2,000円ご負担いただいている分でございますが、台数としては574台、金額といたしましては114万8,000円、合計いたしまして、4,724台、金額といたしましては529万8,000円という状況でございます。

○石田（ち）委員 高齢者の方では、累計で4,150台ということで、やはり聞こえづらい、だからクリアに聞きたいというところでは、防災ラジオが本当に役に立っているのだなというふうに感じます。

私も古いときの防災ラジオを自宅に置いていたときは、本当に「こちらは品川区です」というふうに聞こえてくるものが、家の中で全て聞こえてくるという、こういうふうに聞こえてくるのだなと、なかなか日中、家にいないもので、たまに聞くとすごく便利だな、きちんと情報が入ってくるのだなということが確認できたわけなのですけれども、この防災ラジオですけれども、23区で見ると、港区は住民税非課税と生活保護世帯は無償で配布されております。それ以外の方は1,000円です。新宿区は、災害時要援護者に無償貸与ということで、無償の枠がつくられているのです。やはり聞こえが悪くなっていく高齢者や、災害時の避難の情報がいち早く必要な障害者等、無償の枠を品川区もつくるべきではないかなと。この台数を見ても、やはり一般よりも高齢者の方々のほうが、10倍とまではいかないのですけれども、多く購入されているという状況もありますので、やはり必要とされているのではないかなと

思いますので、この無償の枠を設けていただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○羽鳥防災体制整備担当課長 防災ラジオの無償枠でございますが、他区、様々事情はあるかと思えますけれども、今回、今年度、防災ラジオにつきましては、やはりデジタルツールが苦手な高齢者の方にとっては、非常に有効な情報発信のツールだということを考えております。そのため、今年度、防災ラジオの販売台数を増加させるために注力を行いました。

例えば、各地区の総合防災訓練等で出張販売をして、直接その場でお渡しできるような体制もとったところでは。

そういった取組の中で、実際にお申し込みいただいた方からアンケートをとりました。そのアンケートの中に、今回の1,000円と2,000円の価格設定について、安いか、妥当か、高いかというところでアンケート調査を取らせていただきました。

その結果によりますと、114名の方からご回答をいただきましたが、「安い」とご回答いただいた方が46%、「妥当」とご回答いただいた方が50%、こちらを合計しますと、96%の方が「安い」方等々ということでご回答をいただいたところでございます。

品川区といたしましては、政策立案する際に、EBPMということで、エビデンスに基づいてプランするという取組をしております。こういった結果が得られましたので、今後、品川区といたしましては、価格、無償枠をつくるというよりは、まずは今の防災ラジオの機能、利点、そういったところをしっかりと区民の方に理解していただく、まずはそこが重要ではないかというふうに考えております。今後そういった取組をしていきたいというふうに考えてございます。

○石田（ち）委員 防災ラジオ普及のために様々工夫をされているのだなということが分かりました。やはりこうした災害時の大きな、たくさんの被害を受ける方というところでは、この間の災害を見ても、高齢者、障害者が多いと思います。なので、やはりさらなる普及を考えると、安い方、等価ではなく、無償で配布するということで区の姿勢を見せていくということも大事なと思いますので、引き続き求めていきたいと思います。

それで、議会費のほうにいききたいと思います。

行政視察経費が令和7年のこの議会費では538万円余が入っています。これまで経年的な行政視察の経費を伺いたいと思いましたがけれども、時間もなくなってきていますので、今までも500万円から600万円程度の視察経費がかかってきているかと思うのです。私たち、これだけの税金をかけて、毎年、二泊三日程度の視察に全議員が参加して、学習したり、参考にしたり、地方でできているわけです。ですので、しっかり報告書をつくっておりますし、この報告書を、やはり税金をかけていますので、区議会ホームページに掲載すべきということを求めてきておりました。

でも、これは部局に聞いても、答えは議会でとなるとと思いますので、ぜひ議運の委員長、また、議会改革検討会のリーダーがいらっしゃいますので、実現への議論をしていただきたいと思います。

○石田（秀）委員長 次は、大倉委員ですが、本日欠席のため、次に進みます。

次に、あくつ委員。

○あくつ委員 歳入全般から、施政方針と予算編成について。次に、総務費補助金、土木費補助金から、防災安全交付金に関連して、飯田市との交流事業について伺ってまいります。

本日から令和7年度予算案の審査に入りました。予算編成に当たり、その柱となる理念が籠もった施政方針について確認をさせていただきます。

後ほど質問と答弁を求めますので、その前提で、少し所見を述べますので、委員長、少しご容赦くだ

さい。

昨年の森澤区長の所信表明につきましては、人々の不安や不満などの区民の負を取り除き、未来に希望が持てる政策を打ち出していくことこそが政治や行政の責任であると言い切られたことに大変衝撃を受けました。

そして、それはまた私の政治信条の1つである大衆の抜苦与楽、つまり、苦しみを取り除き、幸せを与えるという方向性と軌を一にするということも申し上げました。

さて、今回の第1回定例会の開会に先立ちまして、施政方針の原稿を頂戴いたしまして、虚心坦懐に読ませていただきました。途中から全身に鳥肌が立ち、汗が出て震えてまいりました。文字どおり震えました。まともな政治家だったら、多分そうだと思います。そして、読み終わったときに茫然といたしました。よもや品川区議会において、このような施政方針を我が耳で聞ける日が訪れるとは夢にも思いませんでした。

私ども公明党が、2040ビジョンでも示す、あと15年後に迫った2040年問題という品川区を含む我が国全体が避けられない根源的な課題に真正面から向かい合った上で、次のように宣言されました。

社会に漂う閉塞感を打ち破り、未来に希望が持てる社会をつくるため、我が国の抱える様々な構造的課題から決して目を背けることなく、問題の本質を見定めながら、なすべきことをなす、これこそが政治の責任である。もとより基礎自治体である品川区として何をなすべきか、どのような社会を築いていくのか、この解を示すことが、今、私たちに問われています。

昨年に引き続き、またしても政治の責任と区長は言い切られました。そして、解を問われている私たち、責任ある私たちとは、言うまでもなく、区長、区役所に加え、我々区議会をも含んでいると解釈しております。

さらに、ベーシックサービス論を提唱する慶應義塾大学の井手英策教授との出会いに触れまして、弱者を救うのではなく、弱者を生まない社会を、ここ品川から模索していくことこそが未来に対する使命であるとも宣言されました。

森澤区長が演壇で思いを込めながら一言一言語られた施政方針は、間違いなく、私は歴史に残るものだと確信をしております。

中には、ベーシックサービス論をご存じないがゆえに、施政方針の意味を社会主義とか、〇〇主義と勘違いをして、都合よく我田引水してみたり、今日もありましたけれども、あえて曲解して批判する意見もあるでしょう。

委員長の許可を得て、最近の井手教授の新書『ベーシックサービス「貯蓄ゼロでも不安ゼロ」の社会』を皆様にお示しします。最近まで本屋さんで平積みになっており、若い層を中心によく読まれています。もし間違いなく施政方針を引用されるということであれば、ぜひご一読をいただければと思います。

少し質問します。

これ、言っていないけれども、財政課長、企画課長、この本はお読みになられましたでしょうか。

〇崎村企画課長 昨年の施政方針の中にも書かせていただいたように、区長が井手教授のお話をお聞きしたということを伺いまして、私も井手教授の本を購入しまして、自席の横に置いてあります。

〇加島財政課長 私のほうでも書籍を拝読させていただきました。

〇あくつ委員 私は、言葉の力を信じています。しかし、実践を伴わない批判のための批判、根拠のないデマ宣伝、空疎な論というものを最も嫌うところです。論より証拠。この2年間、議会質問等で真

剣にお伝えしてまいりました多胎児の保育園の入園点数加算、ウクライナ避難民への支援、夏休みのお米プロジェクト、トイレトラックの導入、トイレ確保管理計画の策定、飯田市との交流、保護者補助金の増額、産後ケアの宿泊型の拡充、学校制服・修学旅行の無償化、子どもへの朝食提供、そして大学奨学金の創設等に至るまで、切実な区民の声に対して、ウェルビーイングに必要であると考えれば、リスクを恐れず、間髪を入れず、大胆かつ積極的に実行されてきた森澤区政をこの目で見てまいりました。

また、語らずとも多くの区民がウェルビーイングを感じています。語らずともと言いましたけれども、たくさんの意見を私もいただいています。多分、区議会の方もいただいていると思います。

今後の市政方針において、区長がさらなる区民のウェルビーイングを目指して、具体的な政策の理念をベーシックサービスに定めたことについても、言葉だけではなく、果敢に挑んでいかれることを信じております。

質問します。

森澤区長と井手教授は、昨年の邂逅以来、親交を温め意見交換をされていらっしゃるとお見受けしますが、今回の施政方針および令和7年度予算案、つまり、ベーシックサービスという強力な理念を据えられたウェルビーイング予算2.0について、提唱者である井手教授はどのようにご覧になられたのか伺います。

○森澤区長 ありがとうございます。施政方針、そして、市政方針に示されている令和7年度予算案につきまして、井手教授からは、ご自身のSNSで発信されていましたが、施策、財源、社会像が調和しているというふうに評価をいただいております。

つまり、目指すべき社会像があつての基礎的な行政サービスを提供するという無償化の施策であつて、そして、その財源が担保されている、その3つがそろふことが肝要であるということでもあります。

翻つて、教授は、国では、高校の無償化、給食費の無償化が議論されているものの、何よりも、あるべき社会像と結びついていないことが残念であるというふうにもご指摘をされています。

つまり、ただやみくもに無償化をすればよいということではなくて、品川区は、その前提となる自己責任の社会から、分かち合い、満たし合いの社会へ、そして弱者を救うのではなくて、弱者を生まない社会、そうした社会を築いていくという方向性を示しているということが非常に重要であるということでもあります。

また、井手教授は、施政方針で示したそういった予算案につきまして、制服の無償化など驚くような政策の束とも評価いただいておりますが、先日の国における衆議院の予算委員会でも、品川区の施策が取り上げられ、それに対して、石破首相が何度か答弁をするというような、そういった場面もありました。国の議論にも一石を投じているというふうにも実感しております。

引き続き、議会の皆様とともに、様々な建設的な議論をしながら、目指すべき社会像に向けて精進していければというふうに思っております。

○あくつ委員 公明党全体としても、私ども品川区議会、公明党品川総支部としても、井手教授を招きして、ベーシックサービスについて何度も教えを請うてきたのですけれども、あるべき社会像の示し方とさつきありました。これを含めて、公明党も含めて、国政政党、政治家の覚悟の足りなさはいつもお叱りを受けています。そういった中で、今般、森澤区長の施政方針、予算案について、井手教授が、今、私もSNSを拝見しましたが、施策、財源、社会像が調和している。心からの拍手を送りたいと評価されたことは非常に大きいと。恐らく井手教授にとっても、政治の世界で初めてずっと提唱されてきたベーシックサービスが、調和のとれた形で表現されたこの品川区においてということ、驚きと率直

な喜びの表現であると感じたところです。

最後になりますけれども、ベーシックサービス論の提唱者本人から、調和がとれ、政策の束との評価を受けた予算案ですから、全国から注目を浴びるのは不思議ではない。先ほど国会でも取り上げられたというお話がありました。そういった認識で予算審議に臨んでまいります。

そうしましたら、次に、飯田市との交流事業について伺ってまいります。

リニア中央新幹線が開通すれば、僅か45分で結ばれる未来のご近所となることを機に、昨年10月、品川区は長野県飯田市と災害時における相互援助に関する協定を締結し、防災の観点から協力体制を図ることとなりました。

協定締結後の昨年12月、森澤区長は、飯田市を訪問され、佐藤市長との懇談や飯田市を視察されたと伺っております。

我々公明党は、今から10年近く前から、飯田市議会公明党と交流連携をしながら、相互の議会質問において、協定締結を含む交流の深化、深まりを求めてまいりましたので、首長同士の早速のトップ交流を大変に頼もしく思っております。

後ほど述べる対談上で、森澤区長も、私が区長に就任してから初めて手がけた自治体との協定ということもあり特別な思いがあるとの率直なご感想も拝見しました。長期にわたる民間交流が実を結び、機が熟し、交流の機運が高まった今、鉄は熱いうちに打てという、こういった必要があると思います。今後は、リニア中央新幹線開通まで、具体的な交流事業の具体的な企画立案、制度設計の段階に入ると私は思っております。

質問いたします。

昨年の決算特別委員会で、飯田市との交流は、水と緑の市町村との交流事業基金構想の目的にぴったりと当てはまることから、さらなる関係性の深化のためにも、早川町や山北町に加えて、飯田市を水と緑の市町村交流事業に加えてはどうかとご提案申し上げました。その後の検討状況について伺います。

○勝亦総務課長 飯田市との交流、リニアの関係で、ずっと品川のイベント等に出させていただいております。そういった中で、防災に限らず、今後、地域のにぎわいですとか、教育などで多角的に交流ができればというふうに考えてございます。

具体的には、区としましては、早川町、山北町、水と緑の交流、それ以外にも、福井県坂井市、それから高知県との連携交流等を行っております。そういった中で、双方で一緒に具体的に、どのように効果的な交流ができるか、一緒に考えていきたいと考えております。

○あくつ委員 水と緑の交流についてのことをお伺いしたのですけれども、なかなか進んでいないのかなという印象を受けましたが、ぜひよろしく願います。

さて、本年1月1日、飯田市の中央新聞社である南信州新聞の元旦号において、飯田市の佐藤市長と森澤区長の対談が大きく掲載され、元旦号の目玉として多くの飯田市民がそれを目にしました。私ども会派の代表質問において、元旦号の新春対談で、佐藤市長から、疎開保険のご提案があったことを取り上げました。佐藤市長は、鳥取県智頭町の疎開保険の例を挙げて、1年間の保険料が1万円、万が一災害に遭い、被災地から智頭町へ疎開をされる場合、1日3食、7日分の宿泊場所を提供する。災害がなく、智頭町に疎開をされなかった場合、加入者特典として、智頭町自慢のこだわりのお米や野菜などの特産品を、年1回配送するという仕組みです。

この疎開保険ですが、相互援助協定のより具体的な深化、交流の深まりとして、非常に可能性がある事業だと感じています。

佐藤市長の提案に対し、森澤区長も、お互いに顔の見える関係性ができるところがよい、何かあったときに避難させてもらったり、助けに来てもらうなどの関係性は、日頃のつながりが重要となる、そういった意味で、よい取組ではないかと応じておられました。

疎開保険について、飯田市と品川区相互の検討状況について教えてください。

○勝亦総務課長 疎開保険について、具体的にまだ飯田市とは協議に入っている段階ではございませんが、鳥取県智頭町の取組を参考に、それぞれ保険料ですとか、あと、特産品をお送りするような、そういった交流を促進する保険の形をとっていたと思います。こういった形の特産品を送ったら喜ばれるのかですとか、一緒になって、一生懸命、それぞれにメリットのある疎開保険にしていきたいと考えております。

○あくつ委員 一生懸命一緒に考えていくというご答弁をいただきました。未来のご近所として、飯田市との連携、交流については、これまでにない切り口で積極的に進めていただきたいと願っております。

例えば、防災課や地域活動課が連携をして、宿泊施設の特別価格によるあつ旋や交流バスツアーなどの企画も考えられますが、いかがでしょうか。

また、このような提案を私どもから単発で議会から申し上げ確認するというのも重要だと思います。なかなか進んでいないということも確認する上で。やはり区長の今回の飯田市訪問のように、区長と市長が1年に一度はお互いの都市を定期的な訪問をしたり、また、交流を促進するためには、両都市の職員がお互いの率直な思い、顔を見ながら、交流をして、顔が見える定期的な会議体を設置したほうがよいのではないかと思います。

そして、その上で、両都市の関係課で交流事業の企画立案と効果検証を毎年実施していく、こういった形をとっていくことが重要だと思いますが、このままでは、多分、検討、検討でなかなかずるずるいってしまうのかなという危惧がありましたので、提案をさせていただきました。いかがでしょうか。

○勝亦総務課長 早川、山北、それから高知、坂井と、それぞれと協定を結んで交流を図ってまいりました。そういった中で、トップ同士の交流、それから議員の方のご支援、そういったものを踏まえながら、双方と一緒に考えて、効果的なものを進めてきたというのが実感でございます。

坂井市とは、花海道にもゆりを植えてございます。その際には、私自ら花海道に鍬を持って開墾いたしました。ゆりを植えるところをゼロから開墾いたしました。そういった中で、飯田市とも交流していきたいと思っております。

○石田(秀)委員長 次に、まつざわ委員。

○まつざわ委員 私からは、147ページ、公立学校給食費負担軽減事業補助金について触れていきます。

有機食材、この2日間、いろいろな委員からも様々聞きました。これ、私も「夢見る給食」、ご存じでしょうか。あの映画を見に行つて、初めて有機野菜というものに触れまして、そうしたら、おかげさまで、あれよあれよといううちに、○○○○○○○○○○とか、いろいろ言われまして、事実は全く違うものですね。事実は全く違って伝わる怖さというのは、全く本当に事実と異なる報道とか、そういう風評は改めて怖いなということは本当に思いました。ですので、やはり議会として、事実関係はしっかりと確認して、第一会派として、責任ある政策提言を行っていきたいと考えております。

お話も聞きました学校給食の有機野菜導入に至った経緯、国のみどりの食料システム、そういうところから入っていたとありました。

でも、一方で、給食がおいしくなくなったとか、そういった報道も、間違っただけですけれども、そういった言葉をとるような報道もたくさんある中において、やはり間違っただけの経緯が大変多くあると思っています。

だからこそ、この導入の経緯とか、導入に係る考え方は、改めてこれは教育長からしっかり発言していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○伊崎教育長 それでは、私から、学校給食への有機、特別栽培野菜導入に至った背景として、その考え方についてご説明させていただきます。

まず、改めて日本の農業の現状を見ていますと、令和3年5月、政府が公表したみどりの食料システム戦略において、2050年までに目指す日本の農業の姿として、耕地面積に占める有機農業の取扱面積の割合を25%に拡大するという目標を国の戦略として決定しております。

これに合わせて、政府においては、環境負荷を低減するような農業を行っている事業者に関して、交付金を上乗せする制度が既に導入されています。

一方で、需要を生み出す取組も重要という考えのもと、農林水産省では、学校給食での有機農産物の利用を推進し、既に千葉県出水市など100を超える多くの自治体で導入が図られています。

今回の予算案での施策は、こうした国の大きな方針の中で、可能な範囲で環境保全型農業を推進するという観点から、全国の大きな潮流に区として参画したというところでございます。

現在、学校給食の食材につきましては、全国各地、あるいは輸送に伴う温室効果ガスの排出が懸念される海外からの輸入食材の利用をしているため、国産の食材を利用する、そして環境負荷の少ない有機野菜、特別栽培野菜を利用することは、持続可能な産地や地球環境に資すると考えております。

SDGs 未来都市に選定された区として、農地が全くない品川区であるからこそ、政府の方針と軌を一にする形で、子どもたちに地球環境に優しい食材を利用してまいります。

○まつざわ委員 地球環境に優しい食材を推進していく、それはまた国のシステムもあるからこそ進めていくという品川区の心意気は分かりました。気持ちは分かりました。

その中で、学校給食は、やはりすごく複雑であって、供給業者の方、また、栄養士は、会派でヒアリングを相当行ってまいりました。それで、各供給業者は、やはり思いがあるということを改めて思いまして、何かといいますと、結局、子どもが食べる給食に対して、供給業者は、栄養士のお願い、例えば、ジャガイモこう切ってくださいということには、もう全部対応していくのです。クリームと言ったらあれですけども、数ある中のジャガイモが少し悪いと言ったら、やはり返されてしまうのです。でも、それをすぐに行くのも、現在やっている供給業者なのです。

これでまた報道が、一括管理で配送するなどと言ってしまうと、例えば、供給業者も、有機野菜が駄目とか、そうではなくて、やはり心配するのは、物がきちんと届くとか、子どもたちに、栄養士もそうですけれども、トラブルがあってはいけないというのは、全員がみんな考えることは、やはり子どものためなのですね。

そういった部分において、お話の中では、予算が可決されてからお話を聞きますという話もありますけれども、栄養士たちも、供給業者も、不安だ、不満だという思いが相当強いのかなと思ったのです。でも、それは、品川区としては森澤区長の肝入りです。負を取り除くということが、品川区のスタイルでありますから、やはり供給業者、そしてまた栄養士の皆さんには、改めてしっかりと話し合い、そして、検討の場、丁寧な対応が絶対に必要ですし、声を聞く、必ず声を聞いていただきたいと思っています。

既存の納入業者、栄養士には、当たり前ですけれども、真摯に向き合っていただくことを強く求めますが、ご見解をお聞かせください。

○伊崎教育長 これまで食材の納入を担っていただいていた地元の事業者の方や、各学校で給食業務を行う栄養士などへの対応についてですが、まずもって、これまでも学校給食を下支えしてきていただいた地元事業者の方や栄養士の皆様に、改めて敬意を表したいと思います。

そうした視点に立って、予算案のご議決をいただきましたら、直ちに地元や栄養士など、関係する皆様に丁寧な説明や意見交換を行って理解を得てまいります。

具体的には、現場の実情を丁寧にお聞きしつつ、事業者の皆様におかれましては、引き続き持続可能となるような発注供給形態がいかなるものか、また、栄養士の方々においては、例えば、これは言うまでもない当然のことではありますが、万が一にでも野菜に虫が混入することが決してないような納入要件の設定など、様々な方策を検討してまいります。

もとより市場の動向や現場の実情を踏まえながら、こうした関係する皆様とともに進めていける持続可能な方策を適切かつ柔軟に検討してまいります。

○まつざわ委員 給食の中では財源のお話も出ました。お金が高いとか、そういったいろいろなお話もありましたけれども、この給食費の予算総額、これは17億円のうち2,800万円ぐらいですか、約1.6%になると思いますが、この財源は、お話の中だと、一般財源の中から出るとは思いますが、どこから捻出する予定なのかお聞かせください。

○伊崎教育長 財源につきましては、予算案の段階では一般財源として置いておりますが、先日の予算案プレスの発表を受けて、現在、都内の篤志家の方から、本事業を積極的に応援、後押しするべく、区へ寄附したいとお申出を受けているところであります。

具体的には、有機食材の導入に係る所要経費2,800万円に相当する額を、毎年、寄附をするとの申込みを先日いただいたところでして、この寄附を実際に受け入れた暁には、実質的には一般財源を用いることなく維持することができると考えております。

なお、今回の給食費予算についてですが、有機食材の導入とは別に、1当たりの単価を50円程度の引き上げを予定し、予算案に計上しております。

こうした給食費単価の引き上げと相まって、物価高騰対策はもとより、学校給食の質と量の充実、そして日本の農業の持続性に資する環境に優しい給食の提供をしてまいります。

○まつざわ委員 分かりました。寄附があったというお話、大変すばらしいと思いますけれども、結局、一般財源を使わなくても、モニタリングと検証は絶対に必要ですので、ぜひやっていただきたいと。

それで、また提案ですけれども、〇〇〇こうやって進めていくよりも、例えば、すみません、言葉を間違えました。進めていくよりも、有機野菜の日、誰かお話がありましたね。例えば、試行期間で少しチャレンジしてみるとかいて、そういった感覚も必要かなと思いますけれども、すみません、時間がなくて。

○伊崎教育長 まずは今回の取組、新規施策ですので、トライアルと捉え、柔軟かつアジャイルに進めていく、こうした形で随時改善を図っていきたいと思います。

○石田（秀）委員長 以上をもちまして、本日の予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、7日金曜日、午前9時30分より開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後7時15分閉会

委員長 石田 秀男